

中井町第4次障がい者計画

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

(素案)



「中井町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の成果目標については、近隣市町との事業調整の結果により、現在の掲載内容・数値等が変更となる場合があります。

※ 記載内容は、12月末日時点の内容となります。

令和6年1月

中井町

は じ め に

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の策定方法と体制.....	3
第4節 計画の対象	4
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	5
第1節 障がいのある人の状況.....	5
第2節 アンケート調査結果.....	10
第3節 ヒアリング結果.....	38
第4節 前計画における主な施策の評価・状況とこれからの課題.....	41
第5節 新たなこれからの課題について.....	64
第3章 障がい者計画	65
第1節 基本理念	65
第2節 基本目標	66
第3節 施策体系	68
第4節 施策の展開	69
第4章 前計画(中井町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)の実施状況 ..	88
第1節 成果目標に対する実施状況.....	88
第2節 障がい福祉サービス・相談支援の計画値(見込量)に対する実績.....	92
第3節 障がい児支援の計画値(見込量)に対する実績.....	95
第4節 地域生活支援事業の計画値(見込量)に対する実績.....	96
第5節 障がい児支援の計画値(見込量)に対する実績.....	99
第5章 「中井町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の成果目標 ..	100
第1節 第7期障がい福祉計画の成果目標.....	100
第2節 第3期障がい児福祉計画の成果目標.....	107
第6章 障がい福祉サービス等の見込量	109
第1節 障がい福祉サービスの見込量.....	109
第2節 障がい児福祉サービスの見込量.....	115
第3節 地域生活支援事業の見込量.....	117
第7章 計画の推進体制等	123
第1節 計画の推進のために.....	123
資料編	125
中井町障害者福祉計画策定委員会設置要綱.....	125
中井町障害者福祉計画策定委員会委員名簿.....	127
用語一覧	128

第1節 計画策定の背景と趣旨

本町では、障がいのある人もない人も、誰もが笑顔で安心して暮らせるまちづくりを目指し、『誰もが住み慣れた地域で自立し安心して暮らせるまち』を基本理念として、「中井町第3次障がい者計画」を平成30年3月に、「中井町第6期障害福祉計画」及び「中井町第2期障がい児福祉計画」を令和3年3月に策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

国では、平成30年3月に「障害者基本計画（第4次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組み、さらに、同年6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下「障害者文化芸術推進法）」、令和元年6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法）」、令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児支援法）」、令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行され、様々な法整備が進められてきています。

令和5年3月には、このような制度の変化や東京オリンピック・パラリンピック、新型コロナウイルス感染症拡大とその対応、持続可能で多様性と包摂性のある社会への実現の要請といった社会情勢を踏まえ、国において「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化している中で、本町においても、さまざまな施策を推進し、住み慣れた地域で生活し続けることのできる障がい者福祉の向上を図ってきました。

社会全体の高齢化や核家族化に伴い、障がいのある人の増加と高齢化、障がいの重度化がみられ、障がい福祉のニーズは多様化してきています。障がいのある人に係る制度と社会情勢が大きく変化を続ける中、自らの意思により自立し地域で安心した生活を営むことができる社会環境をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

本町では、「活力」、「快適」、「安心」を基本理念とした「第六次中井町総合計画」の福祉分野の基本施策のひとつとして「みんなで支えあう福祉のまちづくり」を位置付けており、本計画においても、その実現に取り組むこととしました。

「中井町第3次障がい者計画」及び「中井町第6期障がい福祉計画」・「中井町第2期障がい児福祉計画」が令和5年度末で計画期間を終了することから、国による障がい者制度改革の動きを反映し、個別施策の見直しを含めた「中井町第4次障がい者計画」及び「中井町第7期障がい福祉計画・中井町第3期障がい児福祉計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

(1) 策定の根拠

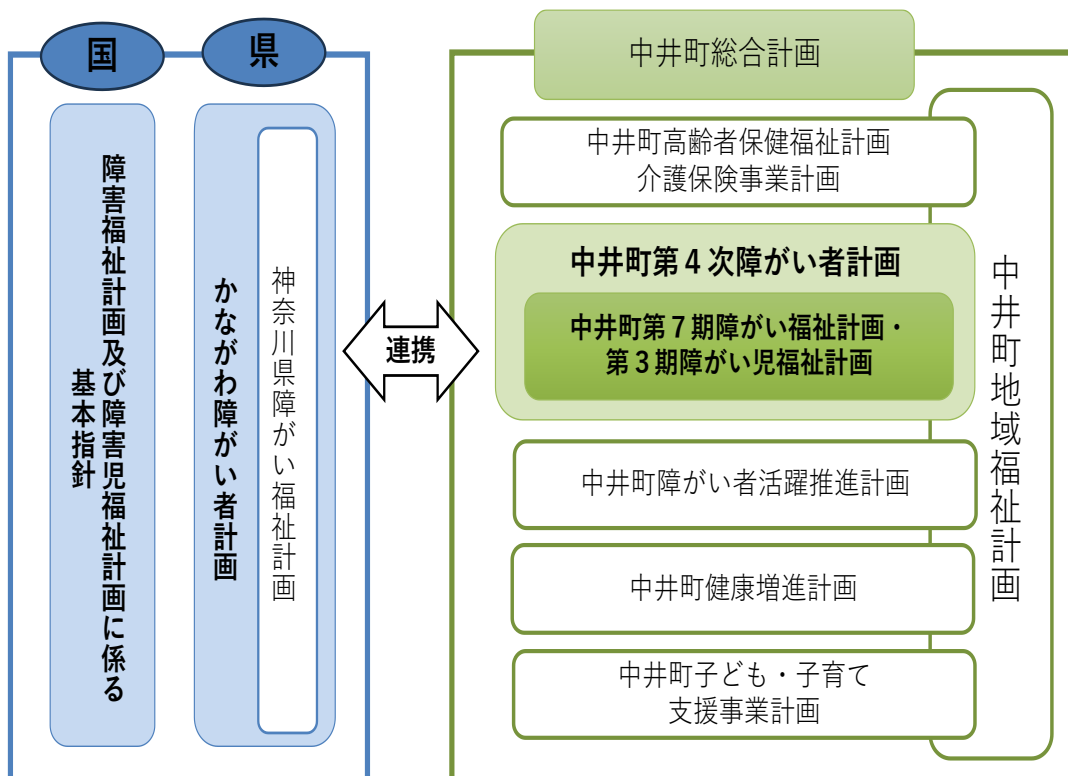
本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき定められる「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に基づき定められる「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づき定められる「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、「市町村障害計画」を策定や変更する場合には、同項の規定の趣旨を踏まえることとされています。

本計画は、町が取り組むべき今後の障がい者施策の基本方向を定めた総合的な計画であると同時に、町民や関係企業・各種団体等が、自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものであり、「かながわ障がい者計画」、「神奈川県障がい福祉計画」との整合・連携を図る計画です。

(2) 他計画との関係

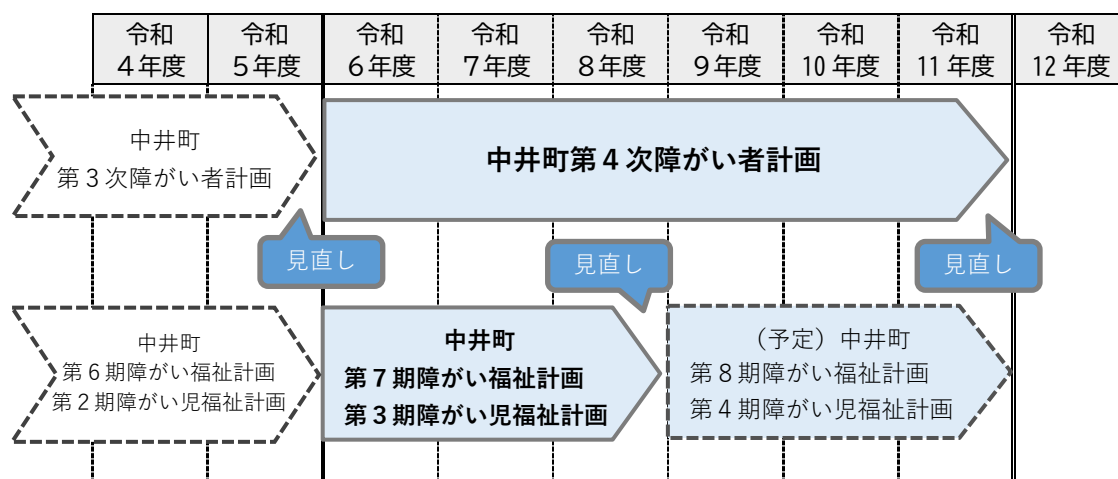
本計画の策定における国、県を含めた計画、及び本町においての他計画との関係は次のとおりとなります。



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、「中井町第4次障がい者計画」については令和6年度から令和11年度までの6年間とし、令和11年度において見直しを予定します。

「中井町第7期障がい福祉計画・中井町第3期障がい児福祉計画」については、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、令和8年度において見直しを予定します。



第3節 計画の策定方法と体制

本計画は、中井町障害者福祉計画策定委員会を設置し、各種調査による課題、計画の進行状況や評価、障がい者施策に関する地域の課題やニーズの把握を行い、施策の検討を行いながら策定しました。

(1) 障がい者施策に関する地域の課題やニーズの把握

障がい者施策に関する現状と課題を把握するとともに、障がいのある人のニーズや要望を把握するため、障がいのある人・一般町民を対象に「中井町障がい福祉計画アンケート調査」を実施し、障がい福祉事業所等を対象に、障がい福祉施策等に関するヒアリング調査を実施しました。

(2) 情報の公開

計画策定の基本的な考え方をはじめ、町民と障がい者施策に関する情報を共有することが重要であることから、パブリックコメントにて計画素案を公表し、広く町民から意見募集を実施し、多様なお意見、情報、専門知識を提供していただきました。

(3) 策定体制

学識経験者や地域の障がい福祉にかかわる関係者、当事者などにより構成される「中井町障害者福祉計画策定委員会」において意見聴取し、計画に反映します。

第4節 計画の対象

障がい者（障がいのある人）とは、障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

本計画は、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものであるため、障害者手帳の有無に関わらず、障がいや難病などがあるために日常生活又は社会生活を営むうえで、何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある人だけでなく、障がいのない人や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

《障がいのある人を取り巻く概況》

第 1 節 障がいのある人の状況

(1) 人口構造の推移（住民基本台帳人口）

① 年齢3区分別人口の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～14歳	939	885	845	812
15～64歳	5,262	5,153	5,021	5,009
65歳以上	3,193	3,224	3,233	3,247
年齢不詳	0	0	0	0
合計	9,394	9,262	9,099	9,068

資料：税務町民課（各年1月1日現在）

② 世帯数の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
世帯数	3,794	3,799	3,789	3,815

資料：税務町民課（各年1月1日現在）

(2) 障がいのある人の現況

① 身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
所持者数	363	379	398	415

資料：福祉課（各年3月31日現在）

② 療育手帳所持者数の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
所持者数	110	111	113	116

資料：福祉課（各年3月31日現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
所持者数	63	63	71	81

資料：福祉課（各年3月31日現在）

(3) 身体障がいのある人の状況

① 等級別の身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	128	135	146	150
2級	58	61	61	67
3級	51	53	55	57
4級	76	80	84	88
5級	23	23	23	24
6級	27	27	29	29
合計	363	379	398	415

資料：福祉課（各年3月31日現在）

② 年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	3	3	3	3
18歳以上	360	376	395	412
合計	363	379	398	415

資料：福祉課（各年3月31日現在）

③ 障害種類別の身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚	30	31	32	33
聴覚・平衡	35	35	37	38
音声・言語	2	2	2	2
肢体	183	187	192	199
内部	113	124	135	143
合計	363	379	398	415

資料：福祉課（各年3月31日現在）

(4) 知的障がいのある人の状況

① 障害程度別の療育手帳所持者数の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A1	40	41	41	40
A2	27	28	29	30
B1	22	21	20	20
B2	21	21	23	26
合計	110	111	113	116

資料：福祉課（各年3月31日現在）

② 年齢別の療育手帳所持者数の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	14	15	16	17
18歳以上	96	96	97	99
合計	110	111	113	116

資料：福祉課（各年3月31日現在）

(5) 精神障がいのある人の状況

① 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	6	8	6	6
2級	39	38	43	53
3級	18	17	22	22
合計	63	63	71	81

資料：福祉課（各年3月31日現在）

② 自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
所持者数	123	145	136	141

資料：福祉課（各年3月31日現在）

(6) 難病患者の状況

① 特定医療費受給者証所持者の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
所持者数	6	6	6	5

資料：福祉課（各年3月31日現在）

(7) その他の各種受給者の状況

① 特別障害者手当の支給実績の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	4	2	2	2

資料：福祉課（各年3月31日現在）

② 障害児福祉手当の支給実績の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	0	0	2	2

資料：福祉課（各年3月31日現在）

③ 在宅重度障害者等手当の支給実績の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	4	1	1	1

資料：福祉課（各年3月31日現在）

④ 特別児童扶養手当の支給実績の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	10	9	8	7

資料：福祉課（各年3月31日現在）

⑤ 心身障害者扶養共済制度加入の実績の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
加入者数	1	1	1	2

資料：福祉課（各年3月31日現在）

⑥ 育成医療の受給者数の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	0	0	0	0

資料：福祉課（各年3月31日現在）

⑦ 更生医療の受給者数の推移 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	9	13	12	14

資料：福祉課（各年3月31日現在）

(8) 障害支援区分認定者数の推移

① 障害支援区分認定者における各区分別の人数 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	0	1	1	2
区分2	2	5	6	6
区分3	12	12	12	12
区分4	9	10	10	9
区分5	9	9	9	9
区分6	13	12	12	11
合計	45	49	50	49

資料：福祉課（各年3月31日現在）

第2節 アンケート調査結果

今回、障がい福祉施策を方向づける「中井町第4次障がい者計画」及び障がい福祉サービスの確保を目的とする「中井町第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画含む）」を策定するうえで、障害者手帳所持者（360人）と障がいのない町民（300人）を対象に「障がい福祉アンケート調査」を実施したほか、「障がい者施策に関するヒアリング」を中井町社会福祉協議会及び障がい福祉サービス事業所等のご協力のもと実施しました。

（1）障がい福祉アンケート調査概要

本調査は、町民の意識等を把握することで、中井町の福祉向上に向けた計画づくりを進めるために実施したものです。

【調査方法】

調査の対象	○障害者手帳所持者 360人 ○障がいのない町民 300人
調査方法	郵送発送・郵送回収
調査期間	令和5年3月27日～令和5年4月28日

【回収状況】

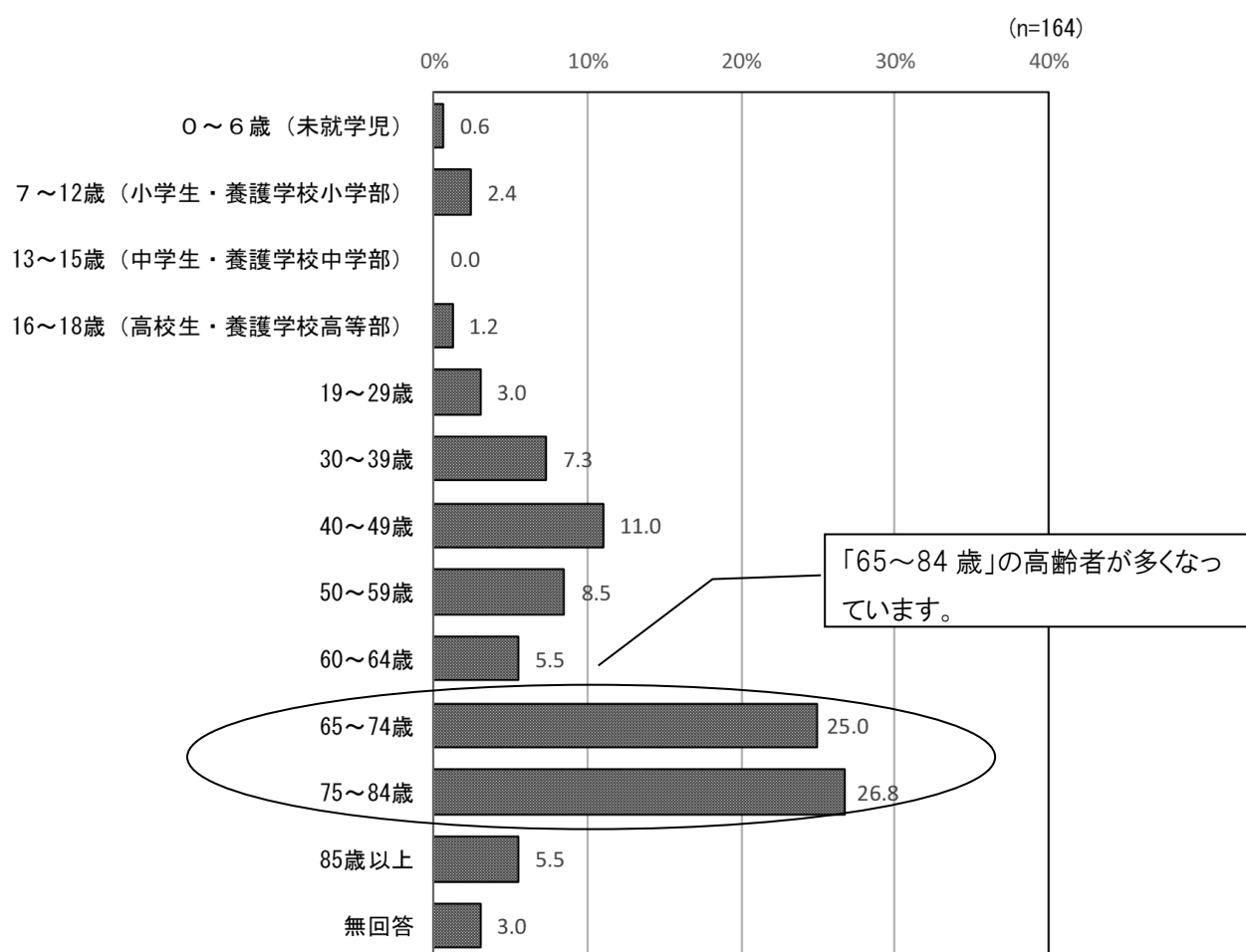
対象	配布	回収	
	配布数	回収数	回収率
①障害者手帳所持者	360票	164票	45.6%
②障がいのない町民	300票	121票	40.3%

(2) 障がい福祉計画アンケート調査結果【障害者手帳所持者対象】(抜粋)

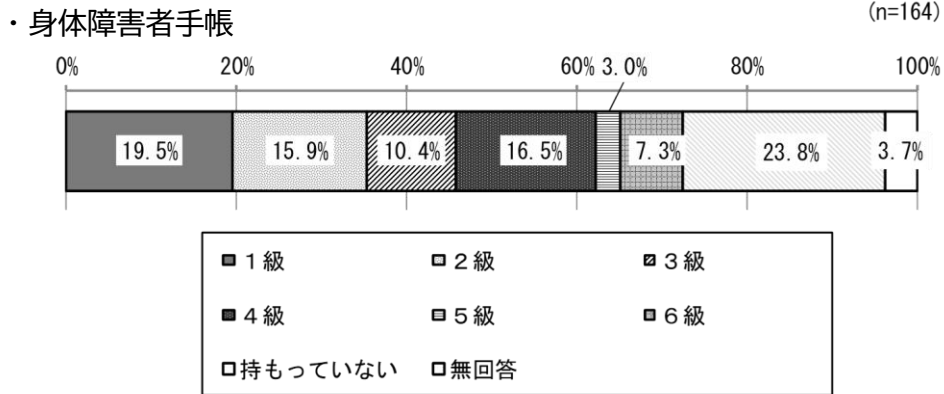
1. 調査対象者のご本人のことについて

令和5年1月1日現在の調査対象者の年齢については、「65～74歳」が25.0%、「75～84歳」が26.8%などとなっており、高齢者が多くなっています。

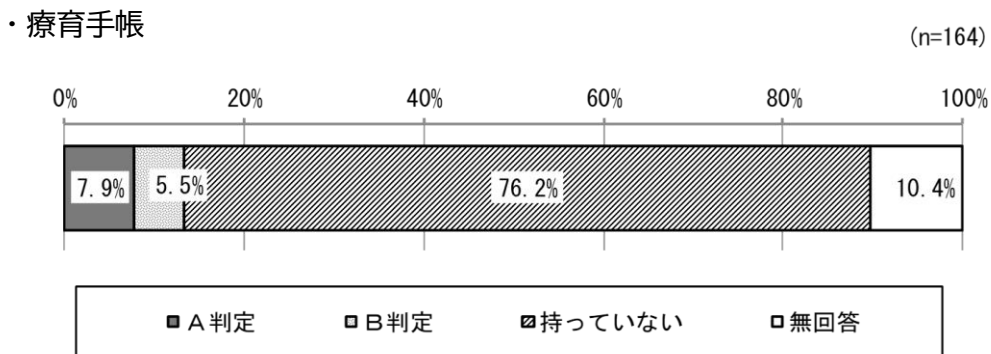
・調査対象者の年齢



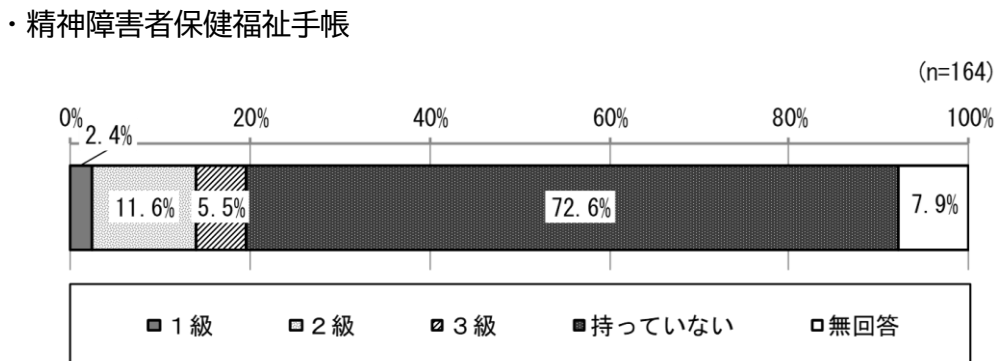
身体障害者手帳を持っている方の等級については、「1級」が19.5%、「2級」が15.9%、「3級」が10.4%、「4級」が16.5%、「5級」が3.0%、「6級」が7.3%となっています。



療育手帳を持っている方の障がい程度については、「A判定」が7.9%、「B判定」が5.5%となっています。



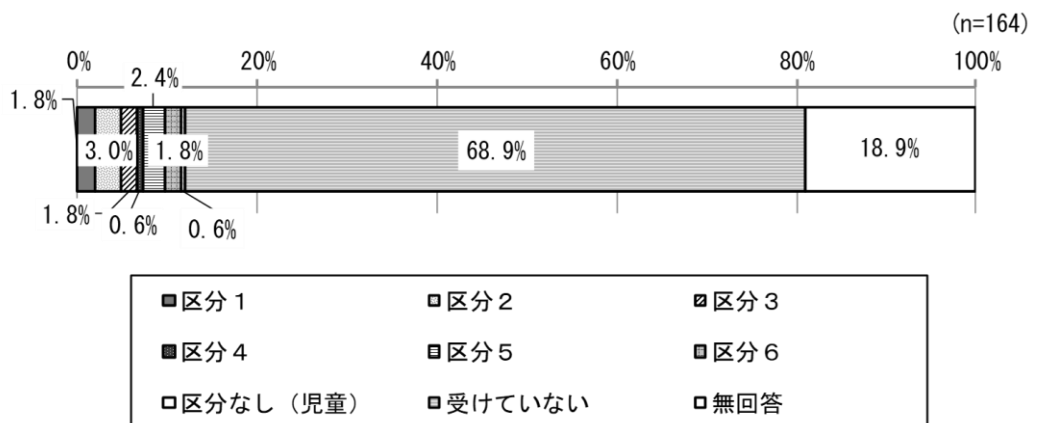
精神障害者保健福祉手帳を持っている方の等級については、「1級」が2.4%、「2級」が11.6%、「3級」が5.5%となっています。



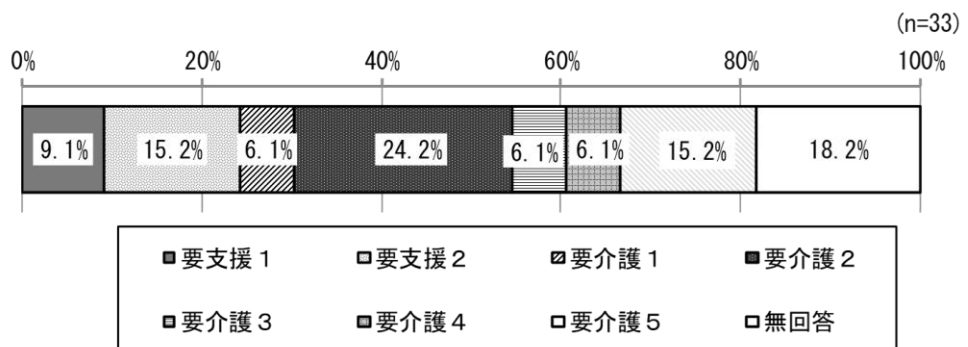
障害者自立支援サービスの障害支援区分認定を受けているかについては、「受けている」が12.0%、「受けていない」が68.9%、「わからない」が18.9%となっており、認定を「受けている」と回答した方については、「区分2」が3.0%、「区分5」が2.4%などとなっています。

また、要介護認定を「受けている」と回答した方の要介護認定区分については、「要介護2」が24.2%、「要支援2」が15.2%、「要介護5」が15.2%などとなっています。

・ 障害支援区分認定

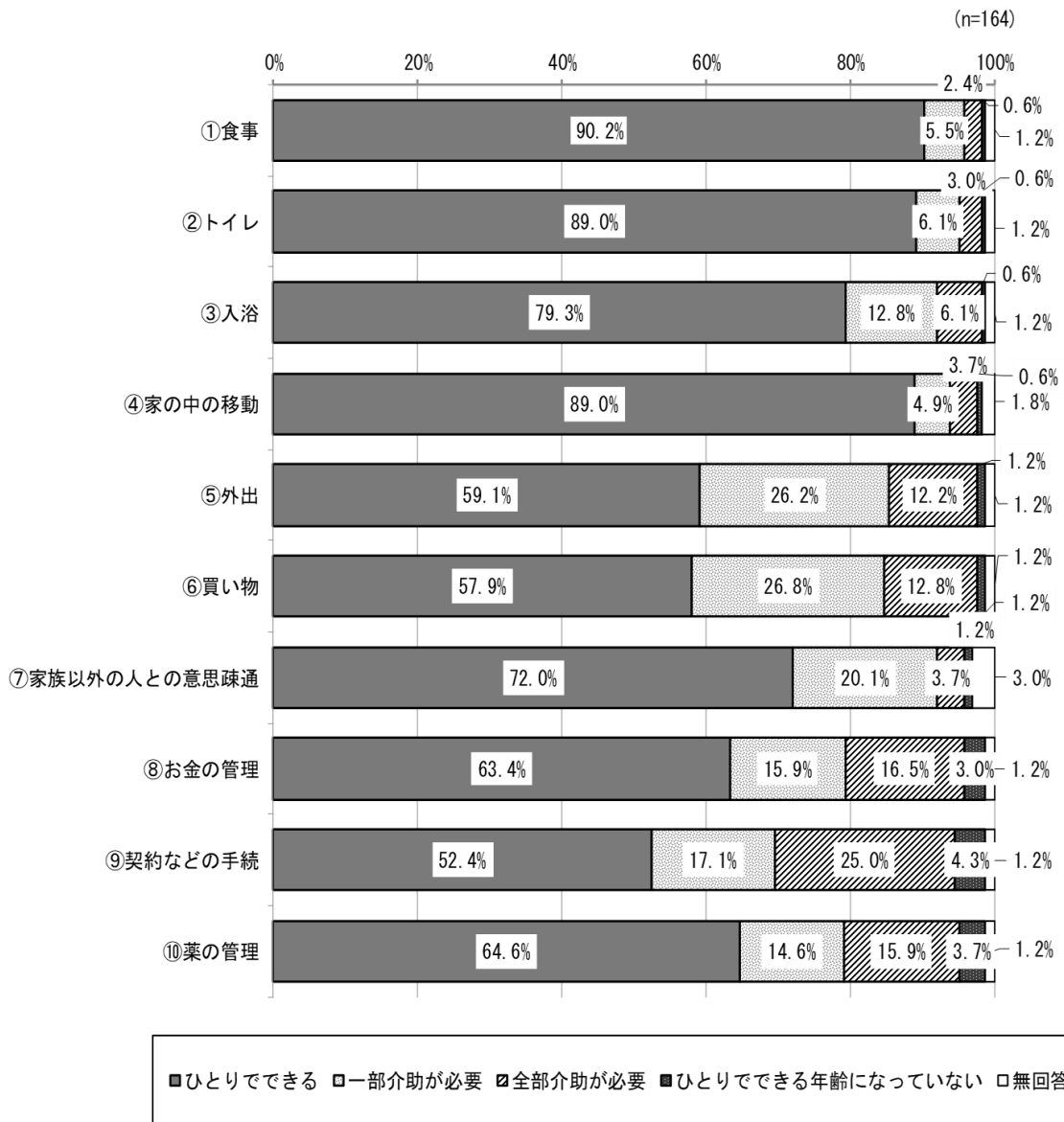


・ 要介護認定



日常生活について、「食事」や「家の中の移動」や「トイレ」については「ひとりできる」との回答が多く約9割なっています。一方で、「外出」や「買い物」については「一部介助が必要」との回答が2割強を占めています。

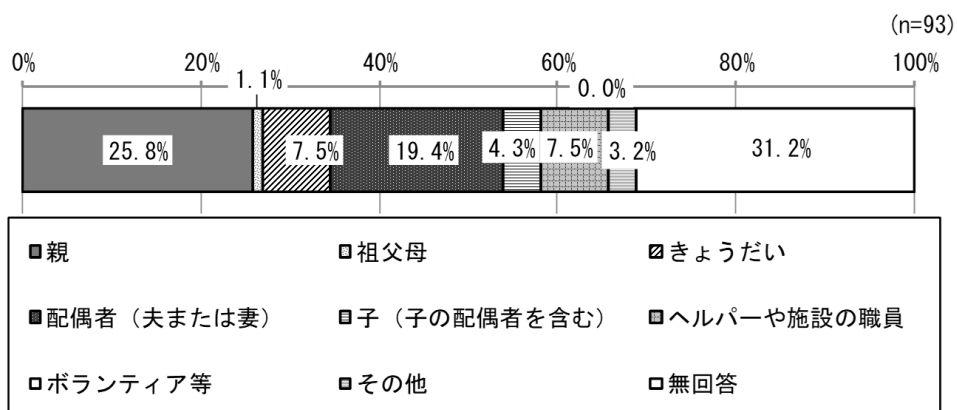
・日常生活をどのようにしているか



2. 介助者や介護者について

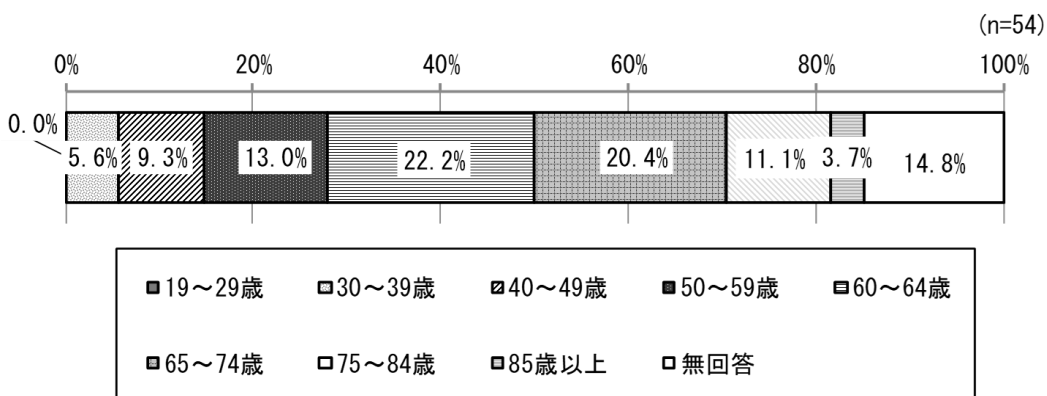
介助者、介護者については「親」が25.8%、「配偶者（夫または妻）」が19.4%となっています

・介助者や介護者の属性について



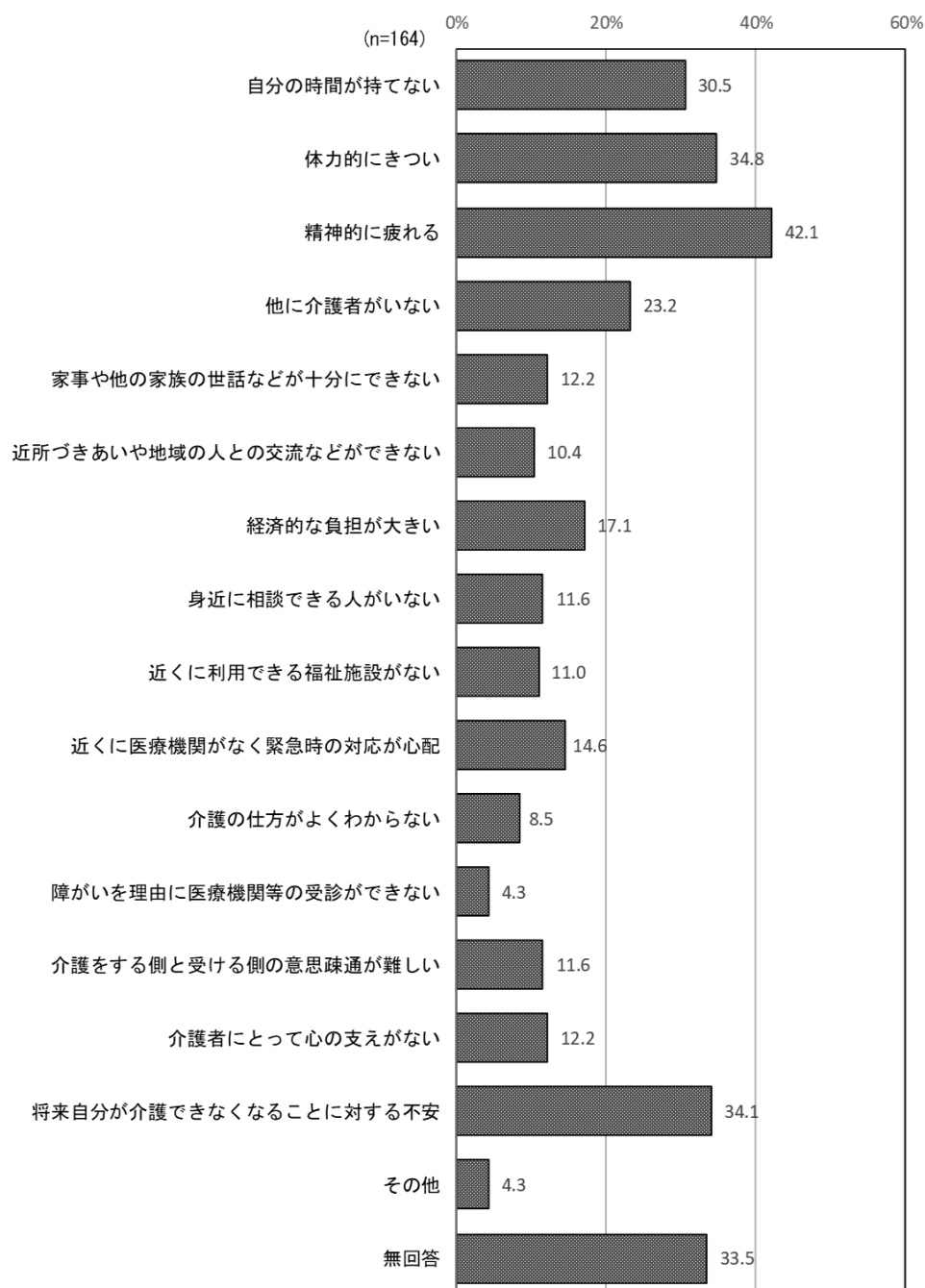
また、介助者、介護者の年齢については「60～64歳」が22.2%、「65～74歳」が20.4%となっており、60歳以上の介助者、介護者が57.4%を占めています。

・介助者や介護者の年齢



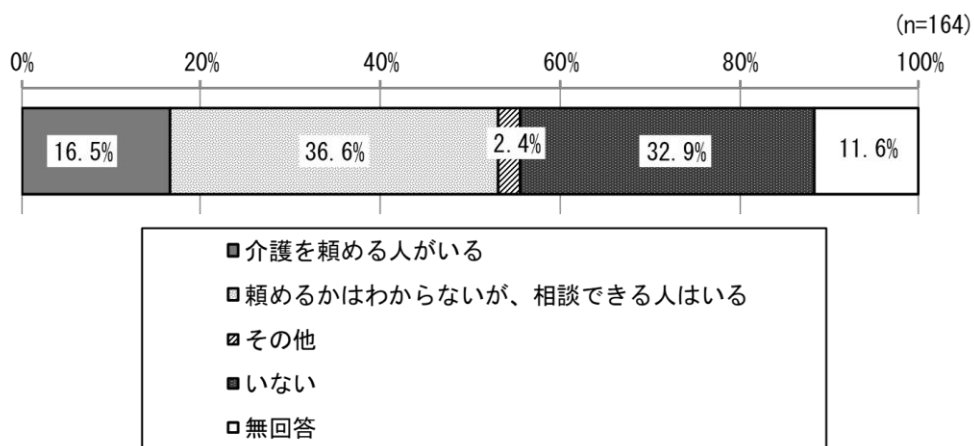
さらに、介護者が介護をする上での悩みや問題については、「精神的に疲れる」が 42.1%と最も多く、「体力的にきつい」が 34.8%、「将来自分が介護できなくなることにに対する不安」が 34.1%など介助者・介護者の年齢特有による悩みがあると推察されます。

・介護をする上での悩みや問題



介護者が急病などにより、突然介護ができなくなった場合、家族や親戚などに介護が頼めるか否かについて、「介護を頼める人がいる」が16.5%、「頼めるかわからないが、相談できる人がいる」が36.6%、「いない」が32.9%などとなっています。

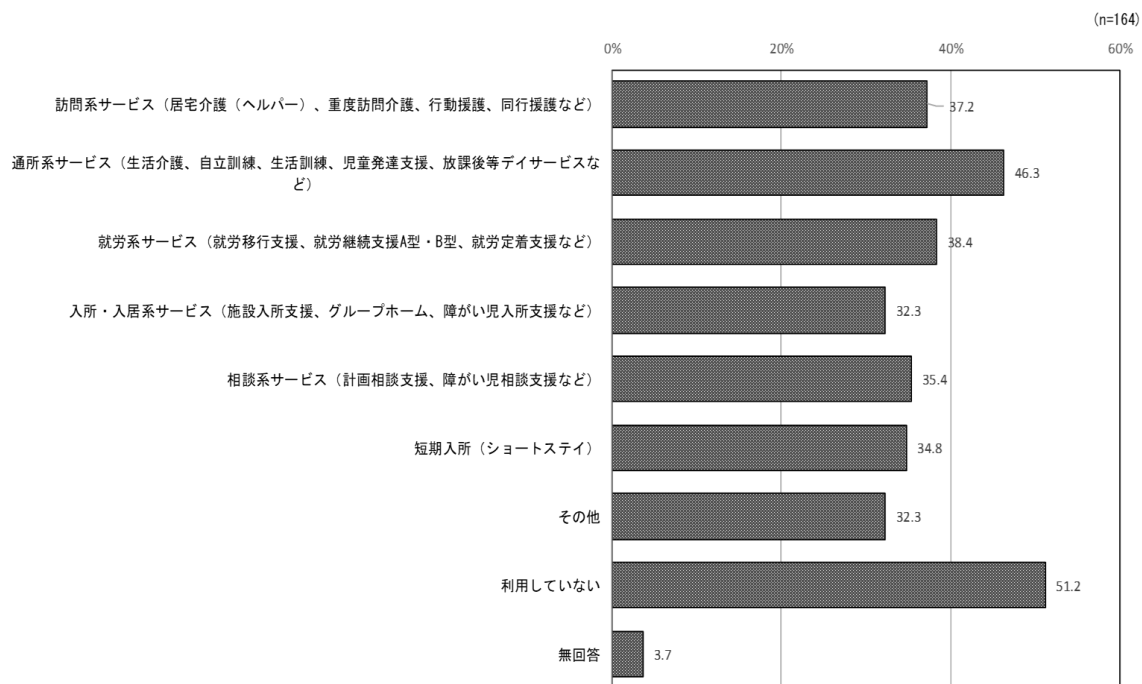
・他の介護者について



3. 障がい福祉サービス等の利用について

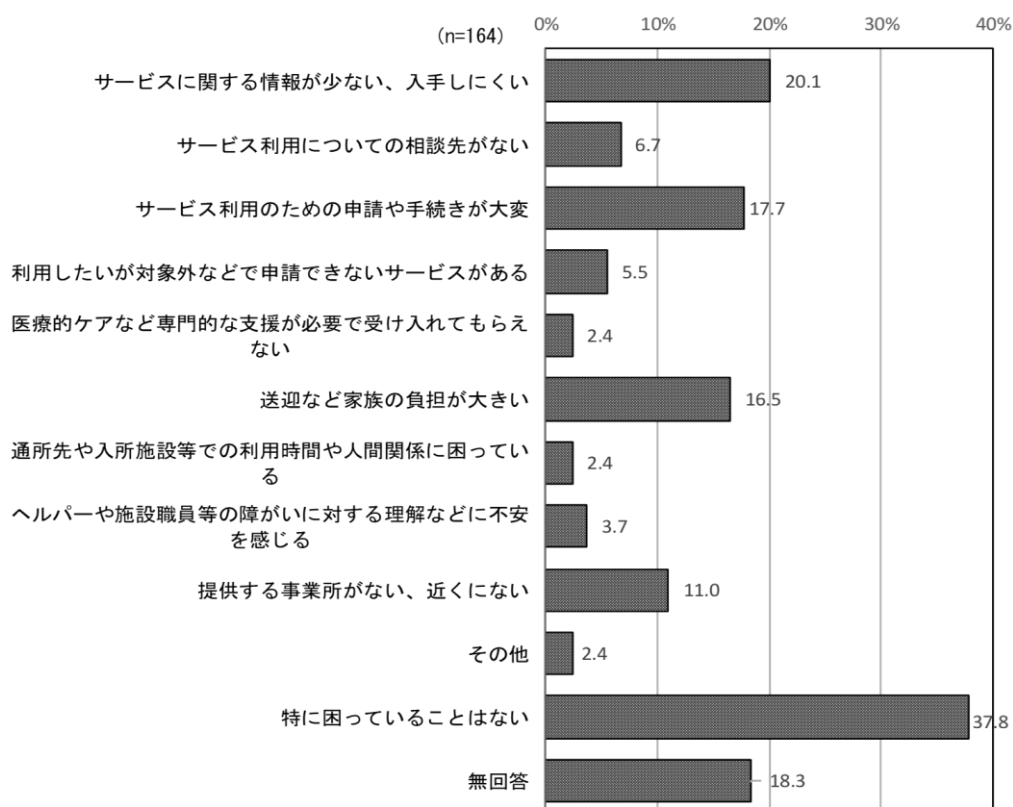
現在利用しているサービスについては、「訪問系サービス」が37.2%、「通所系サービス」が46.3%、「就労系サービス」が38.4%、「入所・入居系サービス」が32.3%、「相談系サービス」が35.4%、「短期入所」が34.8%となっています。

・現在利用しているサービス



サービスの利用全般について困っていることについて、「サービスに関する情報が少ない、入手しにくい」が20.1%、「サービス利用のための申請や手続きが大変」が17.7%、「送迎など家族の負担が大きい」が16.5%などとなっています。

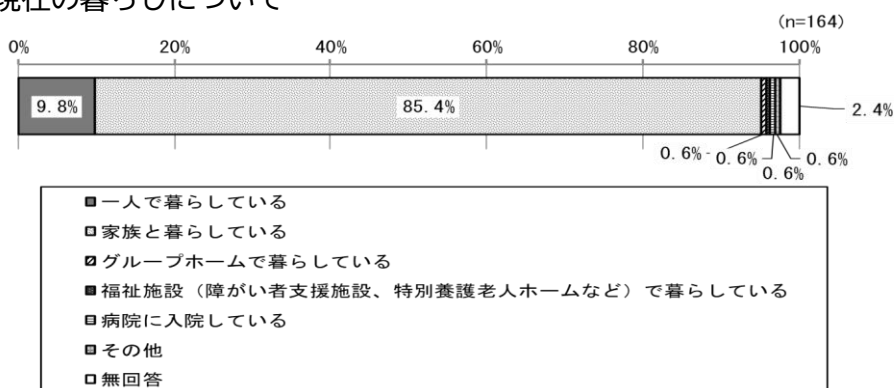
・サービスの利用全般について困っていること



4. 住まいについて

現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」が85.4%と最も多く、「一人で暮らしている」と回答した9.8%と合わせると95.2%が自宅で暮らしています。

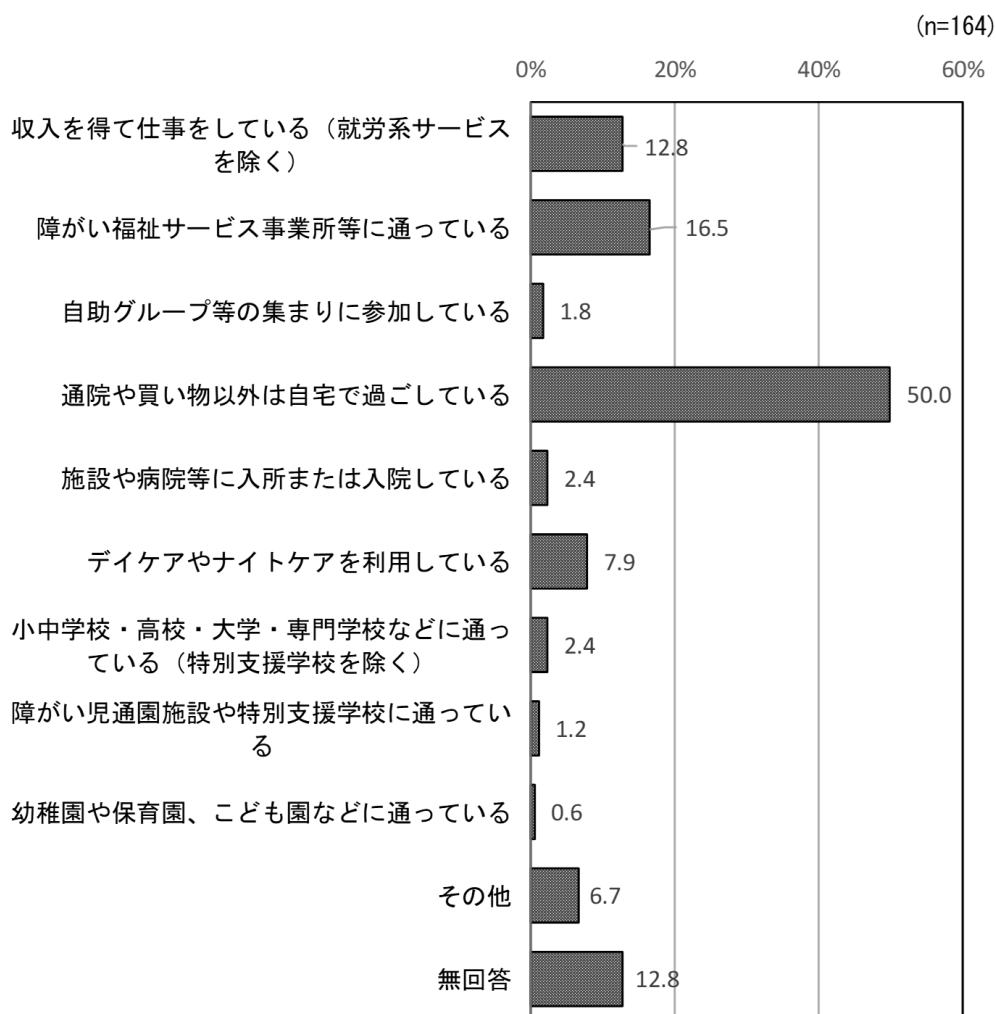
・現在の暮らしについて



5. 日中活動や外出について

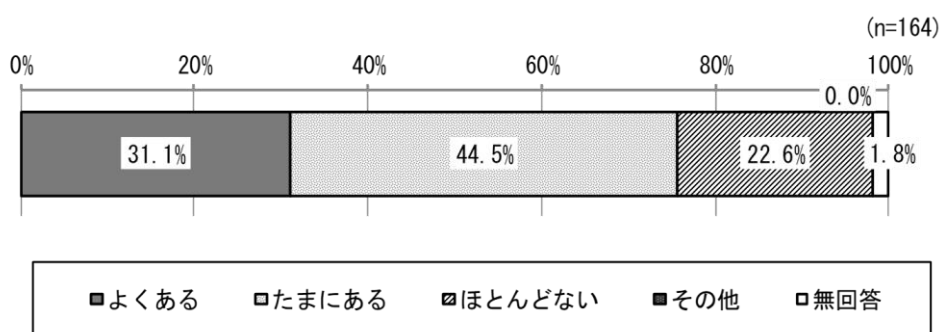
平日の日中の過ごし方について、「通院や買い物以外は自宅で過ごしている」が50%と最も高く、「障がい福祉サービス事業所等に通っている」が16.5%、「収入を得て仕事をしている」が12.8%などとなっています。

・平日の日中の過ごし方について



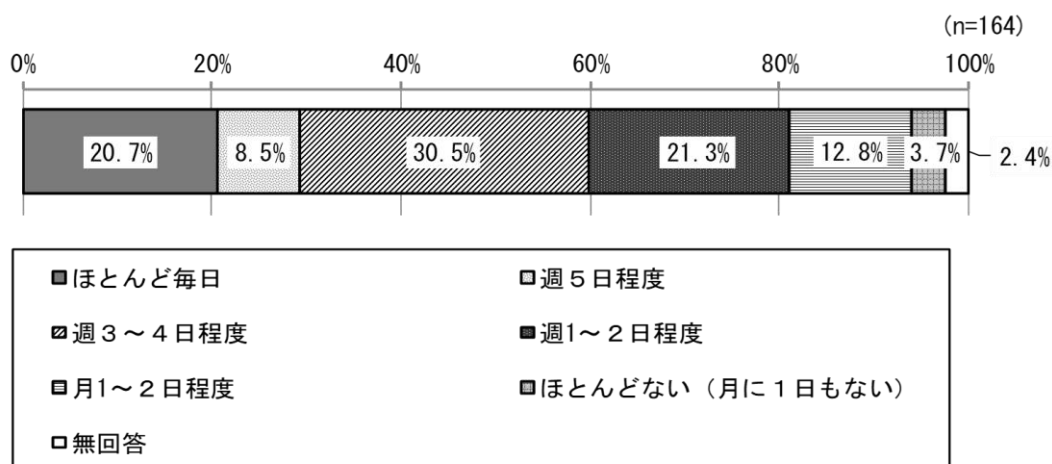
近所の方と顔を合わせたり、あいさつをする機会について、「よくある」が31.1%、「たまにある」が44.5%となっており合わせて約75%が近所との関係があると回答しています。一方で「ほとんどない」が22.6%となっています

・近所の方と顔を合わせたり、あいさつをする機会について



普段の外出の頻度について、「週3～4日程度」が30.5%と最も高く、「週1～2日程度」が21.3%、「ほとんど毎日」が20.7%などとなっています。

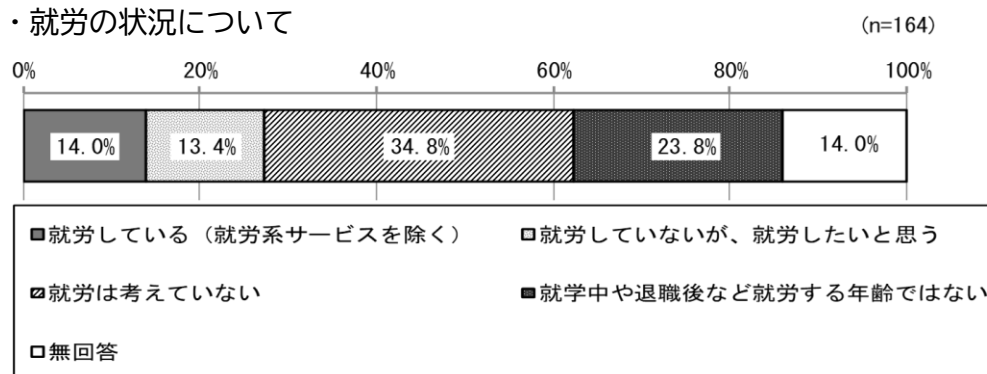
・外出の頻度について



6. 就労状況について

就労の状況について、「就労は考えていない」が34.8%と最も高く、「就学中や退職後など就労する年齢ではない」が23.8%、「就労している」が14.0%などとなっています。

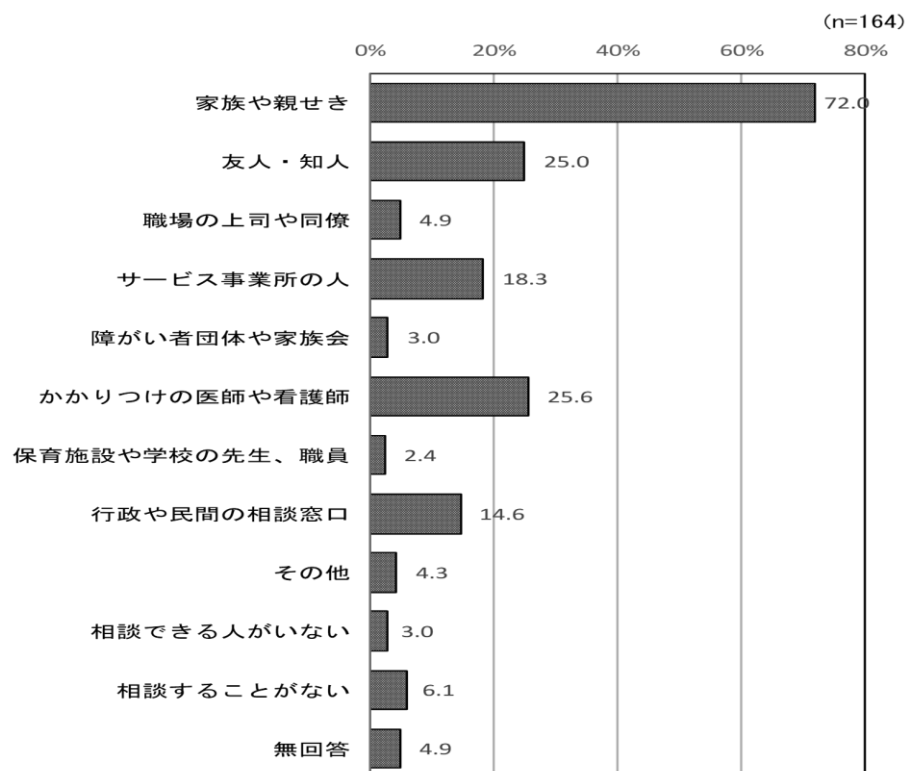
・就労の状況について



7. 相談や情報収集について

普段の悩み、困ったことの相談先については、「家族や親せき」が72.0%と最も多く、「かかりつけの医師や看護師」が25.6%、「行政や民間の相談窓口」が14.6%などとなっています。

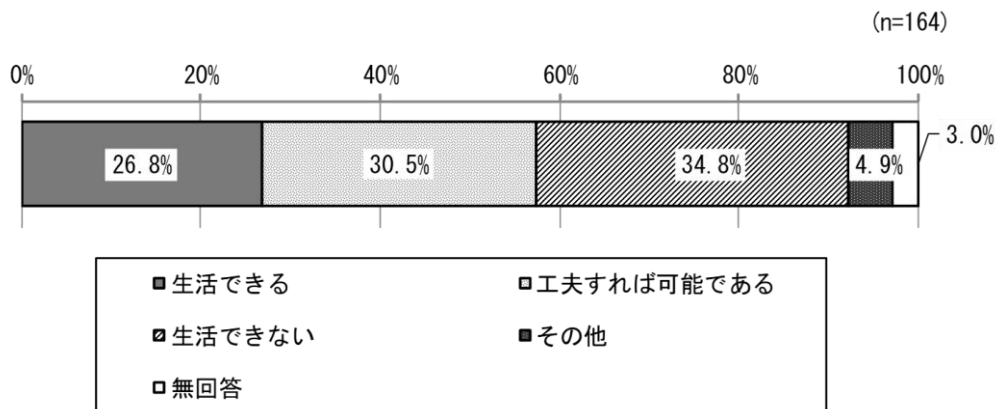
・普段の悩み、困ったことの相談先について



8. 防災について

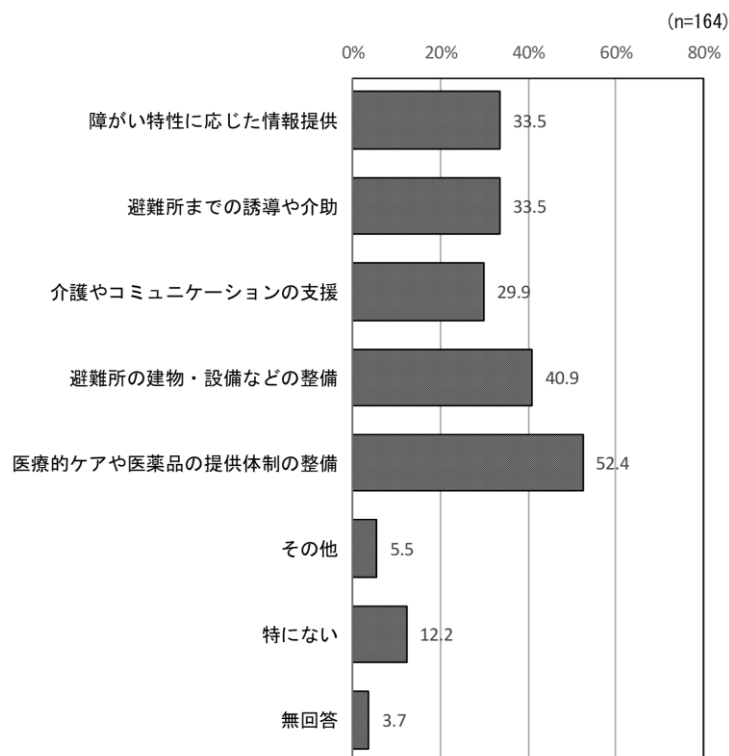
災害時に避難所生活が送れるかについては、「生活できる」が26.8%と最も多く、「工夫すれば可能である」が30.5%、「生活できない」が34.8%などとなっています。

・災害時の避難所生活について



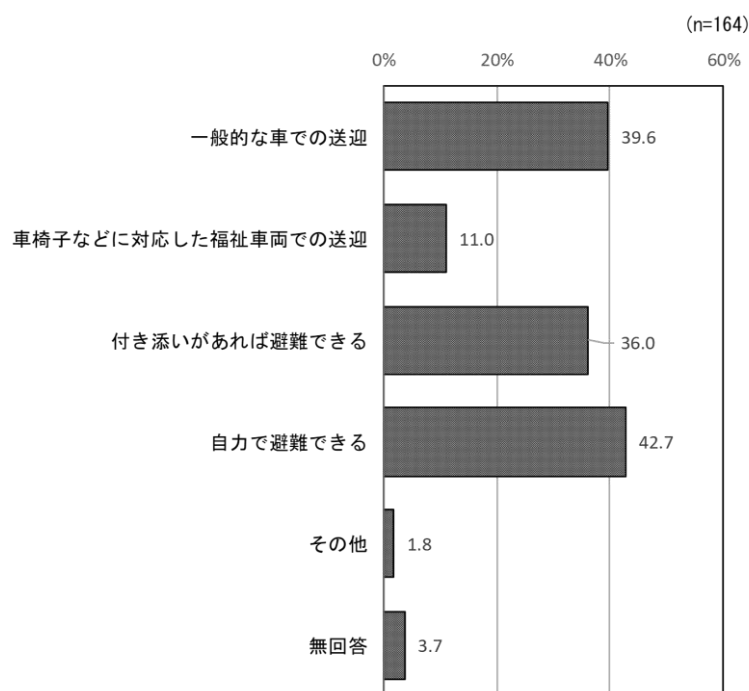
避難所での生活に必要なものについては、「医療的ケアや医薬品の提供体制の整備」が52.4%と最も高く、「避難所の建物・設備などの整備」が40.9%などとなっています。

・災害時に必要なもの



避難所等への必要な移動手段や支援は、「自力で避難できる」が42.7%と最も高く、「一般的な車での送迎」が39.6%、「付き添いがあれば避難できる」が36.0%などとなっています。

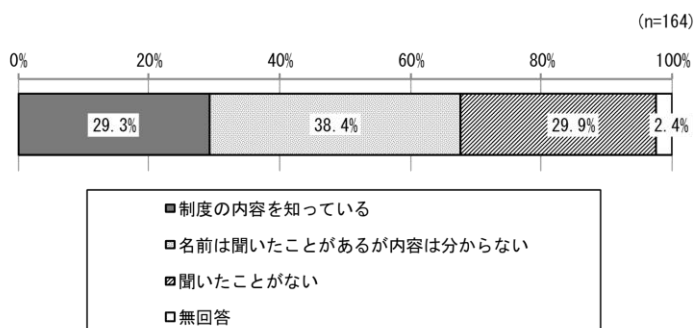
・災害時の避難所への移動・支援について



9. 権利擁護について

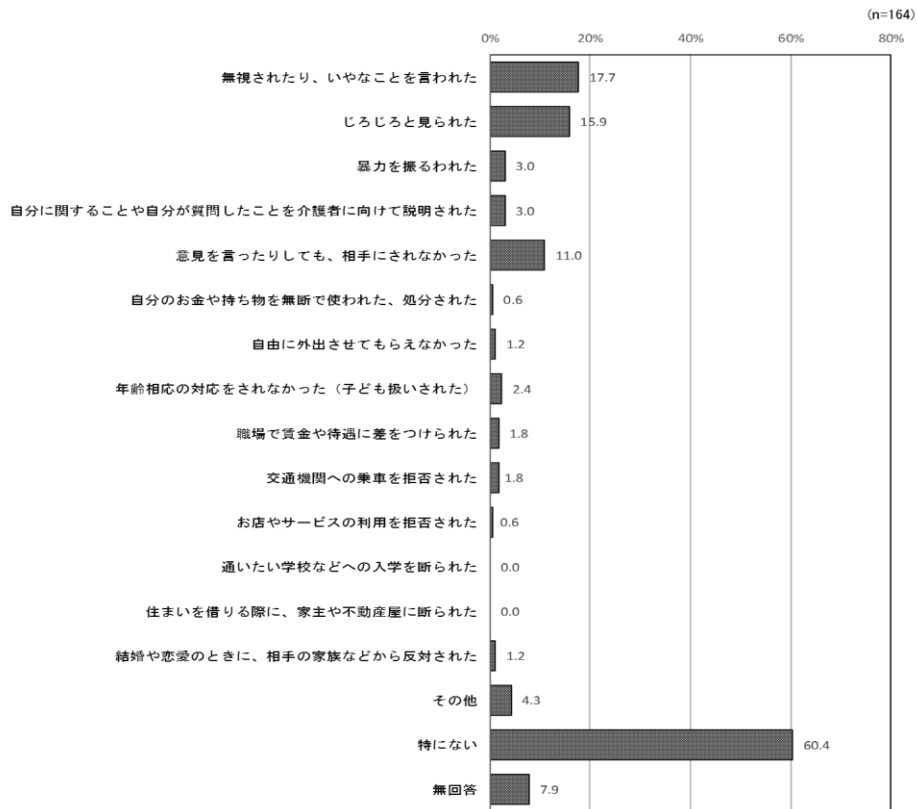
成年後見制度については、「制度の内容を知っている」が29.3%、「名前は聞いたことがあるが内容は分からない」が38.4%、「聞いたことがない」が29.9%などとなっています。

・成年後見制度の認知度



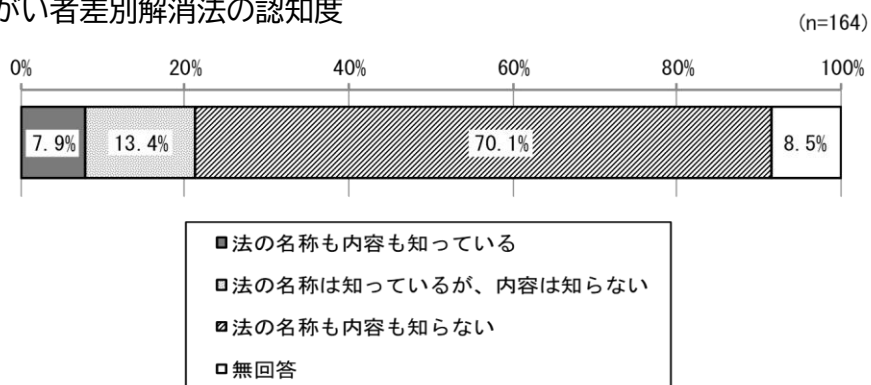
障がい者を理由に差別を受けたり、嫌な思いをしたことについて、「無視されたり、いやなことを言われた」が17.7%、「じろじろと見られた」が15.9%などとなっています。

・障がい者を理由に差別を受けたり、嫌な思いをしたことについて



「障がい者差別解消法」について、「法の名称も内容も知らない」が70.1%、「法の名称は知っているが、内容は知らない」が13.4%などとなっています。

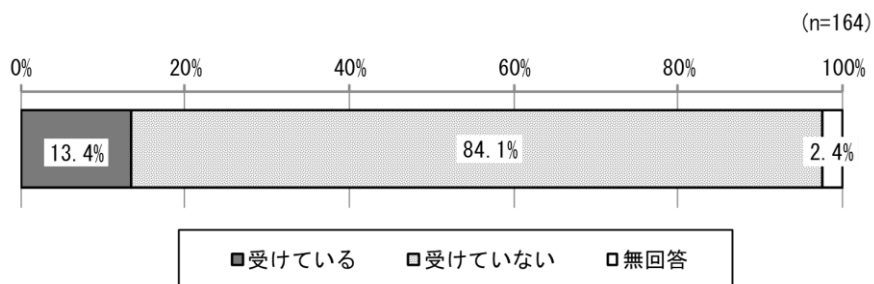
・障がい者差別解消法の認知度



10. 医療について

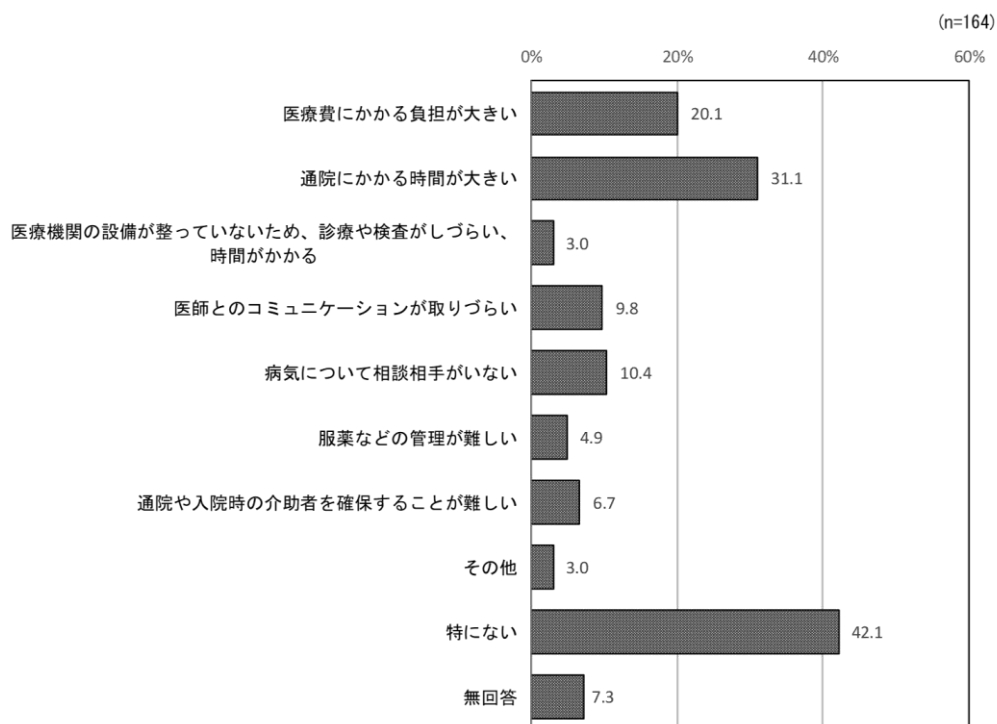
医療的ケアについては、「受けている」が13.4%、「受けていない」が84.1%などとなっています。

・医療的ケアについて



医療について困っていることについては、「通院にかかる時間が大きい」が31.1%、「医療費にかかる負担が大きい」が20.1%などとなっています。

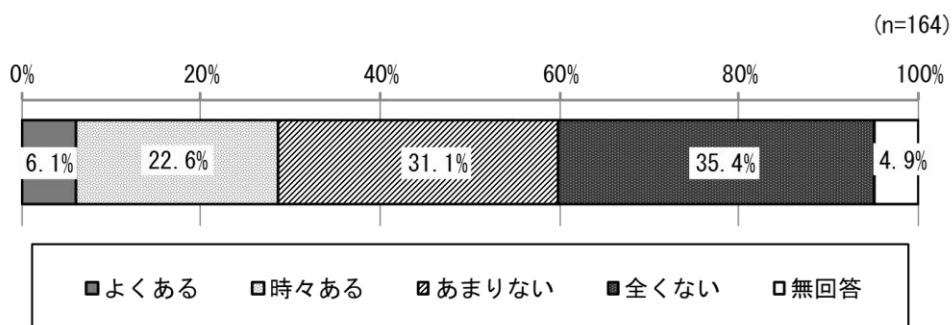
・医療について困っていることについて



11. 暮らしやすさや将来の生活について

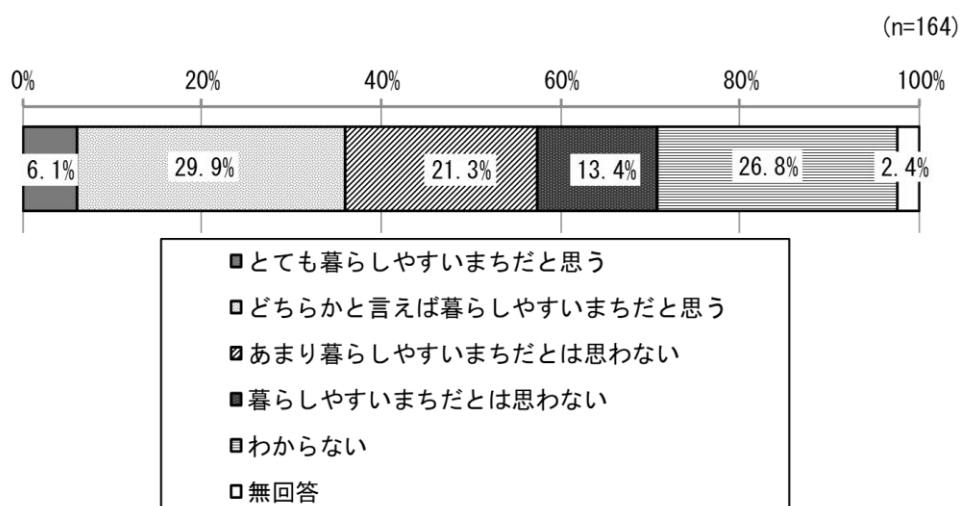
家族や介護者など以外の人から手助けされて助かった経験については、「全くない」が35.4%、「あまりない」が31.1%となっており、一方で、「よくある」が6.1%、「時々ある」が22.6%となっています。

・家族や介護者など以外の人からの手助け



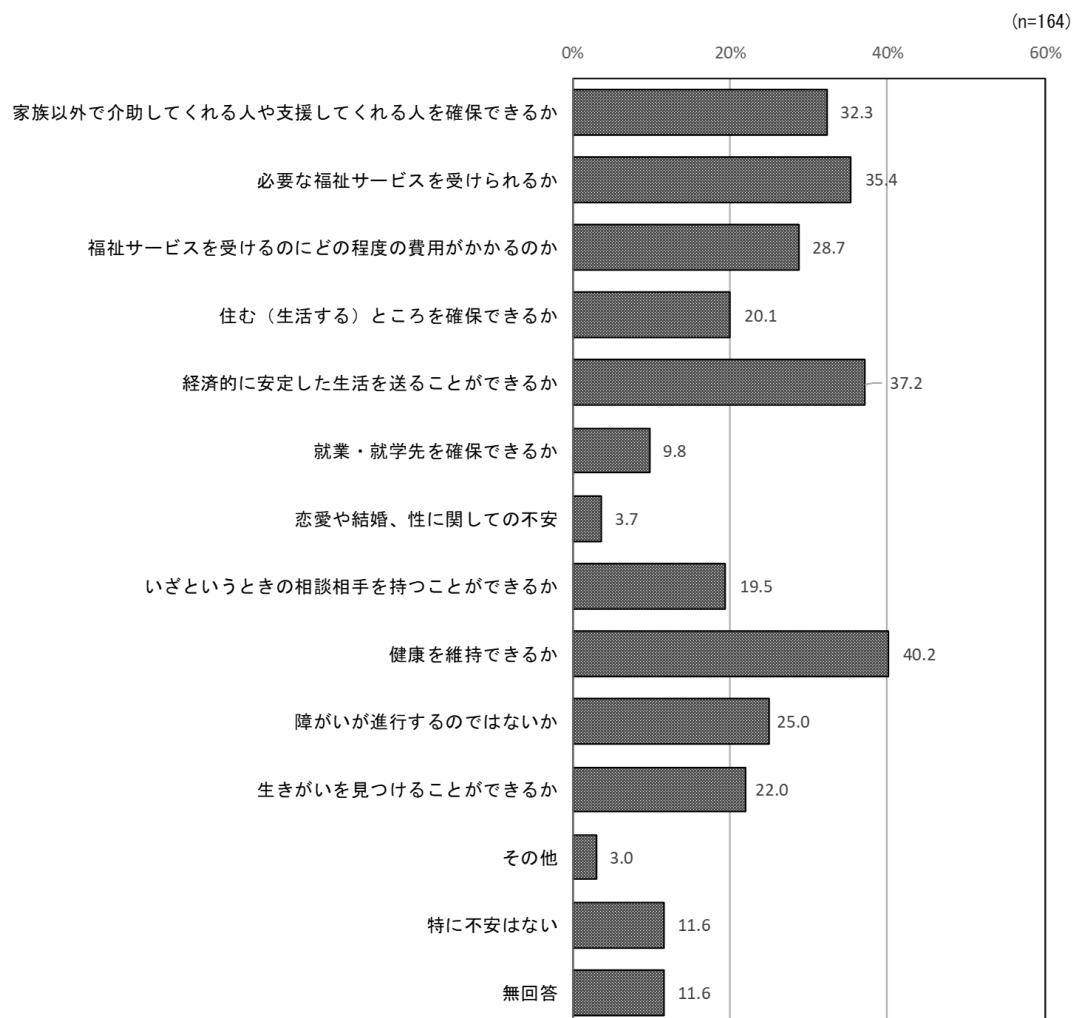
中井町について、「とても暮らしやすいまちだと思う」の6.1%、「どちらかと言えば暮らしやすいまちだと思う」の29.9%を合わせた36%が暮らしやすいと回答しています。一方で、「あまり暮らしやすいまちだとは思わない」の21.3%、「暮らしやすいまちだとは思わない」の13.4%を合わせた34.7%が暮らしやすいとは思わないと回答しています。

・中井町での暮らしについて



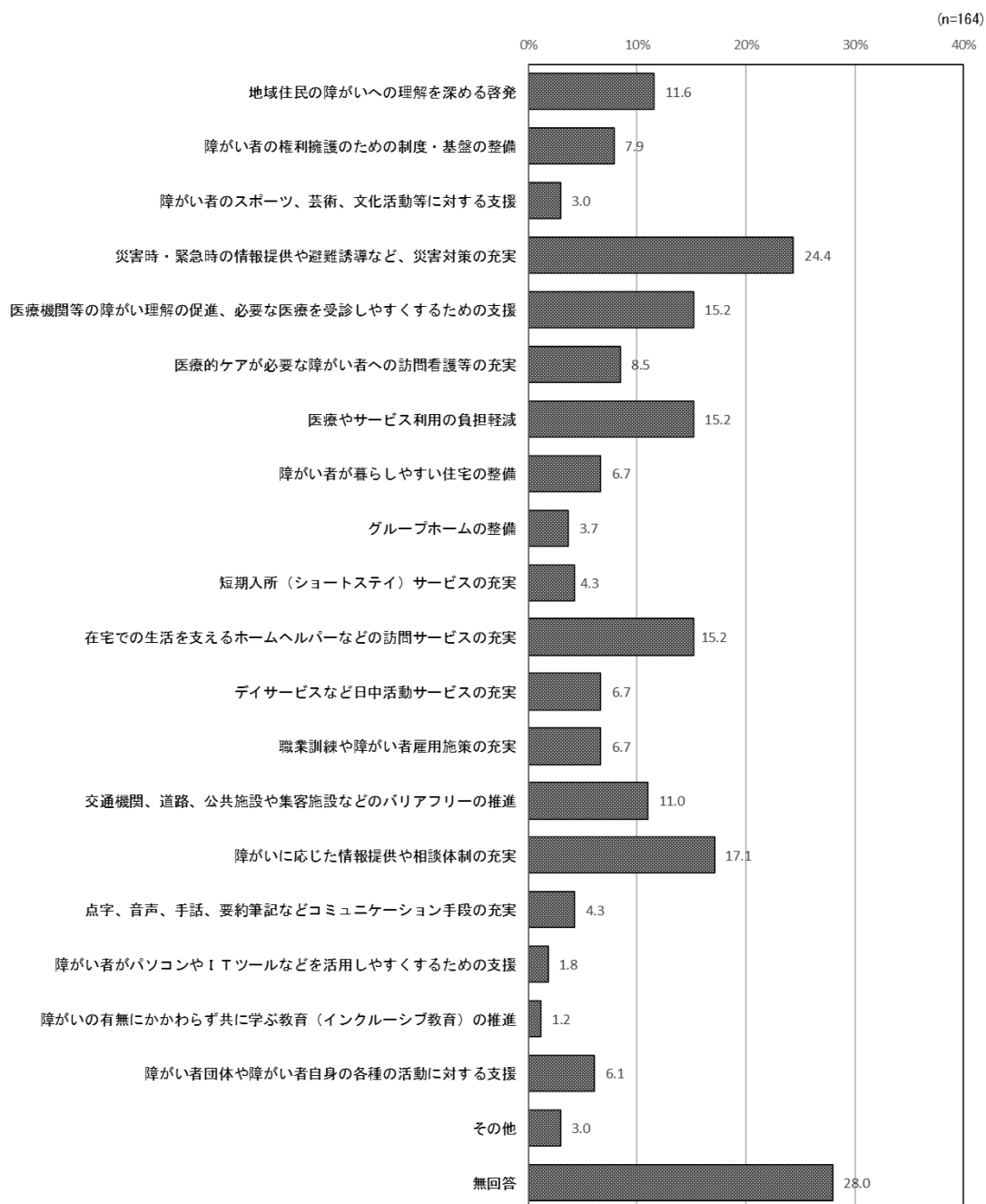
将来に関して不安に思っていることについて、「健康を維持できるか」が40.2%、「経済的に安定した生活を送ることができるか」が37.2%などとなっています。

・将来に関して不安に思っていることについて



障がい者が地域の中で自分らしく、安心して暮らしていくために、進めるべき取組みについて、「災害時・緊急時の情報提供や避難誘導など、災害対策の充実」が24.4%、「障がいに応じた情報提供や相談体制の充実」が17.1%などとなっています。

・進めるべき取組みについて

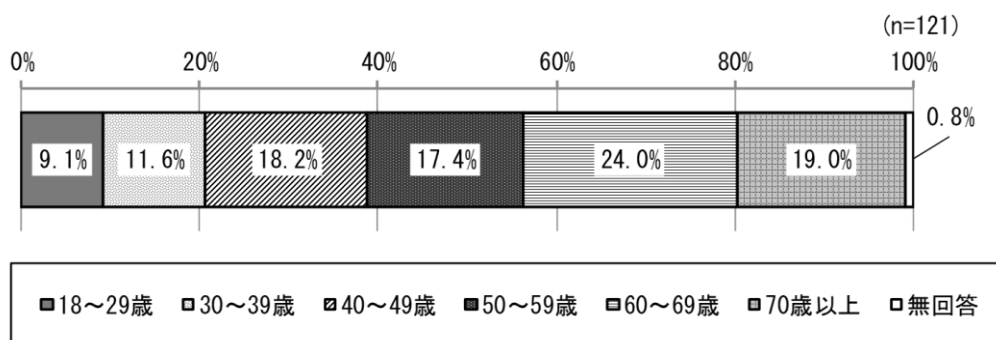


(3) 障がい福祉計画アンケート調査結果【障がいのない町民対象】(抜粋)

1. 自身のことについて

年齢については、「60～69歳」が24.0%、「70歳以上」が19.0%、「40～49歳」が17.4%などとなっており、高齢者が多くなっています。

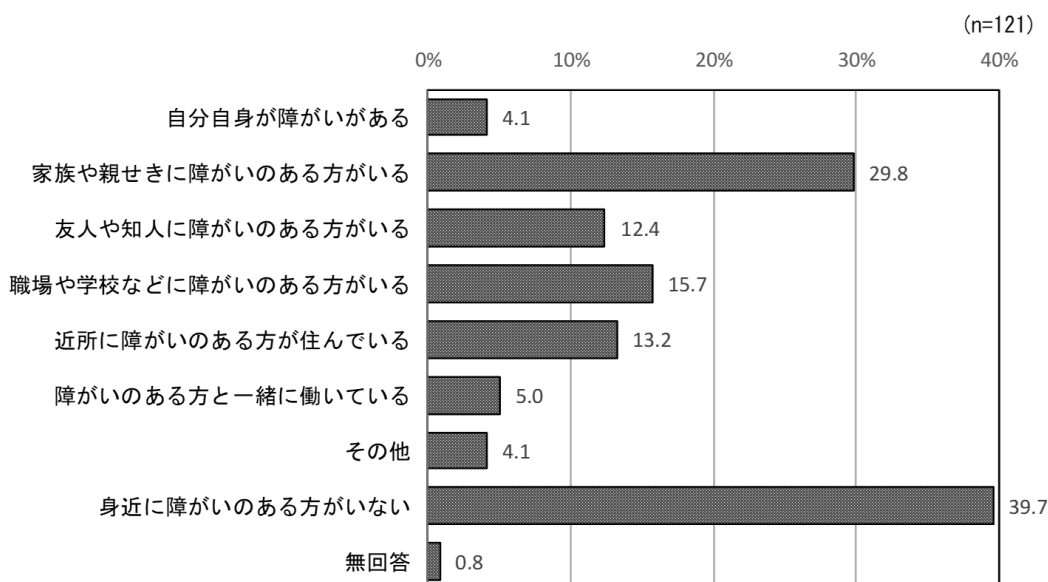
・年齢について



2. 障がいのある方との関わりについて

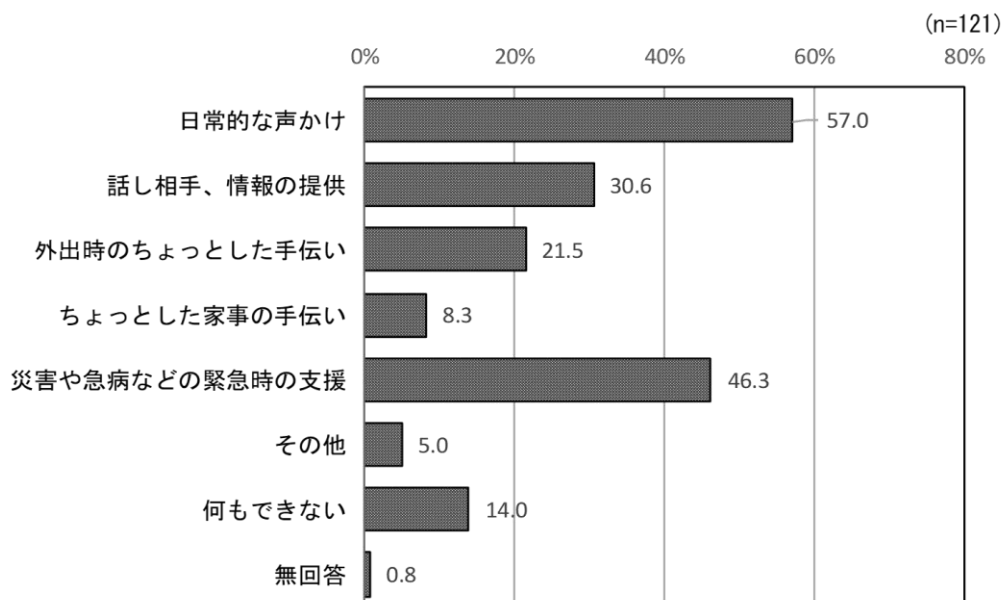
身近な障がいのある方の有無については、「身近に障がいのある方がいない」が39.7%、「家族や親せきに障がいのある方がいる」が29.8%などとなっています。

・身近な障がいのある方



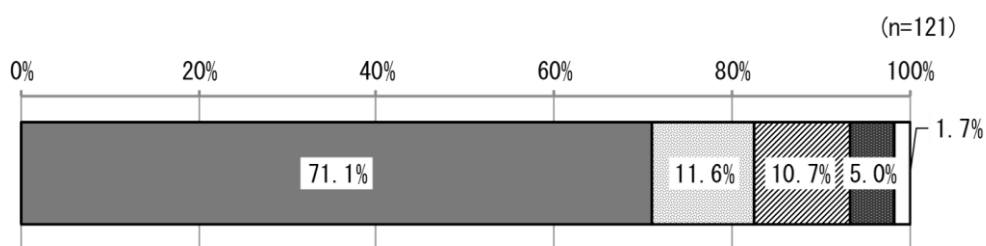
困っている障がいのある方にできることについて、「日常的な声かけ」が57.0%と最も多く、「災害や急病などの緊急時の支援」が46.3%などとなっています。

・困っている障がいのある方にできることについて



災害時の障がいのある方への支援（安否の声かけ、災害情報を伝える、避難誘導など）について、「できるだけ支援をしたいと思う」が71.1%、「自分には難しいと思う」が11.6%、「障がいのある方に限らず他人を支援することは難しいと思う」が10.7%などとなっています。

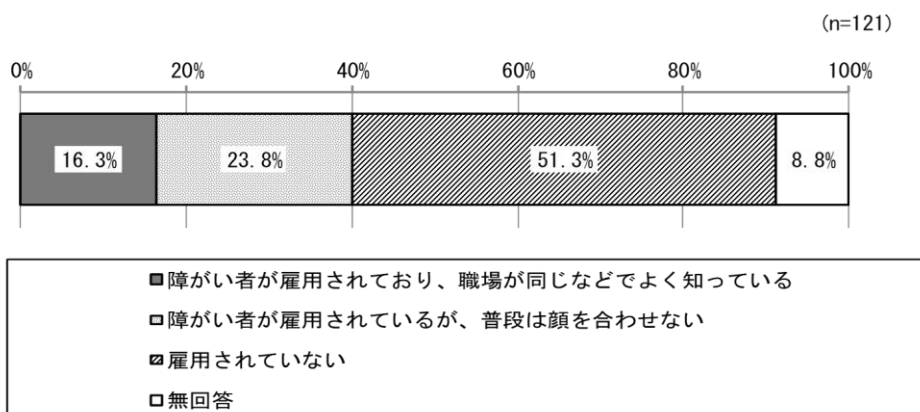
・災害時の障がいのある方への支援について



- できるだけ支援をしたいと思う
- 自分には難しいと思う
- ▨ 障がいのある方に限らず他人を支援することは難しいと思う
- その他
- 無回答

勤め先での障がいのある方の雇用状況について、「雇用されていない」が51.3%と最も多く、「障がい者が雇用されており、職場が同じなどでよく知っている」が16.3%、「障がい者が雇用されているが、普段は顔を合わせない」が23.8%などとなっています。

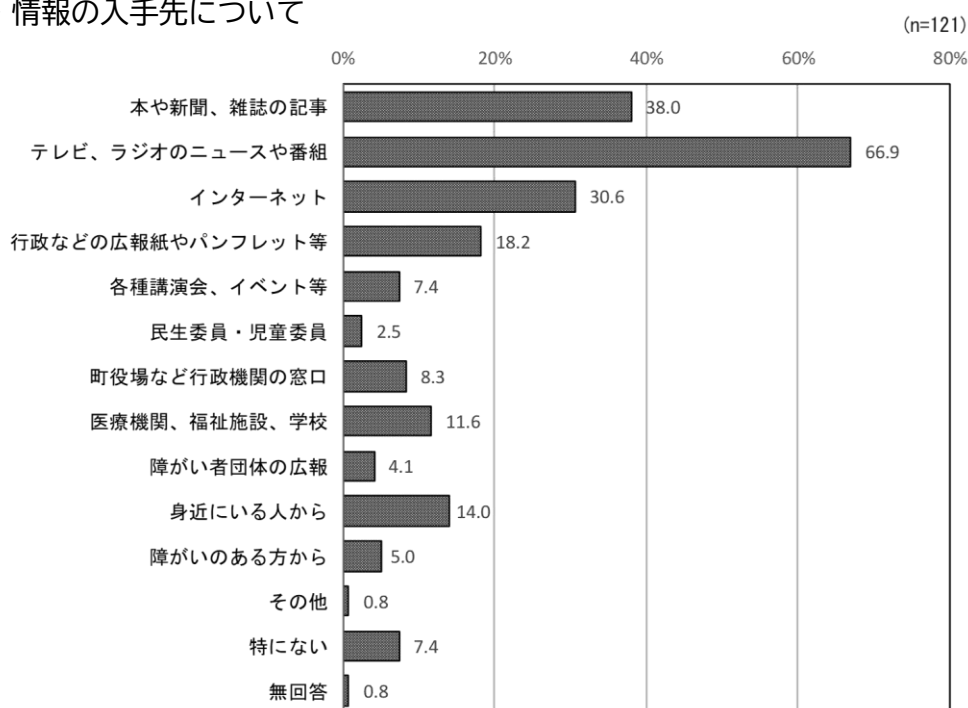
・勤め先での障がいのある方の雇用状況について



3. 障がいや福祉に関することについて

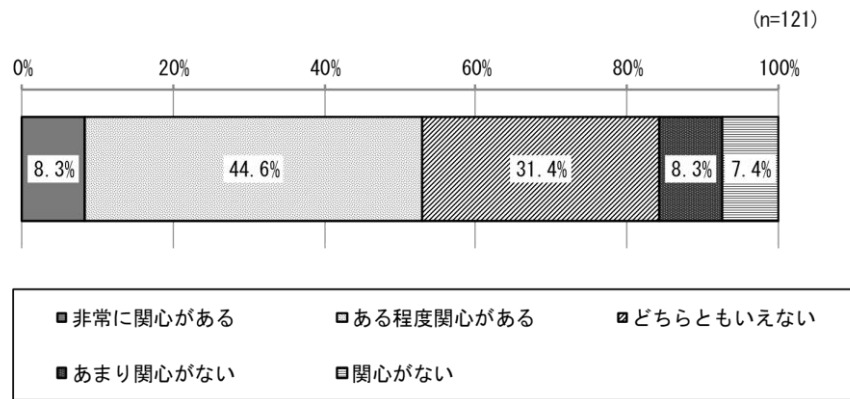
「障がい」、「障がい者福祉の制度」に関する情報の普段の入手先について、「テレビ、ラジオのニュースや番組」が66.9%と最も多く、「本や新聞、雑誌の記事」が38.0%、「インターネット」が30.6%などとなっています。

・情報の入手先について



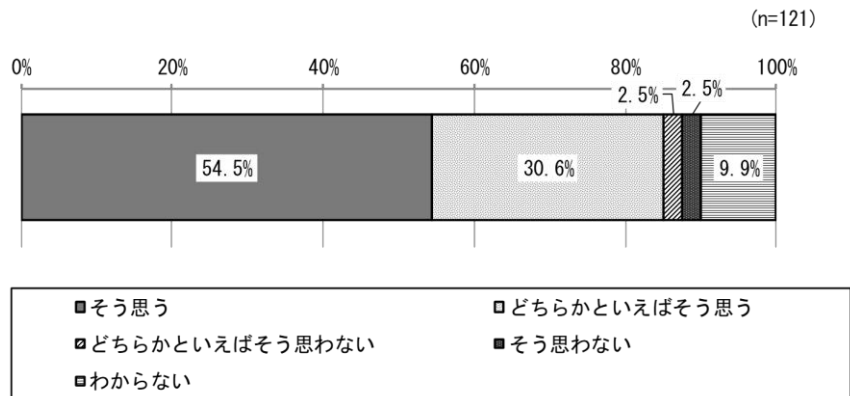
「障がいのある方」のことや「障がい者福祉」への関心について、「非常に関心がある」が8.3%、「ある程度関心がある」が44.6%、「どちらともいえない」が31.4%などとなっています。

・「障がいのある方」、「障がい者福祉」の関心について



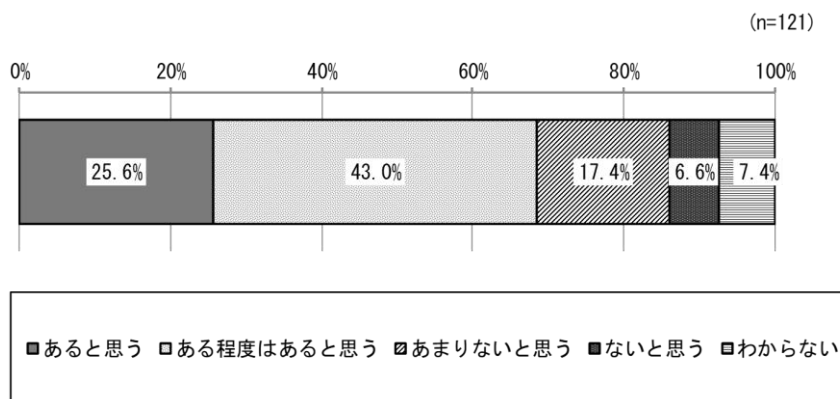
「地域共生社会」の考え方：「障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について、「そう思う」が54.5%、「どちらかといえばそう思う」が30.6%などとなっています。

・「地域共生社会」の考え方について



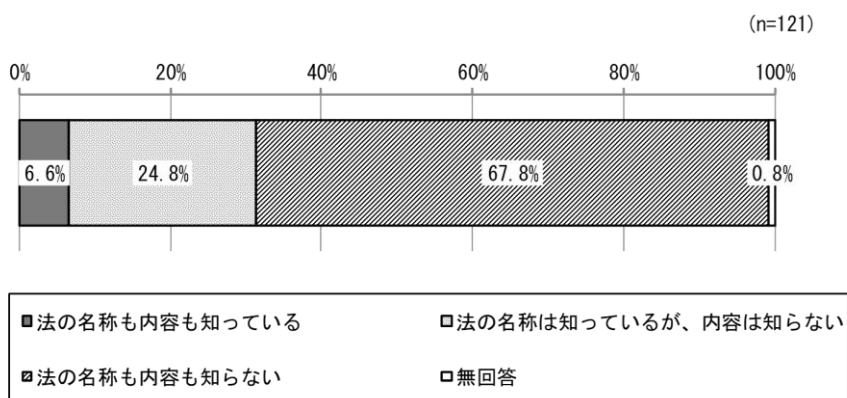
障がいを理由とする差別や偏見について、「あると思う」が25.6%、「ある程度はあると思う」が43.0%などとなっています。

・障がいの理由とする差別や偏見について



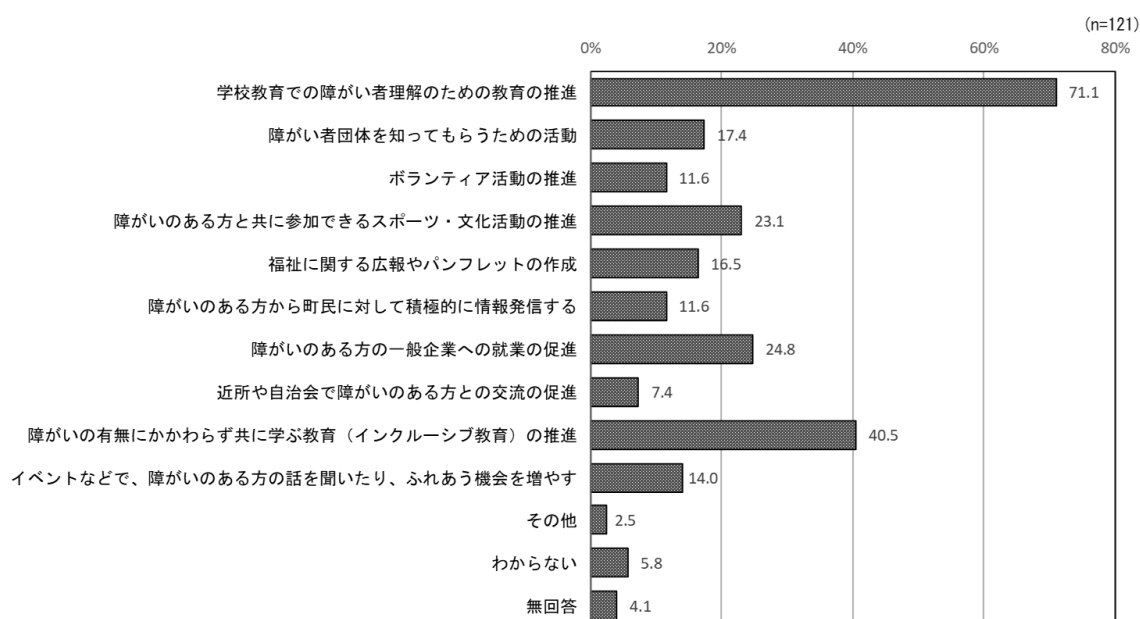
障害者差別解消法について、「法の名称も内容も知っている」が6.6%、「法の名称は知っているが、内容は知らない」が24.8%、「法の名称も内容も知らない」が67.8%となっています。

・障害者差別解消法について



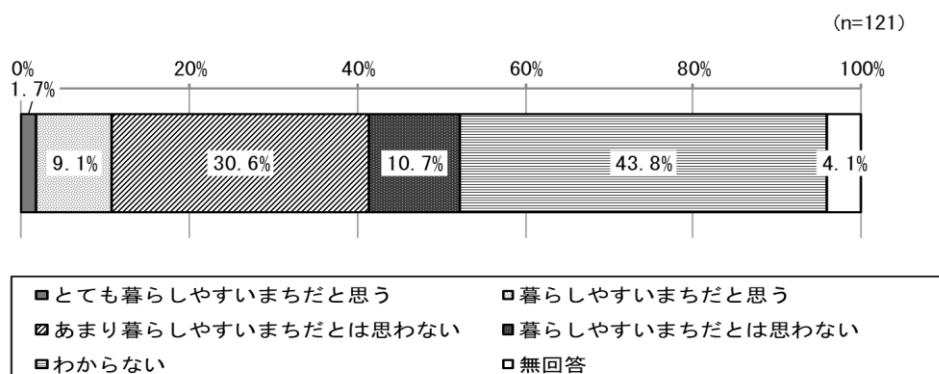
障がい者に対する理解をより深めていくために必要なことについて、「学校教育での障がい者理解のための教育の推進」が71.1%、「障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育（インクルーシブ教育）の推進」が40.5%などとなっています。

・障がい者に対する理解をより深めていくために必要なこと



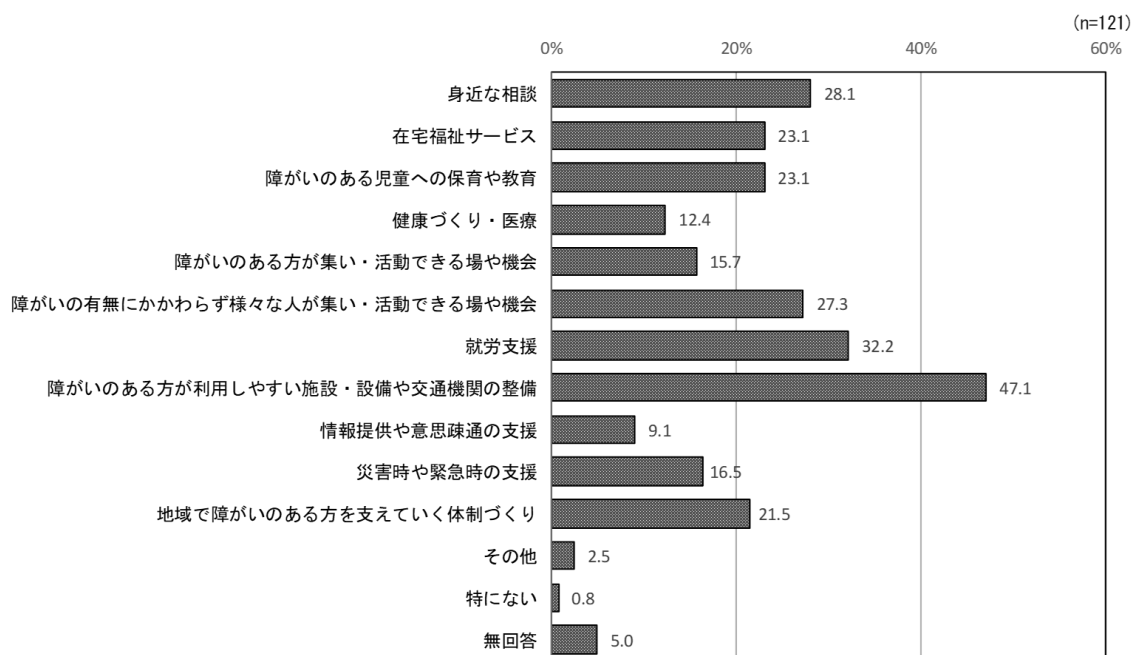
障がいのある方にとっての中井町での暮らしやすさについて、「とても暮らしやすいまちだと思う」が1.7%、「暮らしやすいまちだと思う」が9.1%、「あまり暮らしやすいまちだとは思わない」が30.6%、「暮らしやすいまちだとは思わない」が10.7%などとなっています。

・障がいのある方にとっての中井町での暮らしやすさについて



障がいのある方が地域のなかで自分らしくいきいきと、安心して暮らしていくために充実すべき取り組みについて、「障がいのある方が利用しやすい施設・設備や交通機関の整備」が47.1%、「就労支援」が32.2%、「身近な相談」が28.1%などとなっています。

・充実すべき取り組みについて



(4) 障がい福祉アンケート調査結果からみえた課題

障がい福祉アンケート調査結果からみえた課題は次の通りです。

【障害者手帳を所持している方の調査結果】

- ☞ 日常生活に関して、「外出」「買い物」「契約などの手続き」については、「一部介助」「全部介助」を必要としている方が、4割近くいる状況があり、支援体制の充実が求められています。
- ☞ 介助者・介護者に関連して、介助者や介護者は家族が担う傾向となっています。後述の調査結果になりますが、家族と一緒に暮らしている方が多い傾向にあることから、そのような結果となったことが推測されますが、今後、介護・介助を担う家族自身の居場所づくり、相談窓口など、支援体制に向けた整備等の必要があります。
- ☞ また、介助者・介護者の方の35.5%を高齢者が占めており、また、主な介護者が介護できなくなった場合、約3割の方が、他に介護を頼める人がいないと答えており、相談窓口など、介護を頼める人がいない方への支援体制等の検討が必要です。
- ☞ 就労の状況について、13.4%の方が「就労していないが、就労したいと思う」と回答しており、就労意思がある人に向けた就労支援、就労継続支援、就労移行支援など、支援の提供や、関連機関と団体・事業所等との連携・支援体制の整備・構築を図ることが必要です。
- ☞ 相談相手がいる方が多い一方で、相談相手がない方がいます。相談相手がない要因として個々の状況があると推測されますが、誰もが地域の中で安心・安全な環境を維持できる必要があります。そのような方々への支援体制の検討を図るとともに、意見や要望を含めた状況調査などを検討・実施することが必要です。
- ☞ 災害時の避難所での生活に関して、約3割の方が「生活できない」と回答しており、「避難所の建物・設備等の整備」と「医療的ケアや医薬品の提供体制の整備」が求められています。避難所への移動・支援に関しては、「自力で避難できる」方は約4割にとどまるため、災害発生時の移動手段について日頃から検討が必要です。また、「中井町避難行動要支援者名簿情報」への登録についても引き続き周知を図る必要があります。

- ☞ 「成年後見制度」については、「制度の内容を知っている」方は、約3割にとどまるため、引き続き周知が必要です。
- ☞ 障がいを理由に差別を受けたり、嫌な思いをした方が一定数います。また、「障がい者差別解消法」の名称自体を知らない方が7割いるため、継続的な啓発や差別解消・障がい理解に向けた様々な取り組みを行う必要があります。
- ☞ 医療について困っていることとして「通院にかかる時間が大きい」と「医療費にかかる負担が大きい」を挙げる方が、他よりも多くなっており、支援体制等の検討が必要です。
- ☞ 障がい者が地域の中で自分らしく、安心して暮らしていくための取組については、「災害対策の充実」が最も多くなっています。多く挙げられた取組について、町内の提供体制が十分かを検討し、必要な取り組みを行っていくことが求められています。

【障害者手帳を所持していない方の調査結果】

- ☞ 「障がいのある方」、「障がい者福祉」の関心について、「あまり関心がない」「関心がない」という方が、合わせて約15%おり、また「障がいを理由とする差別や偏見について、「あると思う」「ある程度はあると思う」という方が、合わせて7割います。「障害者差別解消法」の名称を知らない割合も7割であることから、差別や偏見をなくすために、引き続き、周知・啓発に取り組んでいく必要があります。

第3節 ヒアリング結果

(1) ヒアリング調査結果からみえた課題について

今後の本町における障がい福祉施策検討のため、下記の各団体にご協力いただき、ヒアリング調査を実施しました。ヒアリング結果及び調査結果からみえた課題は、以下のとおりです。

【ヒアリング対象団体】

- ・中井町身体障がい者福祉協会
- ・中井町障がい児者親の会「あゆ夢会」
- ・神奈川県立中井やまゆり園
- ・特定非営利活動法人KOMNY ほたるの家
- ・中井町民生委員・児童委員協議会
- ・中井町社会福祉協議会

相談支援体制について

【相談支援専門員について】

- ・担当する相談支援専門員によって、提供されるサービスや情報に差がでないようにしてほしい。

【連携について】

- ・中井町以外に所在する医療機関を受診した際に、その医療機関と中井町の連携が不十分であると思うので、充実させてほしい。
- ・精神障がい者を医療保護入院させたいが、入院できないことがあった。介護、医療、福祉の連携が必要なので対応しているが、それぞれの壁があるのが実態ではないかと思う。
- ・介護、医療、福祉の連携が機能するような一歩進んだ施策が必要だと思う。
- ・国は重層的支援体制整備事業を創設したが、どこが主体的に行うのかは行政でも問題になってくると思う。社会福祉協議会、中井町の福祉課、保健所なども関係してくるが、役割分担もうまくできていない。
- ・「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が「中井町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の成果目標に謳われているが、あまり機能していない。

民生委員について

- ・ 民生委員はボランティアではなく、仕事として対価を渡すことで、教育やサービスの質の向上等にもつながると思う。
- ・ 中井町の民生委員は、今年は半数以上、民生委員が入れ替わったので、一から始めなくてはならない。民生委員は見守る・つなげることを確実に行って、知識を得たり、勉強することで役に立てるのではないかと思う。

生活環境について

【公共空間におけるバリアフリー化について】

- ・ 商業施設や役場の駐車場で、障がい者用の駐車場に、障がいのない人が駐車しているケースが見受けられるので、そのようなことがないようにしてもらいたい。
- ・ 町内の歩道に電柱が建っていて、車いすやベビーカーが通れない。これまででも対応策を中井町に求めているが、県道であるので対応が難しいとの回答だった。

【学校におけるバリアフリー化について】

- ・ 中学校で駐車場から校舎まで行くのに5か所の段差があり、車いすだとスロープを利用しないといけない。それをもう少し行動しやすいようにしてほしい。

権利擁護について

- ・ 後見人が不足している。

障がい者の親の高齢化について

- ・ 障がい者が65歳以上になり、介護保険の申請が必要になった際に、障がい者の親が高齢であると、介護保険についての説明の理解が困難になるので、何等かのサポートが必要である。障がい者の親が高齢である場合、高齢の親も含めたケアの在り方が必要である。

就労支援について

- ・ 企業との協力がよりできると良い。

教育・保育について

- ・ 中井町は施設や高校を選択させてくれるので、ありがたい。
- ・ 障がい児に関する支援の情報を、当事者で共有できる仕組みがあると良い。

障がい者に対する理解について

- ・ 障がいのない人と障がい者がお互いに歩み寄っていかないと理解が進まない。

移動支援について

- ・生活課題として、高齢者も障がい者も「買い物の支援」が大きな課題である。社会福祉協議会で福祉有償運送を実施しているが、財源や人員の確保がともなわず、断ることが多く、タイムリーに送迎できないことが課題である。社会福祉協議会と中井町でより一体的に取り組めると良い。
- ・障がい者はオンデマンド診療が使いづらかったり、「障がい福祉アンケート」では家族の負担が多いという意見もあったので、通院も含めたドア・ツー・ドアのサービスが充実すれば、より良いまちづくりになっていくのではないか。

障がい者支援の在り方について

- ・障がい者が自分でできることは自分で行い、社会参画できるための後押しが必要である。

第4節 前計画における主な施策の評価・状況とこれからの課題

前計画となる「中井町第3次障がい者計画」（平成30年度～令和5年度）では、「誰もが住み慣れた地域で支えあい、自立・安心して暮らせるまち」を基本理念とし、7つの基本目標（「1. ノーマライゼーションの推進」、「2. 福祉サービスの充実及び地域における生活支援」、「3. 人にやさしい安全・安心なまちづくり」、「4. 個性に応じた保育・教育・学習の充実」、「5. 社会参加の促進」、「6. 障がいの早期発見と地域包括支援体制の充実」、「7. 情報のバリアフリー化」）を掲げて、様々な施策に取り組んでまいりました。

本章では、前計画において実施した様々な施策について、基本目標ごとに、進捗状況を確認し、今後の方向性の再検討を行います。

【施策の評価・進捗状況】

「中井町第3次障がい者計画」及び「第6期中井町障がい福祉計画」の達成・進捗状況を確認するため、令和5年11月現在の実情を基にして、各事業の担当課ごとに施策の評価・進捗状況を確認しました。

評価・進捗状況は、「A」予定通り実施、「B」おおむね予定通り実施、「C」一部のみ着手、「D」未着手の4段階で分類しています。

また、評価・進捗状況に加えて、今後の方向性についても一覧にしています。

評価・進捗状況	今後の方向性
A（予定通り実施）	拡大
B（おおむね予定通り実施）	継続
C（一部のみ着手）	休止
D（未着手）	廃止

(1) 基本目標1「ノーマライゼーション」の推進

①啓発・広報活動の推進

【施策・事業】

広報紙やホームページの活用、人権啓発パンフレットの配布等を通じて、町民の障がいへの理解促進を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
毎年12月3日から12月9日の「障害者週間」にあわせて、広報なかいに普及・啓発記事を掲載している。また、各種啓発物品を窓口配架。	今後は、広報に特集記事を掲載するなど、更なる普及・啓発の取り組みが必要	A	拡大

【施策・事業】

ピアカウンセラーによる講演会や、研修会、各種イベント等を開催することにより、障がいのある人への正しい理解を促進します。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
障がい者の暮らし・活動を、広く地域住民に知ってもらうよう、足柄上地区での障がい福祉普及活動イベント(ちいき・ふくし博)を実施。 神奈川県主催の「障がい者スポーツ大会」に参加。 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止・規模縮小開催の年度もあり。)	本町単独での事業実施がなされていない。今後は、本町での事業を企画し、障がい者への正しい理解促進に努める必要がある。	B	継続

【施策・事業】

人権啓発作品の募集展示や各種講座、行事を開催し、障がいに関する町民意識の高揚を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
中学生を対象として、人権作文を募集。 町民を対象に「人権講演会」を、生涯学習課と共催。	引き続き、現事業を継続するとともに、更なる人権啓発活動に努める。	A	継続

【施策・事業】

「障害者雇用支援月間」(9月)、「障害者週間」(12月3日～12月9日)、「人権週間」(12月4日～12月10日)の周知を図るとともに、障がいへの理解を深める行事の開催を検討します。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
毎年12月3日から12月9日の「障害者週間」にあわせて、広報なかいに普及・啓発記事を掲載している。 毎年12月4日から12月10日の「人権週間」にあわせて、広報なかいに普及・啓発記事を掲載している。	周知のみとなっている。 関係機関との連携による行事の開催。	B	継続

【施策・事業】

役場内職員への研修・講習会等により、障がいに関する意識の向上に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
職員を対象に障害者差別解消法に基づく研修を実施 ゲートキーパー養成講座等、町民と併せ職員も含めて講座を実施	障がいに関する意識向上を継続的に図っている。	B	継続
○ゲートキーパー養成研修 ゲートキーパー養成講座の実施は無し。令和6年1月頃に職員、社協、地域包括に対して実施予定。	○ゲートキーパー養成研修 ゲートキーパー養成研修の実施が現時点で実施できなかったため、今後(令和6年1月頃)実施する。	C	継続

【施策・事業】

障がいの有無に関わらず、交流及び共同学習等の体験をすることで、お互いを正しく理解し合い、共生の大切さを学ぶことができるよう福祉教育を推進していきます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
小・中学校では、総合的な学習の時間を中心に、手話や点字、高齢者体験等の福祉学習を学んでいる。	発達段階に応じた学習内容を取り入れ、計画的に福祉学習を進めていく。	A	継続

②地域福祉活動、ボランティア活動の推進

【施策・事業】

障がいのある人も地域で安心して生活ができるよう、社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉活動を支援する体制づくりに努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
地域福祉コーディネーター養成研修の開催	今後も、引き続き研修を実施していく	C	継続

【施策・事業】

障がいのある人を支援するボランティア活動を促進するため、社会福祉協議会及び各種障がい者団体や障がい福祉サービス事業所等と連携し、担い手の育成や活動支援の充実を図ります。

また、ピアカウンセリング等、障がいのある人自身によるボランティア活動を支援していきます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
地域福祉コーディネーター養成研修の開催	地域福祉活動にはボランティアが必要であると考えるが、なり手不足である。	D	継続

③支援者の養成と確保

【施策・事業】

障がい福祉に携わる相談支援者の資質向上、人材育成及び確保を図っていきます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
足柄上地区地域自立支援協議会相談支援部会において、各種研修、課題の検討などを実施。	今後も、引き続き相談支援部会において各種研修等を実施していく。	B	継続

【施策・事業】

保健・医療・福祉を支える人材の確保・育成策を要介護高齢者の増加を踏まえ、介護保険事業計画と整合性を図りつつ推進します。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
「介護職員初任者研修支援事業」を実施し、在宅介護を担う町民の負担軽減及び町内事業所の人材確保を図る等の支援を行っている。	引き続き人材確保に努めていく。	B	継続

(2) 基本目標2 福祉サービスの充実及び地域における生活支援

①相談支援体制の充実

【施策・事業】

町専門職員による相談支援や社会福祉協議会での心配ごと相談、民生委員・児童委員による相談、相談支援事業所の活用等、地域に密着した身近な相談支援体制の充実を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
足柄上地区委託障害者相談支援事業所「相談支援センターりあん」により、月1回「出張相談」を開催。 普段は、町社福祉等が相談に対応。	今後は、広報に特集記事を掲載するなど、更なる普及・啓発の取り組みが必要。	B	継続

【施策・事業】

医療・療育・地域移行・就職等の多様な相談ニーズに対応できるよう、相談支援事業所等、関係機関との連携を図り、専門的体制の強化に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
町と相談支援事業所において連携。	今後も引き続き連携を強化していく。	C	継続

【施策・事業】

南足柄市と足柄上郡5町で共同設置している「地域自立支援協議会」において、地域の障がい福祉に関する情報の交換や関係機関との連携・協力体制を推進することで、相談機能の向上を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
自立支援協議会の部会において情報交換を実施。	引き続き、各部会において情報交換を実施していく。	B	継続

【施策・事業】

一人ひとりのニーズに合わせ、相談からサービス等利用計画の作成まで、一貫した適切な支援が行えるよう、町専門職員並びに相談支援事業所等、関係機関との連携により、ケアマネジメント体制の整備を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
町と相談支援事業所と連携を図り支援。	引き続き、連携を強化していく。	B	継続

【施策・事業】

市町村に設置することが求められている、障がいに関する窓口となる「基幹相談支援センター」については、地域包括支援センターとの連携により、相談支援の拠点として総合的な相談業務体制の強化に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
自立支援協議会部会において設置の検討を実施。	引き続き、設置に向けた検討を実施していく。	C	継続

②権利擁護体制の確立

【施策・事業】

知的障がいや、精神障がいのある人等が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」の周知に努め、利用の推進を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
町と社会福祉協議会において周知を実施している。	引き続き、利用促進に向けた周知を実施していく。	B	継続

【施策・事業】

知的障がいや、精神障がいのある人等、意思能力がない、または判断能力が不十分な人の財産管理や契約等の法律行為全般を行う「成年後見制度」の周知や利用の促進に努めるとともに、社会福祉協議会等と連携し、法人後見制度について調査・検討します。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
令和4年7月1日に、成年後見制度に関する普及啓発や相談などに対応するため、足柄上地区1市5町で、知友各機関である「あしがら成年後見センター」を設置。	「あしがら成年後見センター」において、制度の周知に実施するほか、法人後見センター実施に向けた検討を検討。	B	継続

【施策・事業】

虐待の防止、早期発見・早期対応のため、地域自立支援協議会等の関係機関と連携し、町に設置の「障害者虐待防止センター」の機能強化に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
福祉課に「障害者虐待防止センター」を設置。	「障害者虐待防止センター」の周知に努め、障害者虐待の防止に努める。	B	継続

③障がい福祉サービスの充実

【施策・事業】

個々のニーズに対応できるよう、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所等と連携し、障がい特性やさまざまなライフスタイルに応じた各種サービスの質的・量的充実に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
利用希望者のニーズに合ったサービスを提供している。	引き続き、相談支援事業所と連携し、ニーズに対応できるよう努める。	A	継続

【施策・事業】

広域的に行うサービスや事業については、圏域間調整を行い、行政圏にとらわれず、できるだけ身近なところでサービス等を受けられる体制の整備を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
令和4年度より、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」として、各機能を担う事業所等のネットワークにより障がい者の生活を地域全体で支える体制を整備。	行政圏にとらわれず、できるだけ身近なところでサービス等を受けられる体制の整備を図る必要がある。	A	継続

【施策・事業】

社会福祉協議会の行う「福祉有償運送」を活用する等、移動手段の確保に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
公共交通機関を単独で利用することが困難な方の通院や通学その他の外出を支援する社協が実施する「福祉有償運送」に対して、事業費の一部を補助。	引き続き補助を継続する。	A	継続

【施策・事業】

グループホーム等の入居者へ家賃助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
グループホームの家賃補助を適切に行った。	R5年度対象者は10名である。対象者は増加傾向にある。	A	継続

【施策・事業】

難病の人の支援のため、保健福祉事務所や専門医療機関、かかりつけ医等地域の関係機関と連携を図り、安心して在宅生活を送れるような支援体制を整備します。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
県主催の、会議等に参加しているのみである。	引き続き、町内での難病患者支援について、庁内での支援体制を整備する必要がある。	C	継続

【施策・事業】

補装具等の活用ができるよう、自己負担の助成を行うとともに、「巡回更生相談」により利用者の利便性を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
補装具の購入又は修理を受ける場合、障がい者等の経済的負担の軽減と日常生活の利便に供するために、その費用を助成。	巡回更生相談利用者の全体的な減少により、回数が減少している。	A	継続

④経済的支援の充実

【施策・事業】

制度についての周知に努め、対象となる人が各種手当や助成等を受給できるよう相談支援事業所等関係機関との連携を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
○重度障害者医療費助成事業 対象者への医療費助成を適切に行った。周知としては、手帳取得時に制度の説明を行っている。	○重度障害者医療費助成事業 平成25年度の年齢制限、所得制限の導入により対象者は減少傾向にある。医療費もコロナの影響からか減少傾向にある。	B	継続

【施策・事業】

公的扶助、年金、手当等、経済的支援制度を活用できるよう、相談体制を充実するとともに、年金・手当について、無年金者、未受給者の発生の防止に努めます。

また、必要に応じ各種手当や年金制度の拡充について、県等に要望していきます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
町部局内等での連携による相談支援体制を実施。	引き続き、各部局等の連携による相談体制を継続。	B	継続

⑤地域生活支援拠点の整備

【施策・事業】

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障がい者（児）の地域生活支援をさらに推進する点から、地域における課題の解決を目指す「地域生活支援拠点」等の整備を推進します。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
足柄上地区では、委託相談支援事業所を中心とした相談支援体制を展開し、県西圏域の様々な社会資源によるネットワークを構築することで、地域の中で障がいのある方が安心して暮らせるように地域生活支援拠点を令和4年4月1日に整備。	登録事業所の拡大が課題となっている。	B	継続

(3) 基本目標3 人にやさしい安全・安心なまちづくり

①生活環境の整備

【施策・事業】

障がいのある人が安全に安心して外出できるよう、災害発生時も視野にいたる避難経路の検討・確認も含め、今後も引き続き、歩道の段差解消、点字ブロックやグリーンベルトの設置、分かりやすい標識の整備等によるまちづくりを推進します。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 井ノ口上幹線における歩道の新設 グリーンベルトの整備 ガタツキのある側溝の改修 	安全確保が必要な場合は引き続きグリーンベルト等の設置を行い安全性の確保に努める。	B	継続

【施策・事業】

公共施設等について、安全かつ快適に利用できるよう、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
公共施設にみんなのトイレやスロープは設置済み。	みんなのトイレやスロープは設置されている。学校施設の改修工事等に合わせて実施を検討している。また、建物の構造や平面プラン、配置等からバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化が困難な場合が多いことが課題である。	C	継続
<ul style="list-style-type: none"> 駐車場改修工事の際に、身障者用スペースを色付けするとともに、おもいやりスペースを新たに追加した。 各階トイレ扉交換 各階トイレ水栓取替え サンタリーボックスの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 身障者用スペース2台、おもいやりスペース4台 円筒型からプッシュプル型へ交換（6箇所） 自動水栓へ取替え（6箇所） 各階個室に配置（12箇所） 	C	継続

②防災・防犯体制の整備

【施策・事業】

障がいのある人が安全に安心して暮らせるよう、「中井町地域福祉計画」との連携により、地域ぐるみの防災・防犯体制づくりを進めます。

また、「避難行動要支援者名簿」の活用を促進し、安全に避難ができるように、地域住民や関係機関との協力体制の確立を進めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度までに町内防犯灯のLED化を完了し、新設に関しては自治会からの要望に基づき選定して行った。 防犯パトロールに関しては、毎年小学校の新入生保護者を中心に募集を行い、防犯パトロール員の確保を行っている。 防災訓練において名簿の活用により体制を確立。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、自治会からの防犯灯新設要望に関しては、設置基準に基づき新設を進めていく。 ケガや高齢化を理由に、パトロール員の数も減少してきており、長期的にパトロールを継続できる人材の確保が課題となっている。 	B	継続

【施策・事業】

災害発生時に、一般的な避難所では生活が困難な要援護者を対象とした「福祉避難所」を開設するとともに、関係施設等の協力体制に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所として使用を予定する施設等について備蓄品を継続して体制を維持するとともに、受け入れ施設との協定を継続して協力体制を維持。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の指定検討 受け入れ施設数の拡大 	C	継続

【施策・事業】

災害時に、在宅酸素療法やたんの吸引等の特別な配慮が必要な人の把握に努め、対応を検討します。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 県西圏域において、医療的ケア児等コーディネーター配置事業を検討。令和6年度中に配置予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児等コーディネーターを令和6年度に配置予定。 	C	継続
<ul style="list-style-type: none"> 支援体制に係る検討は県保健所と協議。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、支援体制の検討を実施する必要がある。 	D	継続

【施策・事業】

緊急通報装置の貸与等、日常生活の緊急事態における不安の解消に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
ひとり暮らし高齢者やひとり暮らし重度障がい者を対象に、置き型緊急通報装置及び携帯用ペンダントを貸与し、緊急時の連絡手段を確保している。	令和5年度より委託業者を変更し回線所有の有無にかかわらず装置の貸与が可能になった。今後も増加が見込まれるひとり暮らし高齢者等の安心・安全な生活環境を維持するため、事業を継続し在宅生活を支援する。	B	継続

③住居の整備

【施策・事業】

障がい種別や特性に応じたグループホームが必要なことから、引き続き近隣市町村での施設等の確保に努めるとともに、利用者のニーズに応じた施設整備を促進します。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
本町には2カ所のGHがある。GH利用希望者に対しては、本町を含め近隣市町のGHを紹介。	現状では、利用希望者に対してGHは充足している。今後さらにGH利用希望者が増加することが見込まれる。	B	継続

（4）基本目標4 個性に応じた保育・教育・学習の充実

①保育体制の充実

【施策・事業】

認定こども園や保育園での障がいのある子どもの受け入れ体制の整備に努め、障がいの有無にかかわらず保育を受けることのできる「統合保育」の推進に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
極力、障がい児の受け入れに務めている。	庁内において、「統合保育」実施のための体制整備が必要。	C	継続

【施策・事業】

これまでの生育歴等を記録した支援ノート等の活用を図る等、就学前から就学へと途切れなくつながる継続的な支援体制の整備に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
保健師から、情報提供を受けている。	学校、保育士、保健師等との連携が必要。	C	継続

【施策・事業】

発達が気になる子どもと保護者のため、心理相談員や保健師によるきめ細かな対応に努めるとともに、保健福祉事務所や医療機関、教育機関等との連携を強化します。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○1歳6か月児健康診査：1歳6か月～1歳8か月児を対象に年4回実施（満2歳に達しない幼児） ○3歳児健康診査：3歳1か月～3歳3か月児を対象に年4回実施（満4歳に達しない幼児） 	<p>○健診に心理士を配置し、言語や精神発達、生活習慣の自立等に支援が必要な児の早期発見・相談と家族支援に努めている。町のフォロー教室や療育、医療機関へ必要に応じて繋いでいる。</p> <p>療育施設や医療機関が少ないため待機期間が生じており、その間の子どもと保護者に対する切れ目のないきめ細かな支援が課題。</p> <p>○働く保護者の増加や保育料無償化により、早期就園児が増えており、町のフォロー教室でなく、園との連携や療育併用が必要なケースが増えている。</p>	A	継続

②教育の推進

【施策・事業】

特別支援学級に在籍または在籍を検討している児童・生徒について、学校医や児童相談所相談員、民生委員・児童委員、教育委員、保健師等からなる教育支援委員会を開催し、一人ひとりの特性に応じた適切な就学指導に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
毎年10月中旬に、教育支援委員会を開催し、参加者からの専門的な意見に基づき、一人ひとりの特性に応じた適切な就学指導を行っている。	年々、対象の児童・生徒が増加傾向にあり、また、発達課題も多様なため、計画的な就学相談が大切になっている。	A	継続

【施策・事業】

一人ひとりの教育的ニーズに対応できるよう、「特別支援教育」の充実を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
特別支援学級担当を中心に、各学校において一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育が推進されている。	一人ひとりの発達課題に応じた適切な支援を継続していく。	A	継続

【施策・事業】

障がいのある児童・生徒が、可能な限り障がいのない児童・生徒とともに教育を受けられるよう配慮します。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
特別支援学級に所属している児童・生徒は、個々の能力に応じて、通常学級の児童・生徒とともに学ぶ交流学習を行っている。	保護者や本人との面談を綿密に行いながら、集団での学びや個での学びを見極め、一人ひとりの教育的ニーズに応じて取り組む。	A	継続

【施策・事業】

障がいや家庭の状況に応じた預かりサービスができるよう、放課後支援の充実に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
放課後等デイサービスを提供。日中一時支援を提供。	学童保育等での受け入れ態勢について、検討が必要。 事業所の撤退が見受けられる。	C	継続

【施策・事業】

障がいのある児童・生徒が、安全に安心して学校生活を送れるよう、施設・設備の改善や環境の整備の推進に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
施設・設備の改善や環境の整備の推進に努めている。	学校施設の改修工事等に合わせて実施を検討している。	C	継続

【施策・事業】

特別支援教育担当者研究会等の研修会を開催し、指導支援等の諸問題について研究協議する等、特別支援教育の充実を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
毎年5月に、特別支援教育担当者研究会を開催し、支援の工夫や情報交換を行い、特別支援教育の充実に努めている。	情報交換、情報共有が充実している。	A	継続

【施策・事業】

教育相談コーディネーターと臨床心理士からなるスクールカウンセラーが児童・生徒や保護者の相談に対応するとともに、教育支援センターに相談員を配置し、教育支援に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
小学校には町のスクールカウンセラーを、中学校には県のスクールカウンセラーを配置し教育相談体制の充実を図っている。	カウンセリングのニーズの高まりや、発達検査のニーズの高まりがあるため、町のスクールカウンセラーの勤務時間を増加し、対応をしたい。	A	拡大

③障がい児支援体制の充実

【施策・事業】

障がいのある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などのサービスの確保に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
障がいのある児童や発達に心配がある児童に、療育を提供。	保健師との連携をさらに強化する必要がある。	A	継続

【施策・事業】

児童通所支援を利用する時に、指定障害児相談支援事業者が、利用するサービスの種類や内容等を記載した障害児支援利用計画を作成します。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
サービス利用時に、事業所を紹介。セルフプランの作成支援。	自立支援協議会部会において、計画書の作成を検討している。	A	継続

(5) 基本目標5 社会参加の促進

【施策・事業】

公共職業安定所（ハローワーク）や「障害者就業・生活支援センター」、特別支援学校等の教育機関との連携を図り、就労相談から定着支援まで、一体的な支援を推進します。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
県西圏域で、障害者支援センターぽけっとに委託し、障がいのある方の生活・就労支援、職場開拓、定着支援などを実施。	更なる障害者支援センターぽけっとやハローワーク等との連携を強化。	B	継続

【施策・事業】

就労困難な障がいのある人に、障がいに応じた就労の場を提供するため、相談支援事業所や関係企業、地域生活支援センター、就労継続支援事業所等との連携を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
県西圏域で、障害者支援センターぽけっとに委託し、障がいのある方の生活・就労支援、職場開拓、定着支援などを実施。	更なる障害者支援センターぽけっとやハローワークとの連携を強化。	A	継続

【施策・事業】

障がいのある人も働きやすい環境づくりを推進するために、企業等へ障がい者雇用に関する法律・制度の周知に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
現在まで、企業等への周知を行っている。	グリーンテクなかい企業連絡協議会等を通じ、法律・制度等の周知に努める。	D	継続

②移送支援の充実

【施策・事業】

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出の際の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
・移動支援サービス ・社協による福祉有償運送事業	利用者が限定されている。 利用ニーズの調査が必要。	A	継続

③障がい児支援体制の充実

【施策・事業】

家族や地域住民が集まり、スポーツや文化活動を楽しめる各種大会の支援を行います。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
なかい健康スポ・レク祭や、ニュースポーツ教室等の中でニュースポーツ（ユニカール等）やパラスポーツ（ボッチャ）を実施種目として採用し、幅広い方にスポーツを楽しめる機会を提供している。	パラスポーツ、ニュースポーツへの関心は年々増加傾向にあり、毎回多くの方が参加している。一方、あくまで”体験”となっており、障がい者の方への指導を行う環境は整っていない。	B	継続
○障がい者スポーツ大会 H30 1名 R2～3 中止 R4・R5 1名	○障がい者スポーツ大会 日々練習や努力されている方の参加があり、他の市町との交流等の場になっている。参加人数が増えるよう、周知や声かけを行う。	B	継続

【施策・事業】

スポーツ、文化団体等の育成を図るため、活動拠点の提供、活動費の補助やアドバイス等を行います。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
活動拠点については、公共施設の一般貸出を行っている。活動費の補助やアドバイス等については、要求があった事例が無く、制度等も整えていない。	障がい者の方から各団体への加入希望や、補助やアドバイスの要望があった等の事例が無く、制度等も整えていない。	C	継続
中井中央公園指定管理者による自主事業での拠点提供およびアドバイス。	利用者の多様化に応じるため、町と指定管理者との役割分担をはかりながら、SNS等を活用し情報提供などを行い「誰でも、いつでも」参加ができるよう機会を充実させる必要があります。	B	継続

【施策・事業】

障がいのある人が各種講座等に安心して参加できるよう、手話通訳奉仕員等の派遣をはじめとする環境づくりを進めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
○意思疎通支援者の派遣 敬老会や映画観賞会、イベント等への手話通訳士の派遣を行った。	○意思疎通支援者の派遣 町内の意思疎通支援者を必要する方は少数だが、要望に応えることができた。	B	継続

(6) 基本目標6 障がいの早期発見と地域包括支援体制の充実

①障がいの早期発見、療育体制の整備

【施策・事業】

疾病、障がいの早期発見のため、関係機関との連携により、妊婦・乳幼児健康診査をはじめとした母子保健事業の充実を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
母子保健法第12条に基づいて実施 ○1歳6か月児健康診査：1歳6か月～1歳8か月児を対象に年4回実施（満2歳に達しない幼児） ○3歳児健康診査：3歳1か月～3歳3か月児を対象に年4回実施（満4歳に達しない幼児）	健診に心理士を配置し、言語や精神発達等の遅れが疑われる幼児へ早期対応をしている。働く保護者の増加や保育料無償化により、早期就園児が増えており、町のフォロー教室でなく、園との連携が必要なケースが増えている。 出生数の減少に伴い1回の健診対象数も減少している。今後は各種健診の同時実施など実施方法の検討が必要。	A	継続

【施策・事業】

発育・発達の気になる子どもについての相談に応じ、健診時の心理相談やフォロー教室、医療機関等との連携による支援体制の充実を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
○育児相談：中井町在住の妊産婦、乳児・幼児とその保護者を対象に年12回（奇数月は井ノ口公民館、偶数月は保健福祉センター） ○健診事後フォロー教室「あいあい」：概ね1歳6か月児から4歳児で、言語や精神発達、生活習慣の自立等のために集団での経験が必要と思われる児、育児の不安や悩みがある母等を対象に月1回、年12回実施	○育児相談：フォロー教室に繋がらないケースや育児支援が必要なケースのフォローの場となっている。子育て支援センター保育士を配置し、親子遊びの指導や支援センターに繋がれるよう連携を図っている。 ○フォロー教室：出生数減少に伴い対象数も減少しているが、手厚い支援の必要な母子は一定数おり療育と連携して支援している。町内に療育施設が無く、交通手段の無い親子への支援が課題。	A	継続

②保健・医療・福祉の充実

【施策・事業】

生涯を通じた健康づくりを支援し、中途障がいの原因疾患となる生活習慣病等を予防するため、健康診査、健康教育、健康相談等各種保健事業を推進します。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
各種健康診査での結果を踏まえ、「特定保健指導」や「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」等による保健指導と併せ、健康増進計画・食育推進計画（第2期）にて、心身の健康維持を図るための取組を推進している。また、介護保険事業計画では、関連事業となる各種介護予防事業の実施を位置づけ、健康維持、介護予防を図りつつ、生涯にわたる健康づくり等の支援を実施。	健診結果等により、対象となった方に対する健康教育・健康相談の実施に努めるとともに、対象とはならなかった方々に向けた集団指導の機会をもち、健康づくりに関する普及啓発の推進を図る。また、介護予防事業の継続を図るため、地域の担い手（ボランティア）の持続的な確保が必要であり、継続した事業への支援が重要。	A	継続

【施策・事業】

既存の障がい（一次障がい）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障がい）を生み出さないために、理学療法士による訪問指導等の治療やリハビリテーションを実施します。

また、生活環境等についての正しい知識の普及のために本人や介護家族へのアドバイス等を行い、必要に応じ医療機関との連携を図り二次障がいの予防に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
既に生じている障がいに対し、必要に応じて、理学療法士による訪問指導を行い、日常生活能力の改善・維持を図る取組を継続。また、高齢者においては心身機能の低下や障がいの状況に併せて、各種介護予防教室（はつらつ教室等）への参加勧奨を図り、心身の機能改善・維持に向けた取組の実施に努めている。	訪問指導の対象となる方が限られてはいるが、各種制度の利用では補えない対象者へのフォローを図るため、専門職による継続した取組が求められている。 また、高齢期の心身機能の低下等に対する取組として、各種介護予防教室の実施も必要とされており、それぞれの事業における専門職による支援が引き続き求められる。	A	継続

【施策・事業】

一人ひとりの多様な医療ニーズに対応できるよう、広域的な連携による医療体制の充実を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
足柄歯科医師会による「障がい者歯科検診」を実施。 小田原市歯科二次診療所において、一般の歯科診療所では障がいの状態や設備面に対応が困難な障がい者の歯科診療と歯科保健指導を実施。	足柄歯科医師会や小田原市歯科二次診療所との連携を強化するとともに、町内の医療機関への協力提供を行っていく必要がある。	A	継続

③精神保健施策の充実

【施策・事業】

町専門職員による相談対応のほか、保健福祉事務所や相談支援事業所等との連携により、精神障がいのある人や家族等の介護者のための相談支援の充実を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
福祉課の社会福祉士の相談支援。委託相談支援事業所による相談を実施。相談の内容によっては、保健福祉事務所とも連携を取っている。	医療機関、保健福祉事務所との連携を強化していく。	B	継続

【施策・事業】

精神保健福祉ボランティアやピアカウンセラーの育成、講演会の開催等により、精神疾患に関する正しい知識の普及に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
圏域で、講演会等を開催している。	町での対象者が増加していることから、身近な町での普及活動が必要。	C	継続

④難病疾患患者への情報提供の充実

【施策・事業】

「障害者総合支援法（平成25年5月施行）」等に基づき、難病患者への適切な支援に努めます。また、制度変更に対し、円滑に対応できるよう推進します。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
県との連携により、難病患者への適切な支援を実施している。	県との連携を密にし、情報共有に努める。	D	継続

【施策・事業】

難病患者等に対する障がい福祉サービス等の提供にあたっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図り、難病患者に対し、保健・医療・福祉の情報提供が円滑にできるよう県や関係機関と連携し、相談体制の整備に努めます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
県との連携により、理解と協力の促進を図っている。	県との連携を密にし、情報共有に努める。	D	継続

⑤難病疾患患者への情報提供の充実

【施策・事業】

認知が進んでいない高次脳機能障がいについての啓発や、正しい知識の普及を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
高次脳機能障がい者に限らず、障がいの啓発等を実施。	対象者が少ないことから、一般の障がい者と同様の対応	D	継続

【施策・事業】

高次脳機能障がい者及びその家族に対する相談支援に努め、相談体制の整備を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
高次脳機能障がい者に限らず、相談支援を実施。	対象者が少ないことから、一般の障がい者と同様の対応	A	継続

⑥難病疾患患者への情報提供の充実

【施策・事業】

県、周辺市町村等との連絡・調整を図り、各地域、事業所において、複数の機関が分担して居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を構築します。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
令和4年度から、地域生活支援拠点事業を実施。	今後、更なる事業所の協力が必要。	B	継続

【施策・事業】

本町では他圏域との連携、県ナビ事業、あんしんネット事業等の活用を含め、障がい種別を限定することなく、地域で安心して生活できるように、必要なサービスや情報を共有できるネットワーク機能についても、地域生活支援拠点の機能に組み込むことも検討していきます。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
令和4年度から、地域生活支援拠点事業を実施。	今後、更なる事業所の協力が必要。	B	継続

(7) 基本目標7 情報のバリアフリー化

①情報提供の充実

【施策・事業】

「広報なかい」や町ホームページ、窓口で配布している「障がい児者の福祉サービスについて」等、さまざまな媒体を用いて情報提供の充実を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
○「制度案内」の作成 R4年度に中井町版の制度案内を作成。対象者や社協、地域包括へ配布している。 ○ホームページの情報の充実	○「制度案内」の作成 掲載されている情報の確認を関係各課等へ依頼し、毎年実施している。 ○ホームページの情報の充実 適宜、情報の更新やSNSの利用を行っている。	B	継続

【施策・事業】

文字による情報入手が困難な障がいのある人への点訳や音訳等による情報提供を推進していきます

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
現在、ボランティアによる「声の広報」を実施。	現在は、「声の広報」のみだが、それ以外にも対応が必要。 また、視覚障がい者に対しては、点字での情報提供を実施する必要がある。	C	継続

②コミュニケーション支援体制の充実

【施策・事業】

個人や団体からの要請に応じて、手話通訳奉仕員や要約筆記奉仕員の派遣を行う等、コミュニケーション支援の充実を図ります。

令和5年度までの主な取り組み	令和5年度までの主な取り組みに対する現状・課題	評価・進捗状況	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者等派遣事業 基本目標5「各種講座等への参加の促進」と同じ ○手話奉仕員養成研修 1市5町で共同開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者等派遣事業 基本目標5「各種講座等への参加の促進」と同じ ○手話奉仕員養成研修 参加者が少ないことが課題。 	B	継続

第5節 新たなこれからの課題について

- ① **住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援体制の構築が必要**

外出や買い物、家族、介護者など日常的な生活に関しての支援を求める方が多くいます。障がいを持つ方や家族などの一緒に生活する介助者・介護者の現状やニーズに合った相談や、日常生活への介護、医療などが連携することによる支援が求められています。

また、福祉サービスの充実だけでなく、幅広い視点で、障がいのある人の意思決定を支援できるような取り組みが必要です。
- ② **誰もが安心して暮らせるまちを実現する取り組みが必要**

障がいを持つ人が、安心して暮らせるまちづくりが求められています。ユニバーサルデザインの視点から、生活環境の整備・改善を行うとともに、バリアフリーの空間づくりを進めていく必要があります。

また、心理的な安心感も重要です。防災・防犯に力を入れ、災害時などにおいて、障がいを持つ人への理解者・協力者を増やすような取り組みが必要です。加えて、障がいを理由とする差別を受けたり、嫌な思いをする方がいないよう、啓発や差別解消・障がい理解に向けた取り組みが求められています。
- ③ **誰もが社会に参加することができるような、支援体制と環境づくりが必要**

就労意思がある人に向けた支援が求められています。事業所への周知・啓発や関係機関との連携を行いながら、誰もがその人らしく自立した生活を営めるような取組を行っていく必要があります。

また、就労以外の社会参加の機会として、スポーツ・文化芸術活動等も重要であり、参加への支援と機会充実に努める必要があります。

そして、社会参加の基盤として、情報へのアクセスとコミュニケーションが重要であるため、継続的な支援が求められています。
- ④ **障がいのある子どもが、安心して地域生活ができる環境が必要**

障がい特性に応じた専門的な支援が受けられる環境を整え、障がいのある子どもも障がいのない子供も、共に地域で暮らし活動することのできる環境を整えることが必要です。

また、障がいのある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、インクルーシブな視点に立った取り組みが求められています。

第1節 基本理念

障がいのある人もない人も、ともに地域で生活する仲間として人権を尊重し、協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

国の障害者基本計画では、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが示されています。

本町では、障害者基本法が掲げる理念に基づき、すべての障がいのある人の自立と社会参加を目指すとともに、障がいの有無にかかわらず、町民の誰もがいつでも笑顔で安心して暮らせるまちづくりを目指してきました。

また、「活力」、「快適」、「安心」を基本理念とした「第6次中井町総合計画」の福祉分野の基本施策のひとつとして「みんなで支えあう福祉のまちづくり」を位置付けており、本計画においても、その実現に取り組むこととします。

このような背景を踏まえ、障がいのある方とともに「みんなで支えあう福祉のまちづくり」を実現していくために、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

基本
理念

誰もが住み慣れた地域で、お互いを認め、
支えあい、自立・安心して暮らせるまち

第2節 基本目標

基本目標は、基本理念の実現を目指すために、支援が必要な人を支えるための施策を総合的かつ計画的に定めたものです。

基本目標1

生活支援体制の充実と意思決定の支援

住み慣れた地域でともに生き、ともに支え合うためには、障がいの特性に応じたサービスや相談先が必要です。そして、障がいの重度化・重複化・多様化、また核家族化・高齢化、地域の共生意識の希薄化など、障がいのある人をとりまく問題は複雑になる傾向があります。このようなニーズを的確に把握し、よりニーズに合った各種福祉サービスを充実させることによって、地域や家庭での自立した生活へと結びつけます。

また、福祉サービスの充実とあわせて、ボランティアやNPO等の活動の支援によって担い手の確保に努めることで、障がいのある人の生活を支援するとともに、相談体制・ケアマネジメント体制・権利擁護等を含めた総合的なサービスの充実を図ることにより、障がいのある人の意思決定を支援してきます。

施策の特徴 主に各種サービスの提供について記載しています。

基本目標2

人にやさしい安全・安心なまちづくり

障がいのある人はもとより、だれもが安心して快適な生活が送れるよう、すべての人にやさしい「福祉のまちづくり」を進める必要があります。そのため、障がいの特性に配慮し、ユニバーサルデザインの視点から住環境の整備・改善に努めます。

障がいのある人が安心して生活を送ることができるよう、防災・防犯体制の充実を図るとともに、生活に不可欠な移動が困難にならないように、移動支援を充実させていきます。

また、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域全体で障がいのある人への理解が深まることが重要です。啓発、広報活動、福祉教育といった様々な機会を通じて、障がいについての正しい知識を広め、権利擁護を図るとともに、支援者の養成、確保に努めます。

施策の特徴 主にハード整備や安心して暮らせる地域づくりについて記載しています。

基本目標 3

コミュニケーション支援と社会参加の促進

誰もが必要とする情報を確実に取得、利用、発信できるよう、情報アクセシビリティ向上の観点から、障がい特性に配慮した情報提供を行っていきます。また、障がいのある人が日常生活においてスムーズにコミュニケーションが図れるよう、手話奉仕員・手話通訳者・要約筆記者の派遣等をはじめとした支援の充実を図ります。

社会参加やその人らしい自立した生活を営むという観点から、関係機関と連携し、障がいのある人の就労を支援するとともに、企業等への障がい者雇用に関する法律・制度の周知に努め、働く環境の整備に努めます。

また、文化芸術・スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動等の機会の確保を図り、すべての人が気軽に参加し、交流できるような環境づくりを目指します。

施策の特徴 主に社会参加とコミュニケーション支援について記載しています。

基本目標 4

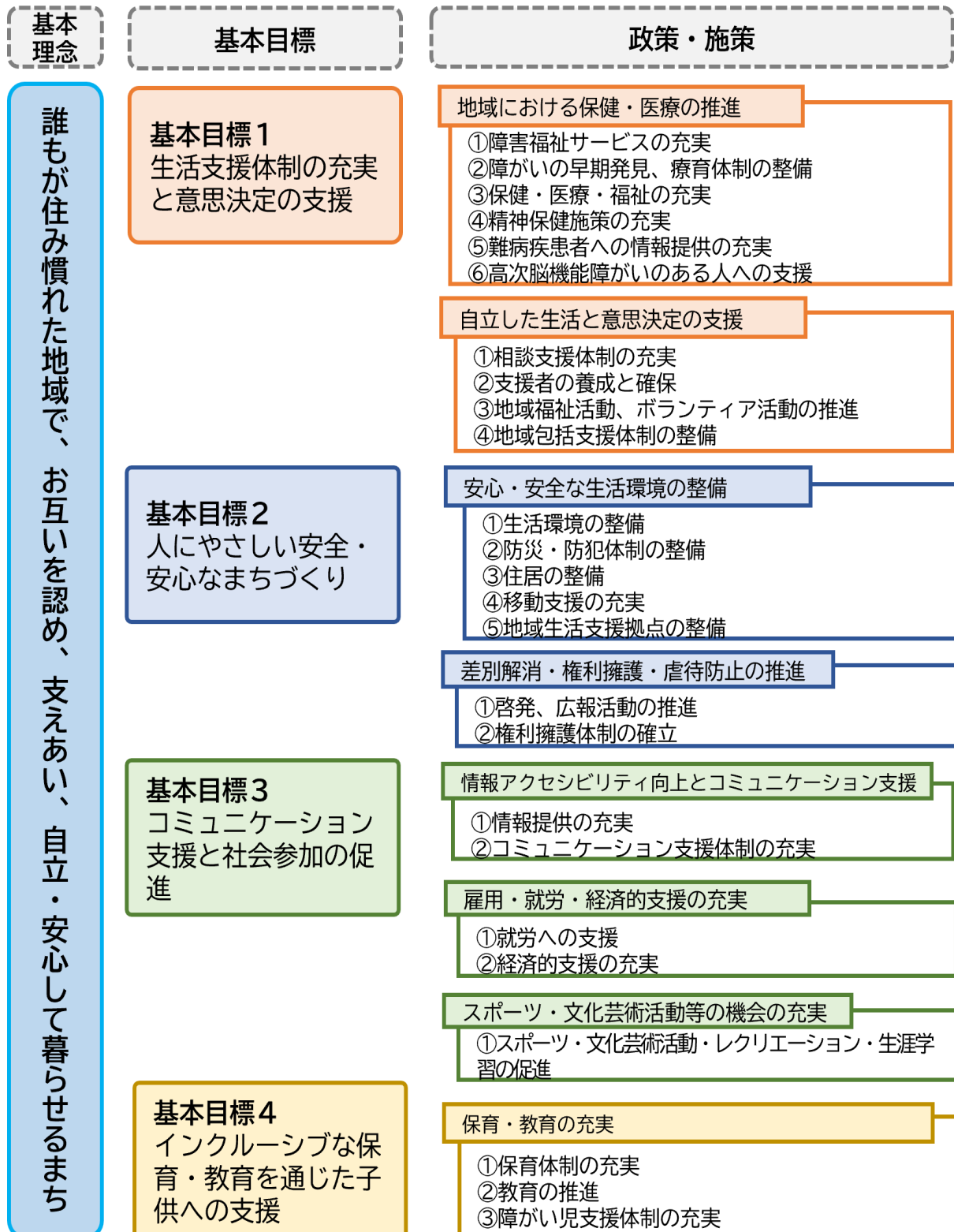
インクルーシブな保育・教育を通じた子供への支援

障がいのある子どもと障がいのない子供が、安心して共に地域で生活ができるように、インクルーシブな視点から、成長過程に対応した切れ目のない適切な支援を推進していきます。さらに、多様化するどの障がいにも対応できるようにするとともに、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、障がい福祉サービスの質の向上を図ります。

また、福祉・教育等、関係機関の連携により、認定こども園、保育園での受け入れ体制を確保し、障がいの状況に応じた保育の提供を図ります。

施策の特徴 主に保育・教育について包摂的な視点を重視して記載しています。

第3節 施策体系



第4節 施策の展開

1. 生活支援体制の充実と意思決定の支援（基本目標1）

（1）地域における保健・医療の推進

①. 障がい福祉サービスの充実

【施策の方針】

- ◆ 各サービスの質的・量的充実とともに、できるだけ生活圏の中でサービスが受けられるよう、関係機関と協議し、連携を図ります。
- ◆ 移動手段の確保等、本町の課題に対応したサービスの提供を行います。
- ◆ 障がい福祉サービスの利用に際し、生活圏における提供体制の整備に向けた検討を進め、生活環境の整備を図ります。

	施策・事業	内 容
1	障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の質的・量的充実	<p>個々のニーズに対応できるよう、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所等と連携し、障がい特性やさまざまなライフスタイルに応じた各種サービスの質的・量的充実を図ります。</p> <p>〔関連事業〕○障がい福祉サービス ○地域生活支援事業</p>
2	生活圏におけるサービス提供体制の整備	<p>広域的に行うサービスや事業については、圏域間調整を行い、行政圏にとらわれず、できるだけ身近なところでサービス等を受けられる体制の整備を図ります。</p> <p>〔関連事業〕○地域生活支援拠点等事業</p>
3	課題に対応したサービスの提供	<p>社会福祉協議会の行う「福祉有償運送」を活用する等、移動手段の確保に努めます。</p> <p>〔関連事業〕○福祉有償運送事業（社会福祉協議会）</p> <p>グループホーム等の入居者へ家賃助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>〔関連事業〕○グループホーム等利用者家賃負担軽減事業</p> <p>難病の人の支援のため、保健福祉事務所や専門医療機関、かかりつけ医等地域の関係機関と連携を図り、安心して在宅生活を送れるような支援体制を整備します。</p> <p>補装具等の活用ができるよう、自己負担の助成を行うとともに、「巡回更生相談」により利用者の利便性を図ります。</p> <p>〔関連事業〕○補装具交付助成事業</p>

②. 障がいの早期発見、療育体制の整備

【施策の方針】

- ◆ 母子保健事業（健康診査等）を推進し、疾病や障がいの早期発見に努め、広域的な連携も含めた療育支援体制を整備、強化します。

	施策・事業	内 容
1	母子保健事業の充実	疾病、障がいの早期発見のため、関係機関との連携により、妊婦・乳幼児健康診査をはじめとした母子保健事業の充実を図ります。 〔関連事業〕 ○1歳6カ月児健康診査 ○3歳児健康診査
2	療育支援体制の充実	発育・発達気になる子どもについての相談に応じ、健診時の心理相談やフォロー教室、医療機関等との連携による支援体制の充実を図ります。 〔関連事業〕 ○育児相談 ○親子教室あいあい

④. 精神保健施策の充実

【施策の方針】

- ◆ 保健福祉事務所や相談支援事業所等の関係機関との連携により、精神保健福祉の向上に努めます。
- ◆ 精神障がいのある人の地域での生活を推進するため、精神疾患に関する正しい知識の普及に努めます。
- ◆ 精神保健福祉に関する普及活動を継続かつ充実させ、同時に相談支援の充実に努めます。

	施策・事業	内 容
1	相談支援の充実	町専門職員による相談対応のほか、保健福祉事務所や相談支援事業所等との連携により、精神障がいのある人や家族等の介護者のための相談支援の充実に努めます。 〔関連事業〕○相談支援事業
2	精神疾患に関する正しい知識の普及啓発	精神保健福祉ボランティアやピアカウンセラーの育成、講演会の開催等により、精神疾患に関する正しい知識の普及に努めます。 〔関連事業〕○精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

⑤. 難病疾患への情報提供の充実

【施策の方針】

- ◆ 難病疾患などをめぐる法改正に対して適切に対応し、希望する人に必要な支援が届くよう、体制の整備を推進します。
- ◆ 在宅の難病疾患に対し、保健・医療・福祉の各サービスを提供できるよう、相談支援機能の強化を図ります。

	施策・事業	内 容
1	難病患者への適切な支援	「障害者総合支援法（平成 25 年 4 月施行）」等に基づき、難病患者への適切な支援に努めます。また、制度変更に対し、円滑に対応できるよう推進します。
2	難病患者への情報提供	難病患者等に対する障がい福祉サービス等の提供にあたっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図り、難病患者に対し、保健・医療・福祉の情報提供が円滑にできるよう県や関係機関と連携し、相談体制の整備に努めます。

⑥. 高次脳機能障がいのある人への支援

【施策の方針】

- ◆ 高次脳機能障がいを発症した人に対し、医療からリハビリを経て、地域社会の中で生活できるように、社会復帰までの一貫した効果的な支援に向けて、関係機関との連携による支援体制の構築を図ります。
- ◆ 町民への障がいに対する理解に向けた周知を図ると同時に、身近な存在である家族の理解が得られるよう、医療機関や福祉機関との連携により、家族への支援の推進に努めます。

	施策・事業	内 容
1	高次脳機能障がいについての知識普及と啓発	認知が進んでいない高次脳機能障がいについての啓発や、正しい知識の普及を図ります。
2	高次脳機能障がい者への支援	高次脳機能障がい者及びその家族に対する相談支援に努め、相談体制の整備を図ります。

(2) 自立した生活と意思決定の支援

①. 相談支援体制の充実

【施策の方針】

- ◆ 障がいのある人や家族・介護者等が、生活上の問題や福祉サービスの利用等について“身近で気軽に”相談できるよう配慮します。
- ◆ 関係機関と連携し、多様なニーズに対応できる専門的支援体制の再検討を行い、着実に支援体制の強化を進めます。
- ◆ 精神障がい・発達障がい・難病疾患・高次脳機能障がい等の相談について、専門病院、関係機関等との連携を図ります。
- ◆ 全てのサービス利用に関して、サービス等利用計画の作成が可能な体制の整備を進め、障がいのある人の地域生活を支援するため、障がい福祉サービス及び相談支援、並びに地域生活支援事業を提供する体制の確保を、これからも総合的かつ計画的に図ります。

	施策・事業	内 容
1	相談支援体制の充実	町専門職員による相談支援や社会福祉協議会での心配ごと相談、民生委員・児童委員による相談、相談支援事業所の活用等、地域に密着した身近な相談支援体制の充実を図ります。
2	関係機関との連携による専門的体制の強化	医療・療育・地域移行・就職等の多様な相談ニーズに対応できるよう、相談支援事業所等、関係機関との連携を図り、専門的体制の強化に努めます。
3	地域自立支援協議会との連携・協力体制の推進	南足柄市と足柄上郡5町で共同設置している「地域自立支援協議会」において、地域の障がい福祉に関する情報の交換や関係機関との連携・協力体制を推進することで、相談機能の向上を図ります。
4	ケアマネジメント体制の整備	一人ひとりのニーズに合わせ、相談からサービス等利用計画の作成まで、一貫した適切な支援が行えるよう、町専門職員並びに相談支援事業所等、関係機関との連携により、ケアマネジメント体制の整備を図ります。
5	「基幹相談支援センター」の設置の検討	市町村に設置することが求められている、障がいに関する窓口となる「基幹相談支援センター」については、南足柄市と足柄上郡5町での共同設置について検討を進めます。

②. 支援者の養成と確保

【施策の方針】

- ◆ 障害福祉に携わる相談支援者の資質向上、人材育成及び確保を図っていきます。
- ◆ 保健・医療・福祉を支える人材の確保・育成策は、要介護高齢者の増加を踏まえた取り組みを進めます。

	施策・事業	内 容
1	障がい福祉に携わる相談支援者の資質向上・人材育成の確保	障がい福祉に携わる相談支援者の資質向上、人材育成及び確保を図っていきます。
2	保健・医療・福祉を支える人材の確保・育成	保健・医療・福祉を支える人材の確保・育成策を要介護高齢者の増加を踏まえ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と整合性を図りつつ推進します。

③. 地域福祉活動、ボランティア活動の推進

【施策の方針】

- ◆ 社会福祉協議会と連携を密にし、地域住民と障がいのある人自身及び障がいのある人に関わる関係者の協力体制のもと、地域の実情に応じた障がいのある人への福祉活動を支援します。
- ◆ 町民の障がいに対する理解を深めるために、社会福祉協議会及び関係団体等との連携のもと、ボランティアの担い手を育成し、積極的な参加を働きかけていきます。

	施策・事業	内 容
1	地域福祉活動への支援	障がいのある人も地域で安心して生活ができるよう、社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉活動を支援する体制づくりに努めます。 〔関連事業〕 ○地域福祉コーディネーター養成講座
2	ボランティアの育成と活動支援	障がいのある人を支援するボランティア活動を促進するため、社会福祉協議会及び各種障がい者団体や障がい福祉サービス事業所等と連携し、担い手の育成や活動支援の充実を図ります。 また、ピアカウンセリング等、障がいのある人自身によるボランティア活動を支援していきます。

④. 地域包括支援体制の整備

【施策の方針】

- ◆ 各福祉制度を横断的に捉え、より迅速に適切な支援につながるよう、医療機関も含め関係機関・担当者間の連携を強化することにより地域包括支援体制の整備を目指すとともに、相談支援員の資質向上を図るための環境を整えます。
- ◆ ライフステージの各場面で、一人ひとりにあった支援が受けられるよう、個別のニーズを把握し、保健、教育、医療、福祉、就労等の各関係機関が情報を共有でき、重層的に支援する体制を整えます。また、地域などへの社会参加が円滑にできるような支援体制を整えるとともに、障がいのある人が地域で自立するために必要な配慮を整理し、関係機関で共有できる仕組みを作ります。

	施策・事業	内 容
1	居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備・構築	県、周辺市町村等との連絡・調整を図り、各地域、事業所において、複数の機関が分担して居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を構築します。
2	地域包括支援体制の整備	本町では他圏域との連携、県ナビ事業、あんしんネット事業等の活用を含め、障害種別を限定することなく、地域で安心して生活できるように、必要なサービスや情報を共有できるネットワーク機能についても、地域生活支援拠点の機能に組み込むことも検討していきます。

②. 防災・防犯体制の整備

【施策の方針】

- ◆ 災害時における障がいのある人の安全確保に向けて、「災害時要援護者対策」を充実させます。
- ◆ 地域福祉推進のための取り組みを定めた「中井町地域福祉計画」や「中井町地域防災計画」との連携により、災害時や緊急時に、地域で障がいのある人を支援できるよう、地域ぐるみの防災・防犯体制を強化します。
- ◆ 福祉避難所の設置に向けた具体的推進体制の構築の推進に努めます。
- ◆ 医療的ケアなど、特別な配慮が必要な人に向けた対応の検討をはじめとする地域における防災体制づくりの推進に努めます。
- ◆ 障がいのある人のみならず、介護・介助をしている家族や親族に向けた、日頃から活用できる緊急連絡・連携体制を検討し、体制の整備を図ります。

	施策・事業	内 容
1	地域における防災・防犯体制づくり	障がいのある人が安全に安心して暮らせるよう、「中井町地域福祉計画」との連携により、地域ぐるみの防災・防犯体制づくりを進めます。 また、「避難行動要支援者名簿」の活用を促進し、安全に避難ができるように、地域住民や関係機関との協力体制の確立を進めます。 〔関連事業〕○災害時避難行動要支援者登録制度 ○防犯パトロール ○防犯灯の整備促進
2	「福祉避難所」の設置	災害発生時に、一般的な避難所では生活が困難な要援護者を対象とした「福祉避難所」を開設するとともに、関係施設等の協力体制に努めます。 〔関連事業〕○災害時協力協定の整備
3	医療的ケア等の特別な配慮が必要な人への対応の検討	災害時に、在宅酸素療法やたんの吸引等の特別な配慮が必要な人の把握に努め、対応を検討します。
4	緊急通報システムの整備	緊急通報装置の貸与等、日常生活の緊急事態における不安の解消に努めます。 〔関連事業〕○緊急通報装置貸与事業

③. 住居の整備

【施策の方針】

- ◆ 障がいのある人等の地域生活支援のために、地域生活支援事業における相談支援事業に住宅入居等支援事業を位置付け、住宅の確保に努めます。
- ◆ 地域住民と、障がいのある人自身及び障がいのある人に関わる関係者の協力体制のもと、地域の実情に応じた住居の確保に努めます。

	施策・事業	内 容
1	住居の整備	障がい種別や特性に応じたグループホームが必要なことから、引き続き近隣市町村での施設等の確保に努めるとともに、利用者のニーズに応じた施設整備を促進します。

④. 移送支援の充実

【施策の方針】

- ◆ 地域生活支援事業において「移動支援事業」、任意事業として「身体障害者用自動車改造費助成事業」「障害者施設通所交通費助成事業」「重度障害者等タクシー券助成事業」「重度障害者等自動車燃料費助成事業」を実施し、移送支援の充実に努めます。

	施策・事業	内 容
1	移送支援の充実	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出の際の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

⑤. 地域生活支援拠点の整備

【施策の方針】

- ◆ 障がい者及び障がい児の重度化、高齢化及び親亡き後を見据え、障がい者等及びその家族の地域生活を支援するための体制を整備します。
- ◆ 本町では、他圏域との連携、県ナビ事業、あんしんネット事業等の活用を含め、障害種別を限定することなく、地域で安心して生活できるように、必要なサービスや情報を共有できるネットワーク機能についても、地域生活支援拠点の機能に組み込むことも検討していきます。
- ◆ 町民の求める生活圏域と、行政としてサービス提供できる行政圏域と医療・保健圏域との違いから生じる課題を再検討し、必要に応じて近隣市町村と連携・検討を進め、できる限り町民の生活圏域に沿った、生活支援拠点の整備・構築を推進します。

	施策・事業	内 容
1	地域生活支援拠点等事業	障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障がい者（児）の地域生活支援をさらに推進する点から、地域における課題の解決を目指す「地域生活支援拠点」等の機能の充実に努めます。

(2) 差別解消・権利擁護・虐待防止の推進

①. 啓発・広報活動の推進

【施策の方針】

- ◆ 町民の障がい福祉への関心を高め、障がいのある人への理解が深まるように、今後も様々な媒体や手段を通して交流や啓発活動を展開します。
- ◆ 町職員等が新たな課題に対応できる専門的知識の取得や、障がいのある人やその家族の多様なニーズに応えるため、各分野での人材の確保と資質の向上に取り組みます。

	施策・事業	内 容
1	広報紙等による広報・啓発	広報紙やホームページの活用、人権啓発パンフレットの配布等を通じて、町民の障がいへの理解促進を図ります。
2	理解促進研修・啓発事業 障がいへの理解を深める 講演会等の実施	ピアカウンセラーによる講演会や、研修会、各種イベント等を開催することにより、障がいのある人への正しい理解を促進します。 〔関連事業〕○ちいき・ふくし博（作品展示等） ○障害者スポーツ大会
3	人権啓発作品の募集展示等 行事の開催	人権啓発作品の募集展示や各種講座、行事を開催し、障がいに関する町民意識の高揚を図ります。 〔関連事業〕○人権作文コンクール
4	「障害者週間」の周知	「障害者雇用支援月間」（9月）、「障害者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）の周知を図るとともに、障がいへの理解を深める行事の開催を検討します。
5	町職員等への研修	役場内職員への研修・講習会等により、障がいに関する意識の向上に努めます。 〔関連事業〕○ゲートキーパー養成研修 ○障害者差別解消法に基づく研修
6	学校における福祉教育充実 のための関係機関との連携	障がいの有無に関わらず、交流及び共同学習等の体験をすることで、お互いを正しく理解し合い、共生の大切さを学ぶことができるよう福祉教育を推進していきます。

②. 権利擁護体制の確立

【施策の方針】

- ◆ 障がいのある人への虐待を防止するため、虐待防止に関する仕組みやネットワークの構築を進めます。
- ◆ 「成年後見制度利用支援事業」や社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」等、障がいのある人の権利を守るための事業について、本人や家族への更なる周知と利用を推進すると同時に、町民に広く制度の理解と周知を図ります。
- ◆ 「成年後見制度法人後見支援事業」については、南足柄市社会福祉協議会や湘南西部圏域での実施状況調査を行い、本町における法人後見制度に関する調査・検討を進めます。

	施策・事業	内 容
1	権利擁護の推進	<p>知的障がいや、精神障がいのある人等が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」の周知に努め、利用の推進を図ります。</p> <p>〔関連事業〕○日常生活自立支援事業 (社会福祉協議会)</p>
2	成年後見制度の周知	<p>知的障がいや、精神障がいのある人等、意思能力がない、または判断能力が不十分な人の財産管理や契約等の法律行為全般を行う「成年後見制度」の周知や利用の促進に努めるとともに、社会福祉協議会等と連携し、法人後見制度について調査・検討します。</p> <p>〔関連事業〕○成年後見制度利用支援事業</p>
3	「障害者虐待防止センター」の機能強化	<p>虐待の防止、早期発見・早期対応のため、地域自立支援協議会等の関係機関と連携し、町に設置の「障害者虐待防止センター」の機能強化に努めます。</p>

3. コミュニケーション支援と社会参加の促進（基本目標3）

（1）情報アクセシビリティ向上とコミュニケーション支援

①. 情報提供の充実

【施策の方針】

- ◆ 誰もが必要とする情報を確実に入手できるよう、障がい特性に配慮した情報提供の充実を図ります。

	施策・事業	内 容
1	情報提供の充実	「広報なかい」や町ホームページ、窓口で配布している「障がい児者の福祉サービスについて」等、さまざまな媒体を用いて情報提供の充実を図ります。
2	障がいに配慮した情報提供の推進	文字による情報入手が困難な障がいのある人への点訳や音訳等による情報提供を推進していきます。 〔関連事業〕 ○中井町ボランティア連絡協議会による点訳・音訳事業

②. コミュニケーション支援体制の充実

【施策の方針】

- ◆ 障がいのある人の日常生活における必要な情報の入手や社会参加の機会を保障するため、手話通訳奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣等のコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

	施策・事業	内 容
1	コミュニケーション支援の充実	個人や団体からの要請に応じて、手話通訳奉仕員や要約筆記奉仕員の派遣を行う等、コミュニケーション支援の充実を図ります。 〔関連事業〕 ○手話通訳者等派遣事業 ○手話奉仕員養成研修

（2）雇用・就労・経済的支援の充実

①. 就労への支援

【施策の方針】

- ◆ 誰もがその人らしく自立した生活を営めるよう、関係機関と連携し、就労相談から地域定着支援まで一貫した支援体制の整備を図ります。
- ◆ 障がい者雇用に関する法律・制度の周知に努めるとともに、雇用者等に理解を求めていきます。
- ◆ 障がいのある人の就労機会の拡大に向けて、企業への障害の理解促進を図ります。

	施策・事業	内 容
1	就業相談の充実	<p>公共職業安定所（ハローワーク）や「障害者就業・生活支援センター」、特別支援学校等の教育機関との連携を図り、就労相談から定着支援まで、一体的な支援を推進します。</p> <p>〔関連事業〕○障害者就業支援事業 （障害者支援センター ぼけっと）</p>
2	多様な就労の場の確保	<p>就労困難な障がいのある人に、障がいに応じた就労の場を提供するため、相談支援事業所や関係企業、地域生活支援センター、就労継続支援事業所等との連携を図ります。</p> <p>〔関連事業〕○就労継続支援 ○地域活動支援センター（ひまわり）</p>
3	企業等への障がい者雇用に関する法律・制度の周知	<p>障がいのある人も働きやすい環境づくりを推進するために、企業等へ障がい者雇用に関する法律・制度の周知に努めます。</p>

②. 経済的支援の充実

【施策の方針】

- ◆ 生活安定への支援の観点から、各種年金や手当等、経済的支援制度の周知と利用の促進を図ります。

	施策・事業	内 容
1	各種手当、助成等の制度の周知	<p>制度についての周知に努め、対象となる人が各種手当や助成等を受給できるよう相談支援事業所等関係機関との連携を図ります。</p> <p>〔関連事業〕○障害者自立支援医療 ○重度障害者医療費助成事業</p>
2	経済的支援制度利用のための相談体制の充実	<p>公的扶助、年金、手当等、経済的支援制度を活用できるよう、相談体制を充実するとともに、年金・手当等について、無年金者、未受給者の発生の防止に努めます。</p> <p>また、必要に応じ各種手当や年金制度の拡充について、県等に要望していきます。</p>

(3) スポーツ・文化芸術活動等の機会の充実

①. スポーツ・文化芸術活動・レクリエーション・生涯学習の促進

【施策の方針】

- ◆ 障がいのある人が地域社会の中で生きがいのある生活を送ることができるよう、各種講座等への参加の促進を図り、また、「中井町スポーツ推進計画」との整合性を図りつつ、スポーツ・レクリエーション活動等への支援を行います。

	施策・事業	内 容
1	スポーツ・文化芸術活動の各種大会等への支援	家族や地域住民が集まり、スポーツや文化芸術活動を楽しめる各種大会の支援を行います。 〔関連事業〕 ○障害者スポーツ大会 ○県西地区障害者文化事業 ○なかいスポ・レク祭
2	自主活動への支援	スポーツ、文化団体等の育成を図るため、活動拠点の提供、活動費の補助やアドバイス等を行います。
3	各種講座等への参加の促進	障がいのある人が各種講座等に安心して参加できるよう、手話通訳奉仕員等の派遣をはじめとする環境づくりを進めます。

4. インクルーシブな保育・教育を通じた子供への支援（基本目標4）

（1）保育・教育の充実

①. 保育体制の充実

【施策の方針】

- ◆ 今後も、障がいのある子どもの多様なニーズに対応し、ライフステージを通して一貫した支援ができるよう連携します。
- ◆ 様々な実態に応じた支援を行うために、療育手帳を所持していない子どもや発達障がい児も含めた、支援を必要とするすべての子どもの実態把握に努めます。
- ◆ 発達障がいの早期発見・相談・支援と家族支援の体制の整備を推進します。

	施策・事業	内 容
1	統合保育の推進	認定こども園や保育園での障がいのある子どもの受け入れ体制の整備に努め、障がいの有無にかかわらず保育を受けることのできる「統合保育」の推進に努めます。
2	継続的な支援体制の整備	これまでの生育歴等を記録した支援ノート等の活用を図る等、就学前から就学へと途切れなくつなげる継続的な支援体制の整備に努めます。
3	発達障害への支援体制の整備	<p>発達が気になる子どもと保護者のため、心理相談員や保健師によるきめ細かな対応に努めるとともに、保健福祉事務所や医療機関、教育機関等との連携を強化します。</p> <p>〔関連事業〕 ○保育士の加配事業 ○1歳6カ月児健康診査 ○3歳児健康診査 ○「神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）」との連携</p>

②. 教育の推進

【施策の方針】

- ◆ 学校全体で障がいのある児童・生徒への理解を深め、障がい特性に応じた適切な教育が行えるよう、支援の充実を図ります。
- ◆ 多様な障がい特性を理解した教職員等の養成に努め、教育相談と福祉相談の両相談支援が連携して、障がいのある子どもとその家族を支援する体制の構築を図ります。

	施策・事業	内 容
1	就学支援の充実	特別支援学級に在籍または在籍を検討している児童・生徒について、学校医や児童相談所相談員、民生委員・児童委員、教育委員、保健師等からなる教育支援委員会を開催し、一人ひとりの特性に応じた適切な就学指導に努めます。
2	特別支援教育の充実	一人ひとりの教育的ニーズに対応できるよう、「特別支援教育」の充実を図ります。
3	統合教育実現への配慮	障がいのある児童・生徒が、可能な限り障がいのない児童・生徒とともに教育を受けられるよう配慮します。
4	放課後支援の充実	障がいや家庭の状況に応じた預かりサービスができるよう、放課後支援の充実に努めます。
5	学校施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	障がいのある児童・生徒が、安全に安心して学校生活を送れるよう、施設・設備の改善や環境の整備の推進に努めます。
6	教職員の研修の充実	特別支援教育担当者研究会等の研修会を開催し、指導支援等の諸問題について研究協議する等、特別支援教育の充実を図ります。
7	教育相談の拡大・充実	教育相談コーディネーターと臨床心理士からなるスクールカウンセラーが児童・生徒や保護者の相談に対応するとともに、教育支援センターに相談員を配置し、教育支援に努めます。 〔関連事業〕 ○町学校カウンセリング事業 ○たんぼぼ教室

③. 障がい児支援体制の充実

【施策の方針】

- ◆ 教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。
- ◆ 療育体制の整備を課題とし、児童発達支援センターの整備を視野に入れた、児童発達支援サービスの確保を目指します。
- ◆ 児童発達支援センターについては、圏域内での関係市町や事業所等と連携し、調整します。

	施策・事業	内 容
1	児童発達支援	障がいのある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などのサービスの確保に努めます。
2	障害児相談支援	児童通所支援を利用する時に、指定障害児相談支援事業者が、利用するサービスの種類や内容等を記載した障害児支援利用計画を作成します。

第4章

前計画（中井町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）の実施状況

第1節 成果目標に対する実施状況

①福祉施設の施設入所者の地域生活への移行

【成果目標】

区 分	数 値	実績 (達成状況)
令和元年度末時点の施設入所者数（A）	11人	—
（A）のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人数 ＜国の基本指針：（A）の6%以上が地域生活に移行＞	1人	0人
令和5年度末時点における施設入所者数 ＜国の基本指針：（A）の1.6%以上を削減＞	10人	11人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【成果目標】

区 分	数 値	実績 (達成状況)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置

【活動指標】

区 分	数 値	実績 (達成状況)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	令和3年度1回	0回
	令和4年度1回	0回
	令和5年度1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	令和3年度2人	0人
	令和4年度2人	0人
	令和5年度2人	2人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	令和3年度1回	0回
	令和4年度1回	0回
	令和5年度1回	0回

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【成果目標】

区 分	数 値	実績 (達成状況)
地域生活支援拠点の数	1か所	1か所
地域生活支援拠点の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会	1回	0回

④福祉施設から一般就労への移行等

(ア) 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する障がい者数

【成果目標】

区 分	数 値	実績 (達成状況)
令和元年度に一般就労をした障がい者数	1人	—
令和5年度に一般就労をする障がい者数 <国の基本指針：令和元年度実績の概ね1.27倍以上>	2人	2人

(イ) 就労移行支援事業所から一般就労する障がい者数

【成果目標】

区 分	数 値	実績 (達成状況)
令和元年度に一般就労をした障がい者数	1人	—
令和5年度に一般就労をする障がい者数 <国の基本指針：令和元年度実績の概ね1.3倍以上>	2人	2人

(ウ) 就労継続支援A型事業から一般就労をする障がい者数

【成果目標】

区 分	数 値	実績 (達成状況)
令和元年度に一般就労をした障がい者数	—	—
令和5年度に一般就労をする障がい者数 <国の基本指針：令和元年度実績の概ね1.26倍以上>	—	—

(工) 就労継続支援B型事業から一般就労をする障がい者数

【成果目標】

区 分	数 値	実績 (達成状況)
令和元年度に一般就労をした障がい者数	—	—
令和5年度に一般就労をする障がい者数 <国の基本指針：令和元年度実績の概ね 1.23 倍以上>	—	—

(オ) 就労定着支援事業の利用者数

【成果目標】

区 分	数 値	実績 (達成状況)
令和元年度の就労定着支援事業の利用者数	1人	—
令和5年度の就労定着支援事業の利用者数 <国の基本指針：令和5年度における、就労移行支援事業等を利用して一般就労に移行する者のうち 70%以上>	2人	2人

(カ) 就労定着支援事業の就労定着率

【成果目標】

区 分	数 値	実績 (達成状況)
令和5年度の利用就労定着支援事業所における就労定着率が 80%以上の事業所の割合 <国の基本指針：令和5年度における、利用就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 80%以上の事業所の割合が 70%以上>	100%	—

⑤相談支援体制の充実・強化等

【活動指標】

区 分	数 値	実績 (達成状況)
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	令和3年度有	有
	令和4年度有	有
	令和5年度有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言回数	令和3年度1回	0回
	令和4年度1回	0回
	令和5年度1回	0回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援回数	令和3年度1回	0回
	令和4年度1回	0回
	令和5年度1回	0回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	令和3年度1回	0回
	令和4年度1回	0回
	令和5年度1回	0回

⑥障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【活動指標】

区 分	数 値	実績 (達成状況)
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	令和3年度2人	1人
	令和4年度2人	1人
	令和5年度2人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	令和3年度有	無
	令和4年度有	無
	令和5年度有	無
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	令和3年度1回	0回
	令和4年度1回	0回
	令和5年度1回	0回

第2節 障がい福祉サービス・相談支援の計画値（見込量）に対する実績

介護給付・訓練等給

<訪問系サービス>

※令和5年度実績は見込値

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護	時間/月	見込量	460	245	256	265
		実績値	194	159	191	200
行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	人/月	見込量	10	7	7	8
		実績値	5	7	7	6

<日中活動系サービス>

※令和5年度実績は見込値

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	見込量	485	585	600	615
		実績値	560	547	531	555
	人/月	見込量	24	32	33	34
		実績値	30	29	28	28
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	見込量	15	10	10	10
		実績値	0	0	0	0
	人/月	見込量	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	見込量	20	10	10	10
		実績値	0	0	0	0
	人/月	見込量	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0
就労移行支援	人日/月	見込量	175	20	40	40
		実績値	56	46	22	15
	人/月	見込量	9	1	2	2
		実績値	2	2	1	1

<日中活動系サービス>

※令和5年度実績は見込値

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (A型)	人日/月	見込量	60	21	21	21
		実績値	21	32	16	0
	人/月	見込量	3	1	1	1
		実績値	1	2	1	0
就労継続支援 (B型)	人日/月	見込量	615	465	480	495
		実績値	441	445	481	560
	人/月	見込量	39	28	29	30
		実績値	26	27	31	36
就労定着支援	人/月	見込量	1	2	2	2
		実績値	2	2	1	1
療養介護	人/月	見込量	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1
短期入所 (ショートステイ)	人日/月	見込量	55	20	25	30
		実績値	9	9	7	10
	人/月	見込量	11	6	7	8
		実績値	2	3	3	7
短期入所 (福祉型)	人日/月	見込量	55	20	25	30
		実績値	9	9	7	10
	人/月	見込量	11	6	7	8
		実績値	2	3	3	7
短期入所 (医療型)	人日/月	見込量	-	-	-	-
		実績値	-	-	-	-
	人/月	見込量	-	-	-	-
		実績値	-	-	-	-

<居住系サービス>

※令和5年度実績は見込値

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人/年	見込量	12	11	11	10
		実績値	12	12	11	11
共同生活援助 (グループホーム)	人/年	見込量	8	14	15	16
		実績値	11	15	16	16
自立生活援助	人/年	見込量	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0

<計画相談支援等>

※令和5年度実績は見込値

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	件/年	見込量	75	144	156	156
		実績値	152	156	173	160
地域移行支援	人/年	見込量	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0
地域定着支援	人/年	見込量	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0

第3節 障がい児支援の計画値（見込量）に対する実績

障がい児福祉サービ

※令和5年度実績は見込値

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	見込量	135	30	30	30
		実績値	45	26	33	50
	人/月	見込量	11	4	4	4
		実績値	6	5	8	9
医療型児童発達支援	人日/月	見込量	-	-	-	-
		実績値	-	-	-	-
	人/月	見込量	-	-	-	-
		実績値	-	-	-	-
放課後等デイサービス	人日/月	見込量	165	225	250	265
		実績値	166	174	174	190
	人/月	見込量	11	18	20	21
		実績値	14	16	17	19
保育所等訪問支援	人日/月	見込量	2	2	2	2
		実績値	0	0	1	2
	人/月	見込量	1	2	2	2
		実績値	0	0	1	2
障害児相談支援	件/年	見込量	20	24	24	24
		実績値	15	20	18	24
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	見込量	-	-	-	-
		実績値	-	-	-	-
	人/月	見込量	-	-	-	-
		実績値	-	-	-	-

第4節 地域生活支援事業の計画値（見込量）に対する実績

地域生活支援事業

<相談支援事業等>

※令和5年度実績は見込値

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業実施の有無	有無	見込量	有	有	有	有
		実績値	無	無	無	無
自発的活動支援事業実施の有無	有無	見込量	有	有	有	有
		実績値	無	無	無	無
障害者相談支援事業実施の有無	有無	見込量	有	有	有	有
		実績値	有	有	有	有
基幹相談支援センターの設置の有無	有無	見込量	有	有	有	有
		実績値	無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業実施か所数	か所	見込量	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0
住宅入居等支援事業実施の有無	有無	見込量	有	有	有	有
		実績値	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業実施の有無	有無	見込量	有	有	有	有
		実績値	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業利用件数	件/年	見込量	2	1	1	1
		実績値	1	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業実施の有無	有無	見込量	有	有	有	有
		実績値	無	無	無	無

<意思疎通支援事業>

※令和5年度実績は見込値

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣延べ派遣回数	回/年	見込量	1	2	3	4
		実績値	0	0	0	1
手話通訳者設置事業実施か所数	か所	見込量	0	-	-	-
		実績値	0	-	-	-

<日常生活用具給付事業>

※令和5年度実績は見込値

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具 給付件数	件/年	見込量	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0
自立生活支援用具 給付件数	件/年	見込量	1	1	1	1
		実績値	0	0	1	0
在宅療養等支援用 具給付件数	件/年	見込量	1	1	1	1
		実績値	0	0	1	0
情報・意思疎通用 具給付件数	件/年	見込量	1	1	1	1
		実績値	0	3	1	0
排せつ管理支援用 具給付件数	件/年	見込量	220	200	200	200
		実績値	200	163	152	150
居宅生活動作補助 用具給付件数	件/年	見込量	2	1	1	1
		実績値	0	0	1	0
住宅改修費	件/年	見込量	1	1	1	1
		実績値	0	0	1	0

<移動支援事業>

※令和5年度実績は見込値

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業利 用者数	人/月	見込量	7	8	8	8
		実績値	6	6	7	7
移動支援延べ利 用時間数	時間/月	見込量	60	100	110	110
		実績値	106	98	97	100

<地域活動支援センター（地域作業所を含む）>

※令和5年度実績は見込値

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業実施か所数	か所	見込量	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1
登録者数	人/月	見込量	2	4	5	6
		実績値	5	5	5	5

<その他事業【任意事業】>

※令和5年度実績は見込値

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者訪問入浴サービス利用者数	人/月	見込量	2	1	1	1
		実績値	0	0	1	1
日中一時支援事業利用者数	人/月	見込量	5	4	5	5
		実績値	4	4	3	3
身体障害者用自動車改造費助成事業利用者数	件/年	見込量	1	1	1	1
		実績値	0	1	1	0
障害者施設通所交通費助成事業利用者数	人/年	見込量	50	30	35	35
		実績値	31	31	29	30
重度障害者等タクシー券助成事業利用者数	人/年	見込量		65	65	65
		実績値	49	56	60	60
重度障害者等自動車燃料費助成事業利用者数	人/年	見込量		90	90	90
		実績値	88	91	99	100

第5節 障がい児支援の計画値（見込量）に対する実績

①児童発達支援センター機能の整備及び保育所等訪問支援の充実

【成果目標】

区 分	数 値	実績 (達成状況)
児童発達支援センターの設置	1 箇所	1 箇所
保育所等訪問支援事業所の設置	1 箇所	1 箇所

②重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置

【成果目標】

区 分	数 値	実績 (達成状況)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1 箇所	0 箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1 箇所	1 箇所

③医療的ニーズへの対応について（協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置）

【成果目標】

区 分	数 値	実績 (達成状況)
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 人	0 人

「中井町第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」の成果目標

第 1 節 第 7 期障がい福祉計画の成果目標

①施設入所者の地域生活への移行

障がいの有無に関わらず、すべての人が地域において生活を送ることができるように、施設に入所又は精神科病院に入院している障がいのある人のうち、地域生活の環境を整えば退所・退院できる人について、地域生活への移行を促進していきます。

国の指針

- ①令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行。
- ②令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減。

◆成果目標◆

区分	数 値
令和 4 年度末時点の施設入所者数 (A)	11 人
(A) のうち、令和 8 年度末までに地域生活に移行する人 <国の基本指針：(A) の 6%以上が地域生活に移行>	1 人
令和 8 年度末時点における施設入所者数 <国の基本指針：(A) の 5%以上を削減>	10 人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がいのある人の地域移行支援等の利用を促進するとともに、保健・医療・福祉関係者による協議を実施します。

国の指針

- ①精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ②令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。
- ③入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する令和8年度末における目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91.0%以上とする。

※①～③は原則都道府県が設定すべき成果指標であるため、本町では設定しません。

◆成果目標◆

区分	目標	考え方
協議の場の設置	圏域で設置	令和8年度末までに「足柄上地区地域自立支援協議会」を活用し、広域で設置します。

◆活動指標◆

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	圏域で実施	圏域で実施	圏域で実施
協議の場への関係者の参加者数	圏域で実施	圏域で実施	圏域で実施
協議の場における目標設定	圏域で実施	圏域で実施	圏域で実施
協議の場における評価の実施回数	圏域で実施	圏域で実施	圏域で実施

※精神障がいのある人のサービスの利用状況を把握するため、以下の障がい福祉サービスを活動指標として設定します。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助	10人	11人	12人
精神障害者の自立生活援助	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	1人	1人	1人

③地域生活支援の充実

国の基本指針に基づき、居住支援機能と地域支援機能を一体的に行う地域生活支援拠点の整備を進めるとともに、その機能の充実のための運用状況の検証及び検討を行います。

国の指針

- ①地域生活支援拠点等について、令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
- ②その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
- ③強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。【新規】

◆成果目標◆

区分	目標	考え方
地域生活支援拠点の数	圏域で設置済み	令和4年度に、足柄上地域の圏域で設置。
地域生活支援拠点等の機能の充実のためのコーディネーターの配置人数	1人	足柄上地域の圏域の市町や事業所と広域的に連携し、コーディネーターを配置します。
拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置人数	1人	足柄上地域の圏域の市町や事業所と広域的に連携し、障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置を目指します。
支援ネットワーク等による効果的な支援体制の構築の有無	構築	足柄上地域の圏域の市町や事業所と広域的に連携し、効果的な支援体制の構築を目指します。
緊急時の連絡体制の構築の有無	構築	足柄上地域の圏域の市町や事業所と広域的に連携し、緊急時の連絡体制の構築を目指します。
支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する回数	1回	足柄上地区地域自立支援協議会において、運用状況の検証及び検討の場の設置を目指します。
強度行動障害を有する障がい者の状況や支援ニーズの把握の有無	把握する	足柄上地区地域自立支援協議会において、状況や支援ニーズの把握を目指します。
強度行動障害を有する障がい者に係る支援体制の整備の有無	整備する	足柄上地区地域自立支援協議会において、支援体制の整備を目指します。

④福祉施設から一般就労への移行等

就労支援機関や就労移行支援事業所等と連携しながら、働く機会を拡大するとともに、安心して働き続けられる支援を充実させ、一般就労への移行を促進します。

国の指針

- ①令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- ②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が、5割以上の事業所を、全体の5割以上とする。【新規】
- ③各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進する。【新規】
- ④就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指す。
- ⑤就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度末実績の1.41倍以上とする。
- ⑥就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

◆成果目標◆

(ア) 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する障がい者数

区分	数 値
令和3年度に一般就労をした障がい者数	2人
令和8年度に一般就労をする障がい者数 <国の基本指針：令和3年度実績の概ね1.28倍以上>	2人

(イ) 就労移行支援事業所から一般就労する障がい者数

区分	数 値
令和3年度に一般就労をした障がい者数	1人
令和8年度に一般就労をする障がい者数 <国の基本指針：令和3年度実績の概ね1.31倍以上>	2人

(ウ) 就労移行支援事業所から一般就労する障がい者の割合

区分	数 値
就労移行支援事業所から一般就労する障がい者の割合が5割以上の事業所の割合	—
<国の基本指針：就労移行支援事業所から一般就労する障がい者の割合が5割以上の事業所の割合が5割以上>	—

(エ) 就労継続支援A型事業から一般就労をする障がい者数

区分	数 値
令和3年度に一般就労をした障がい者数	0人
令和8年度に一般就労をする障がい者数 <国の基本指針：令和3年度実績の概ね1.29倍以上>	1人

(オ) 就労継続支援B型事業から一般就労をする障がい者数

区分	数 値
令和3年度に一般就労をした障がい者数	1人
令和8年度に一般就労をする障がい者数 <国の基本指針：令和3年度実績の概ね1.28倍以上>	1人

(カ) 就労定着支援事業の利用者数

区分	数 値
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	2人
令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 <国の基本指針：令和3年度末実績の1.41倍以上>	1人

(キ) 就労定着支援事業の就労定着率

区分	数 値
令和8年度の利用就労定着支援事業所における就労定着率が7割以上の事業所の割合 <国の基本指針：令和8年度における、利用就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合が2割5分以上>	-

⑤相談支援体制の充実・強化等

多様な相談内容や、地域における生活上の複合的な課題に対応し、増大するニーズや複雑化する相談に総合的に対応できるよう、相談体制の充実・強化に取り組みます。

国の指針

- ①令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。これらの取組を実施するにあたっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。
- ②協議会における個別事例の検討を通じて、地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

◆成果目標◆

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	圏域で設置	圏域で設置	圏域で設置
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保する	確保する	確保する
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保	確保する	確保する	確保する

◆活動指標◆

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1件	1件	1件
個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	1回	1回
主任相談支援専門員の配置	1人	1人	1人
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	1回	1回
参加事業者・機関数	圏域で実施	圏域で実施	圏域で実施
専門部会の設置数	圏域で実施	圏域で実施	圏域で実施
専門部会の実施回数	圏域で実施	圏域で実施	圏域で実施

⑥障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス事業者等に向けた各種研修の活用や、障害者自立支援審査支払等システムによる障がい福祉サービス報酬の審査結果の分析・共有等により、障がい福祉サービスの質の向上に取り組めます。

国の指針

①令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

◆成果目標◆

区分	目標	考え方
障がい福祉サービス等の質の向上	実施	各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

◆活動指標◆

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への職員の参加人数	1人	1人	1人

第2節 第3期障がい児福祉計画の成果目標

国の指針

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも一カ所以上設置する。
- ②児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できるなど、障害児の地域社会への参加・包容の推進体制を構築する。
- ③令和8年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。
- ④令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保する。
- ⑤令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない。
- ⑥医療的ケア児等支援法の施行により、医療的ケア児等に対する支援体制を充実する。

①障がい児支援の提供体制の確保

障がいや発達に課題のある子どもが地域で健やかに成長するためには、身近な地域で必要十分な支援体制が整っていることが重要です。地域における関係機関の役割を明確にし、連携が確保された重層的な地域支援体制の構築を図ります。

重症心身障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の質・量ともに確保します。

さらに、対象児に関わる保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の他職種連携によって、専門的な支援が適切に提供できるよう連携の場を確保し、対象児に関するコーディネーターを配置します。

◆成果目標◆

区分	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	県西障害保健福祉圏域及び周辺自治体との連携を図り、1か所以上設置します。
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築する	県西障害保健福祉圏域及び周辺自治体との連携を図り、推進体制を構築します。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	県西障害保健福祉圏域及び周辺自治体との連携を図り、1か所以上整備します。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	県西障害保健福祉圏域及び周辺自治体との連携を図り、1か所以上整備します。
医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置済み	令和8年度末までに足柄上地区地域自立支援協議会の部会を活用して協議を行い、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携、協議できる場の設置を目指します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1人	令和8年度末までに県西障害保健福祉圏域内の関係市町及び周辺自治体との連携を図り、コーディネーターの配置を目指します。

第 1 節 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

【サービス内容】

名称	説明
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	肢体不自由者で介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方に、外出時などにおける危険を伴う行動を予防または回避するために必要な援護を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難ある方に、外出時に移動の援護や情報提供などを行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービスの見込量】

		令和 5 年度 見込	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
居宅介護(ホームヘルプ)	見込量 (時間/月)	48	60	65	70
	見込利用者数 (人/月)	5	5	6	7
重度訪問介護	見込量 (時間/月)	151	160	165	170
	見込利用者数 (人/月)	1	1	1	1
同行援護	見込量 (時間/月)	4	8	8	12
	見込利用者数 (人/月)	1	1	1	1
行動援護	見込量 (時間/月)	0	—	—	—
	見込利用者数 (人/月)	0	—	—	—
重度障害者等包括支援	見込量 (時間/月)	0	—	—	—
	見込利用者数 (人/月)	0	—	—	—

【見込量と確保策の考え方】

- 利用時間数を見込むサービスについては、令和5年度末の利用実績見込みで1人当たり月平均利用時間数を利用人数に掛けて算出しています。
- 町内及び周辺市町の事業者を通じた必要なサービス提供体制の確保を図るとともに利用者の需要に応じた供給体制の充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【サービス内容】

名称	説明
生活介護	昼間、入浴、排せつ、食事の介護等とともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者に対し、日中、施設において、一定期間、身体機能向上・維持のためにリハビリテーションを行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者又は精神障がい者に対し、日中、施設において、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づき、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に対し、生産活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービスの見込量】

		令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	見込量 (人日/月)	530	560	580	600
	見込利用者数 (人/月)	28	29	30	31
自立訓練 (機能訓練)	見込量 (人日/月)	0	10	10	10
	見込利用者数 (人/月)	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	見込量 (人日/月)	0	10	10	10
	見込利用者数 (人/月)	0	1	1	1

就労選択支援	見込量 (人/月)	—	—	1	2
就労移行支援	見込量 (人日/月)	15	20	30	35
	見込利用者数 (人/月)	1	1	2	2
就労継続支援 (A型)	見込量 (人日/月)	0	20	20	20
	見込利用者数 (人/月)	0	1	1	1
就労継続支援 (B型)	見込量 (人日/月)	540	555	570	585
	見込利用者数 (人/月)	34	35	36	37
就労定着支援	見込量 (人/月)	1	1	1	1
療養介護	見込量 (人/月)	1	1	1	1
短期入所 (福祉型・医療型)	見込量 (人日/月)	22	25	30	35
	見込利用者数 (人/月)	5	6	7	8

【見込量と確保策の考え方】

- 利用日数（人日／月）を見込むサービスについては、各サービスの月平均利用日数に利用者数見込みを乗じて算出し見込んでいます。
- 自立訓練（機能訓練、生活訓練）はこれまで利用実績がありませんでしたが、月当たり1人、10日間の利用が可能となるようサービス提供体制を確保します。
- 短期入所（医療型）は実績がないため利用見込みを設定しませんが、必要に応じて利用できる体制を整備します。
- 施設利用者のニーズや施設事業者の意向を尊重しつつ、さまざまな情報提供等を行いながら利用者が自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。また、広域的な連携のもと、サービス提供事業者の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

【サービス内容】

名称	説明
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	障害者支援施設、グループホーム、精神科病院等から1人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者に、定期的な巡回訪問などにより生活力等を補う支援を行います。

【サービスの見込量】

		令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	見込利用者数 (人/年)	11	11	11	10
共同生活援助 (グループホーム)	見込利用者数 (人/年)	16	18	19	20
自立生活援助	見込利用者数 (人/年)	0	1	1	1

【見込量と確保策の考え方】

- 施設入所支援の実績は横ばいとなっていましたが、成果指標を踏まえ、地域移行を促進して減少傾向となることを見込みます。
- 自立生活援助は平成30年から開始された事業で、実績がありませんでしたが、1人の利用が可能となるようサービス提供体制を確保します。
- 施設入所支援については、経過措置を利用する施設の意向に配慮しつつ、必要な障がい者等が利用できるよう町内及び周辺市町村の事業者と連携しサービス提供事業者の確保に努めます。

また、入所施設から地域生活への移行を希望する障がい者等の受け皿として共同生活援助（グループホーム）の整備については、関係機関と連携しながら、需要に応じて、事業者への働きかけを行います。

(4) 計画相談支援等

【サービス内容】

名称	説明
計画相談支援	福祉サービスを受ける障がい者に、障がい者の総合的な相談やサービス利用計 画案作成、サービス提供事業者との連絡調整やモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所、入院している精神障がい者が、地域生活に移行するための相談や支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者の常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要な支援を行います。

【サービスの見込量】

		令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	見込利用件数 (件/月)	14	16	17	18
地域移行支援	見込利用者数 (人/年)	0	1	1	1
地域定着支援	見込利用者数 (人/年)	0	1	1	1

【見込量と確保策の考え方】

- 計画相談支援の実績は増減を繰り返していたため、緩やかな増加傾向を見込んでいます。
- 地域移行支援、地域定着支援の実績はありませんでしたが、1人の利用が可能となるようサービス提供体制を確保します。
- 支援を必要とする利用者に対し、サービスの利用調整・モニタリングなどの支援が適切に提供されるよう相談支援事業者と連携し、新たな相談支援専門員の人材確保に努め、また、新規事業者の参入を促進し、サービスの充実を図ります。
また、地域移行支援や地域定着支援のサービス内容等について、事業者と情報連携をし、サービスの活用促進に努めます。

第2節 障害児福祉サービスの見込量

(1) 障害児通所支援、障害児相談支援

【サービス内容】

名称	説明
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に、放課後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための支援を行います。
障害児相談支援	福祉サービスを受ける障がい児に、障がい者の総合的な相談やサービス利用計 画案作成、サービス提供事業者との連絡調整やモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	広域での医療的ケア児に対する協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児の状態にあり、支援を受けるために外出することが困難な障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの発達支援を行います。

【サービスの見込量】

		令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	見込量 (人日/月)	50	50	60	70
	見込利用者数 (人/月)	9	5	6	7
医療型 児童発達支援	見込量 (人日/月)	-	-	-	-
	見込利用者数 (人/月)	-	-	-	-
放課後等 デイサービス	見込量 (人日/月)	190	185	195	205
	見込利用者数 (人/月)	19	18	19	20
保育所等訪問支援	見込量 (人日/月)	2	2	2	2
	見込利用者数 (人/月)	2	2	2	2

		令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	見込利用件数 (件/月)	2	2	2	2
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	見込量 (人)	—	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	見込量 (人日/月)	—	—	—	—
	見込利用者数 (人/月)	—	—	—	—

【見込量と確保策の考え方】

- 利用日数（人日／月）を見込むサービスについては、各サービスの月平均利用日数に利用者数見込みを乗じて算出し見込んでいます。
- 療育が必要な児童を的確に把握し、保護者等が子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。

第3節 地域生活支援事業の見込量

(1) 相談支援事業等

【サービス内容】

名称	説明
理解促進・研修啓発事業実施の有無	障がい者等の日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業実施の有無	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業を行います。
障害者相談支援事業実施の有無	日常生活上の支援を必要とする障がいのある方やそのご家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進を図ります。
住宅入居等支援事業実施の有無	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により、入居が困難な知的障がい者又は精神障がい者に対し、入居に必要な調整等を行います。
成年後見制度利用支援事業実施の有無	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用に要する費用（登記手数料、鑑定費用等）の全部又は一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

【サービスの見込量】

	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業実施の有無	無	有	有	有
自発的活動支援事業実施の有無	無	有	有	有
障害者相談支援事業実施の有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	-	無	有	有
住宅入居等支援事業実施の有無	無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業実施の有無	有	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業実施の有無	無	有	有	有

【見込量と確保策の考え方】

- 令和5年度末の利用実績見込みをもとに、事業実施の有無について見込んでいます。
- 障がい特性に応じた指定相談支援事業者に委託することで、障がい者等に対応できるような相談体制の確立に努めるとともに、身近で気軽に相談できる体制の充実を図ります。
- 成年後見制度利用支援事業については関係機関との連携を強化し、対象者の把握、制度の普及・啓発に努め、保護・援助が必要な知的障がい者、精神障がい者に対して、制度の利用を支援していきます。
- 成年後見制度法人後見支援事業については未実施でしたが、令和4年度に成年後見センターが設置されていることから、必要なニーズに対応できるよう努めます。

(2) 意思疎通支援事業

【サービス内容】

名称	説明
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記者等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【サービスの見込量】

	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣延べ派遣回数 (回/年)	1	2	3	4

【見込量と確保策の考え方】

- 手話通訳者派遣事業は実績が令和5年度に増加したため、令和6年度以降は増加を見込んでいます。
- 手話通訳者設置事業は、実施見込みを設定しませんが、必要なニーズに対応できるよう努めます。

(3) 日常生活用具給付事業

【サービス内容】

名称	説明
日常生活用具給付等事業	重度障がい者を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。サービスを利用する人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めるとともに、利用者のニーズをよく把握し、適切な給付を行います。

【サービスの見込量】

	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具給付件数 (件/年)	0	1	1	1
自立生活支援用具給付件数 (件/年)	0	1	1	1
在宅療養等支援用具給付件数 (件/年)	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具給付件数 (件/年)	0	1	1	1
排せつ管理支援用具給付件数 (件/年)	150	160	170	180
居宅生活動作補助用具給付件数 (件/年)	0	1	1	1
住宅改修費 (件/年)	0	1	1	1

【見込量と確保策の考え方】

- 令和5年度末の利用実績見込みをもとに、サービス利用件数の増加等を勘案しながら、利用件数について見込んでいます。
- 過去の給付実績を勘案しながら、一人ひとりの状況の把握に努め、障がいの種類及び程度に応じた適切な給付に努めます。

(4) 移動支援事業

【サービス内容】

名称	説明
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者等の社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等社会参加のための外出の支援を行うことにより、障がい者等の地域での自立生活及び社会参加を促します。

【サービスの見込量】

	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業利用者数 (人/月)	7	7	8	9
移動支援延べ利用時間数 (時間/月)	100	100	115	130

【見込量と確保策の考え方】

- 令和5年度末の利用実績見込みをもとに、サービス利用者の増加等を勘案しながら、利用者数及び利用時間について見込んでいます。
- これまで実施してきた事業の委託先に対し、今後もサービス提供事業者として指定していくことで提供体制を確保するとともに、利用者のニーズを把握しながら提供体制の充実に努めます。

(5) 地域活動支援センター（地域作業所を含む）

【サービス内容】

名称	説明
地域活動支援センター機能強化事業	障がい者等を地域活動支援センターに通わせ、創作的活動又は生産活動の機会 の提供及び社会との交流促進等の基礎的事業並びに基礎的事業の機能を強化するその他の事業を実施し、障がい者等の福祉の増進を図ります。

【サービスの見込量】

	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業実施か所数	1	1	1	1
利用者数（人/月）	5	5	6	7

【見込量と確保策の考え方】

- 令和5年度末の利用実績見込みをもとに、サービス利用者の増加等を勘案しながら、利用者数について見込んでいます。
- 足柄上地区1市5町で連携しながら、障がいの特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実に努めます。

(6) その他事業【任意事業】

【サービス内容】

名称	説明
重度障害者 訪問入浴サービス	ホームヘルパー対応では入浴が困難で、かつ施設にも通所できない重度障がい者等を対象に、入浴車による訪問入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	日中、一時的に見守りが必要な障がい児者を対象に、日中活動の場を確保します。
身体障害者用自動車改造費 助成事業	身体障害者手帳をお持ちの方が、就労等の社会参加に伴い自動車を改造する場合、その改造費を助成します。
障害者施設通所 交通費助成事業	障がい者施設等に通所する障がい者の方に、施設への通所に要する交通費を助成します。
重度障害者等タクシー券助 成事業	在宅の重度の障がい者の方の経済的負担の軽減や社会参加の促進のために、タクシー券を交付します。
重度障害者等自動車燃料費 助成事業	在宅の重度の障がい者の方の経済的負担の軽減や社会参加の促進のために、自動車燃料費の助成をします。

【サービスの見込量】

	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者訪問入浴サービス利用者数 (人/月)	1	1	1	1
日中一時支援事業利用者数(人/月)	3	4	5	6
身体障害者用自動車改造費助成事業 利用者数(件/年)	0	1	1	1
障害者施設通所交通費助成事業 利用者数(人/年)	30	30	35	35
重度障害者等タクシー券助成事業 利用者数(人/年)	60	65	70	70
重度障害者等自動車燃料費助成事業 利用者数(人/年)	100	100	105	110

【見込量と確保策の考え方】

- 令和5年度末の利用実績見込みをもとに、サービス利用件数の増加等を勘案しながら、利用件数について見込んでいます。
- 事業の情報提供を行い、事業の利用を支援していきます。

第1節 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。

また、すべての職員が、障がい者（児）に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけではなく広く町民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの町民の参加が不可欠です。

町民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

(3) 連携・協力体制の確保

障がい者（児）の地域生活基盤の充実を図ることを目的として各種福祉サービスの提供を行うサービス提供事業者や当事者団体、民生委員・児童委員、さらに自治会等の地域団体との連携・協力を図ります。

必要な研修等を行うことにより、障がい者（児）への相談支援や障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

また、障がい福祉サービスの提供や就労支援、地域生活への移行促進等においては、本町における取り組みだけではなく、神奈川県並びに周辺自治体を含む関係機関との広域的な調整が必要不可欠であり、適宜、連携・協力を図りながら、計画を推進します。

(4) 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく事業・施策を広く町民の理解を得ながら推進するために、関係機関・団体との連携による幅広い広報・啓発活動を行うとともに、関係機関、団体の啓発事業との協働等により、町民、地域団体、当事者団体など、地域全体に広く周知されるように広報・啓発活動を推進します。

また、本計画の趣旨や施策、実施状況等については、本町ホームページ等を通じ、広く情報提供を行い、町民の理解促進を図ります。

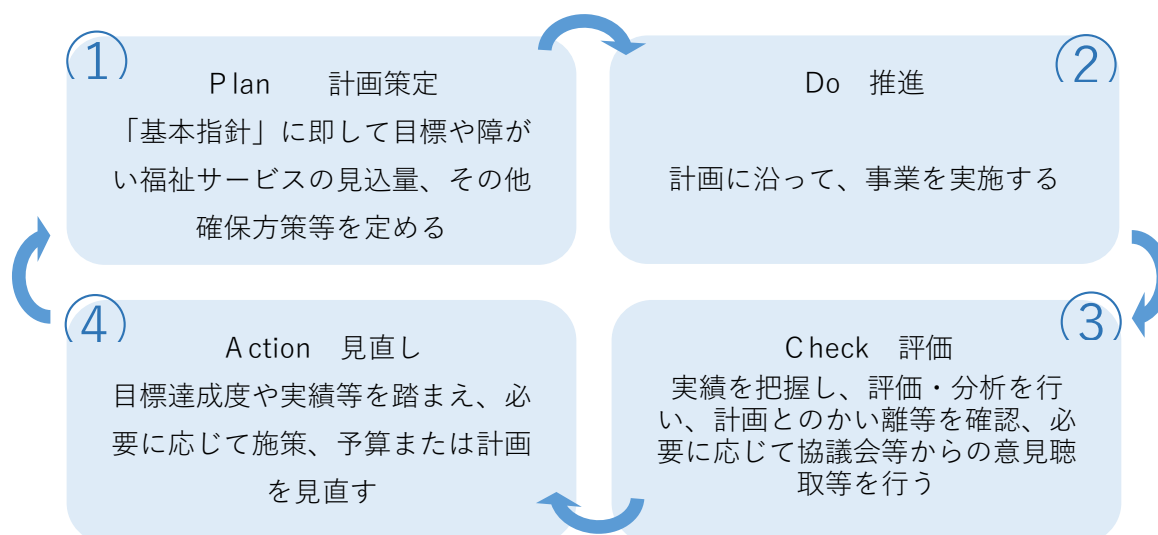
(5) 計画の評価・管理の実施

障がい者（児）やその家族、関係団体との意見交換とともに、計画の進捗状況について調査・評価・把握するとともに、PDCAサイクルにより計画を着実に推進します。

また、本計画の実施状況は定期的に、「中井町障害者福祉計画策定委員会」に報告し、成果目標・活動指標等について評価・検証を行うとともに、その結果を公表します。

そして、計画推進における課題の確認と改善方策の検討を進め、同審議会での検証に向けた情報提供を行います。

これらの評価を踏まえ、計画変更の必要が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行い、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。



資料編

中井町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中井町障害者福祉計画策定委員会の設置に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく障害福祉計画の策定及び推進のために必要な調査及び審議を行うため、中井町障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定及び推進のための調査及び研究に関すること。
- (3) その他計画の策定及び推進のために必要な事項。

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害者及び障害者団体の代表者
- (2) 障害者福祉施設の代表者
- (3) 保健福祉関係団体の代表者
- (4) 行政機関職員
- (5) 町民代表

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から策定した障害福祉計画の終了年度の前年度の3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は、町長が招集する。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、予め委員長の承認を得て代理人を出席させることができる。

3 委員会は、委員（前項に規定する代理人を含む）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、中井町福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

中井町障害者計画策定委員会委員名簿

(後日記載します。)

用語一覧

あ 行	アクセシビリティ	年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること
	あんしんネット事業	広域連携を活用した支援体制づくりを行い、在宅で生活している重症心身障がい者又は医療的ケアが必要な重度の障がいをお持ちの方で、短期入所サービスを利用していない又は十分なサービスが行き届かない方を対象に短期入所サービスを提供することで、地域で安心して暮らせるよう皆さんの生活をサポートする事業のこと
	育成医療	児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うもの
	医療的ケア児	人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと
	インクルーシブ	誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合い、社会の構成員として包み込むこと
	オストメイト	直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障がいを負い、腹部に人工的に排泄のための孔（ラテン語でストーマ）を造設した人のこと
か 行	基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う機関
	グリーンバルト	安全・安心に通行できる道路環境の確保のため、道路の路肩を緑色に塗り、歩行者の安全を確保する道路整備のこと
	ケアマネージャー	介護支援専門員のことであり、介護保険制度においてケアマネジメントを実施する有資格者のこと。要支援・要介護認定者およびその家族からの相談を受け、介護サービスの給付計画（ケアプラン）を作成し、自治体や他の介護サービス事業者との連絡、調整等を行う。介護保険法に基づく名称は介護支援専門員
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと
	県ナビ事業	神奈川県では、重層的な相談支援体制を構築し、広域のかつ専門的な支援を行うことにより、障がい者の福祉の増進を図ることを目的に「障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業」を横浜・川崎・相模原を除く県内5圏域で民間の相談支援事業者に委託して実施している事業のこと
	高次脳機能障がい	高次脳機能障がい脳損傷に起因する認知障がい全般を指し、中にはいわゆる巣症状としての失語・失行・失認のほか記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどが含まれる
	更生医療	更生医療 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの
さ 行	指定難病	医療費助成の対象となる難病のことであり、令和5年1月現在、障害者総合支援法の対象疾病は338疾病
	児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設
	社会的障壁	障がい者が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行のこと

さ 行	重症心身障がい児	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある児童・生徒を称する、医学的診断名ではなく、児童福祉での行政上の措置を行うための定義（児童福祉法第7条第2項）
	巡回更生相談	障がいの状況や地理的理由のため、更生相談所に来所できない身体に障がいのある人を対象に、小田原市保健センターでの補装具費の支給適合判定や相談を2市8町で実施している巡回相談
	障がい支援区分認定	「障がい支援区分」とは、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものであり、その度合に応じ区分1から区分6までの6段階で認定される。認定に当たっては、全国一律で定められた80項目の認定調査結果や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定され、「障がい支援区分」は障がい福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となる
	障害者総合支援法	2012年に、障害者自立支援法を改正して成立。障がい者の範囲に難病等を追加し、難病患者等が障がい福祉サービスの給付対象に含められるようになった
	小児慢性特定疾患	18歳未満の子どもの病気のうち、①慢性に経過する疾病であること、②生命を長期に脅かす疾病であること、③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であることの4項目を満たしていると厚生労働大臣が認定した子どもの病気を指す。平成29年4月1日現在、722疾病が対象となっており、代表的な病気はⅠ型/Ⅱ型糖尿病や小児ぜんそく、ダウン症などがあげられる
	精神通院医療	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの
	成年後見制度	精神神経疾患が原因で判断能力の低下した成年者（認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者など）について、本人に代わって財産保護や運用、権利保護を行う代理人を家庭裁判所が選定し、本人の財産や権利を保護する制度
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援するため、一定の要件のもと、家庭裁判所への申立費用や後見人等に支払う報酬について助成を行う事業
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とし行う事業
た 行	地域自立支援協議会	大きく分けて6つの機能（①情報機能、②調整機能、③開発機能、④教育機能、⑤権利擁護機能、⑥評価機能）があり、共通の目的である障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを目指して、情報を共有して、具体的に協働する組織のことであり、本町では南足柄市と足柄上郡5町の共同で設置している
	地域包括支援	地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルな多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的および継続的に支援すること
	特定疾病	指定難病（医療費助成の対象となる難病）の基準を踏まえつつ、障害者総合支援法の対象となる難病等の対象疾病のこと
	特別障害者手当	精神又は身体に重度の障がいを有するため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人を対象に、福祉的措置の一環として、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給する
な 行	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のこと

な 行	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと
	ノーマライゼーション	障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方
は 行	発達障がい	子どもの発達途上において、生体の機能の一部が成熟しないでとどまっている状態。広汎性発達障がい・学習障がい・注意欠陥多動性障がい（ADHD）・知的障がい・発達性言語障がい・発達性協調運動障がいなど
	バリアフリー	障がいをもつ人々が、生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）をなくすこと
	ピアカウンセラー	ピア（peer）とは、仲間という意味で、同じような悩みや障がいを持つ人の相談相手となり、自立生活を支援する人のこと
	避難行動要支援者	高齢者・障がい者・乳幼児など、特に配慮を要する人のうち、災害が発生した場合やそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するために、特に支援を要する人のこと
ま 行	民生委員・児童委員	民生委員は、社会奉仕の精神をもって、生活困窮者や母子世帯などの保護指導にあたり、社会福祉の増進に努めるのを任務とする者（民生委員法）であり、児童委員は、児童および妊産婦の保護・保健・福祉に関する援助・指導を行う民間奉仕者。厚生労働大臣から委嘱され、民生委員がこれを兼ねる
や 行	ユニバーサルデザイン	小さな子どもから成人、障害の有無に関係なく、すべての人が使いやすい設計のこと。バリアフリーという概念は、世の中に障害（バリア）があることを前提とし、それを取り除くことを意味するのに対し、ユニバーサルデザインははじめから障がい（バリア）を作らずに設計していこうという概念
ら 行	ライフステージ	人の一生を幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など人生の節目ごとの段階に分けること。
	療育体制	障がいのある子どもが、社会的に自立することを目的として行われる医療と保育体制のこと

**中井町第4次障がい者計画
第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画**

発行年月：2024年（令和6年）年3月（予定）

発行・編集：中井町

所在地：〒259-0197 足柄上郡中井町比奈窪56番地

連絡先：0465-81-1111（代表）